

569-416



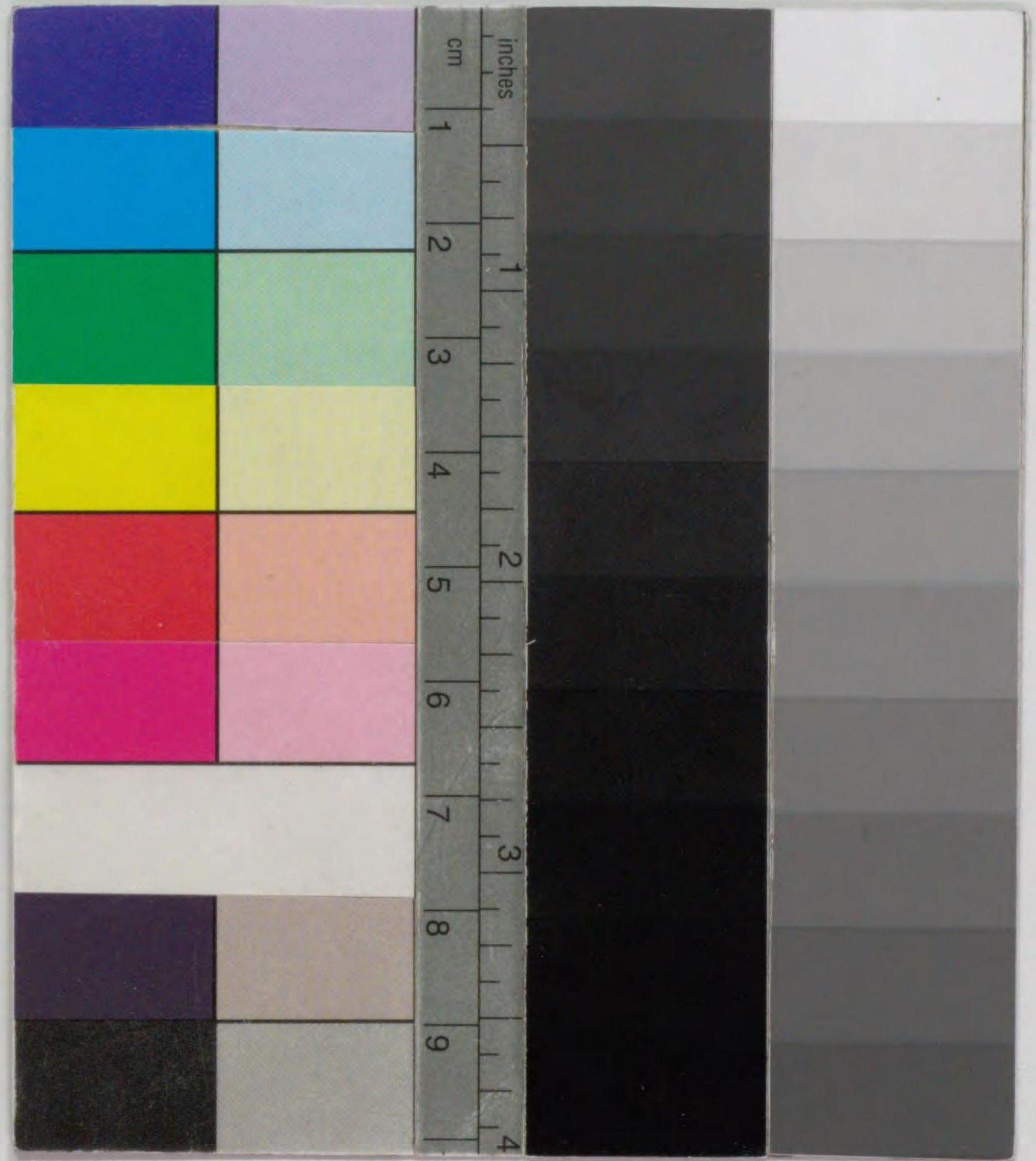
1200501517961

569

16

湖事情

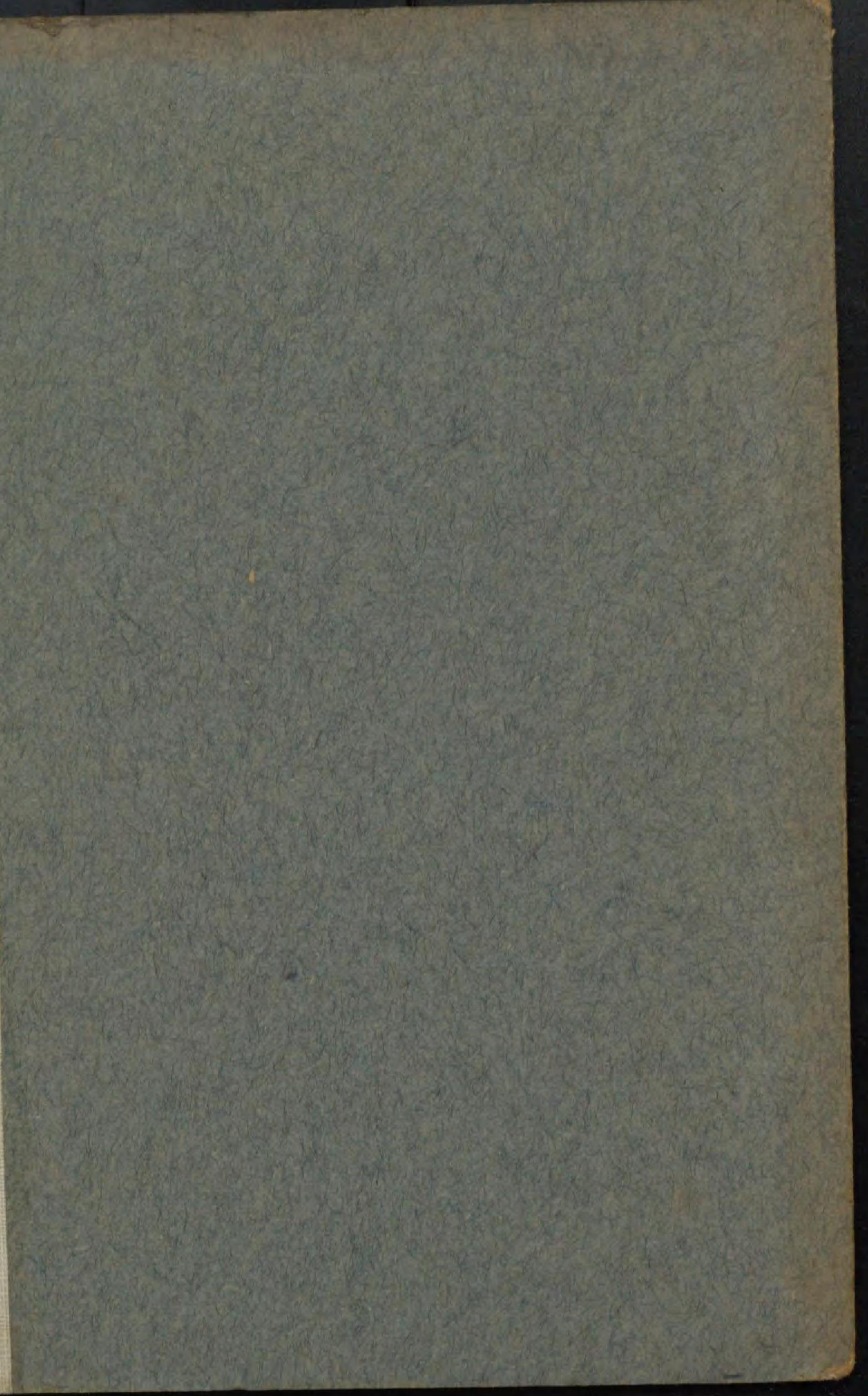
澎湖廳編

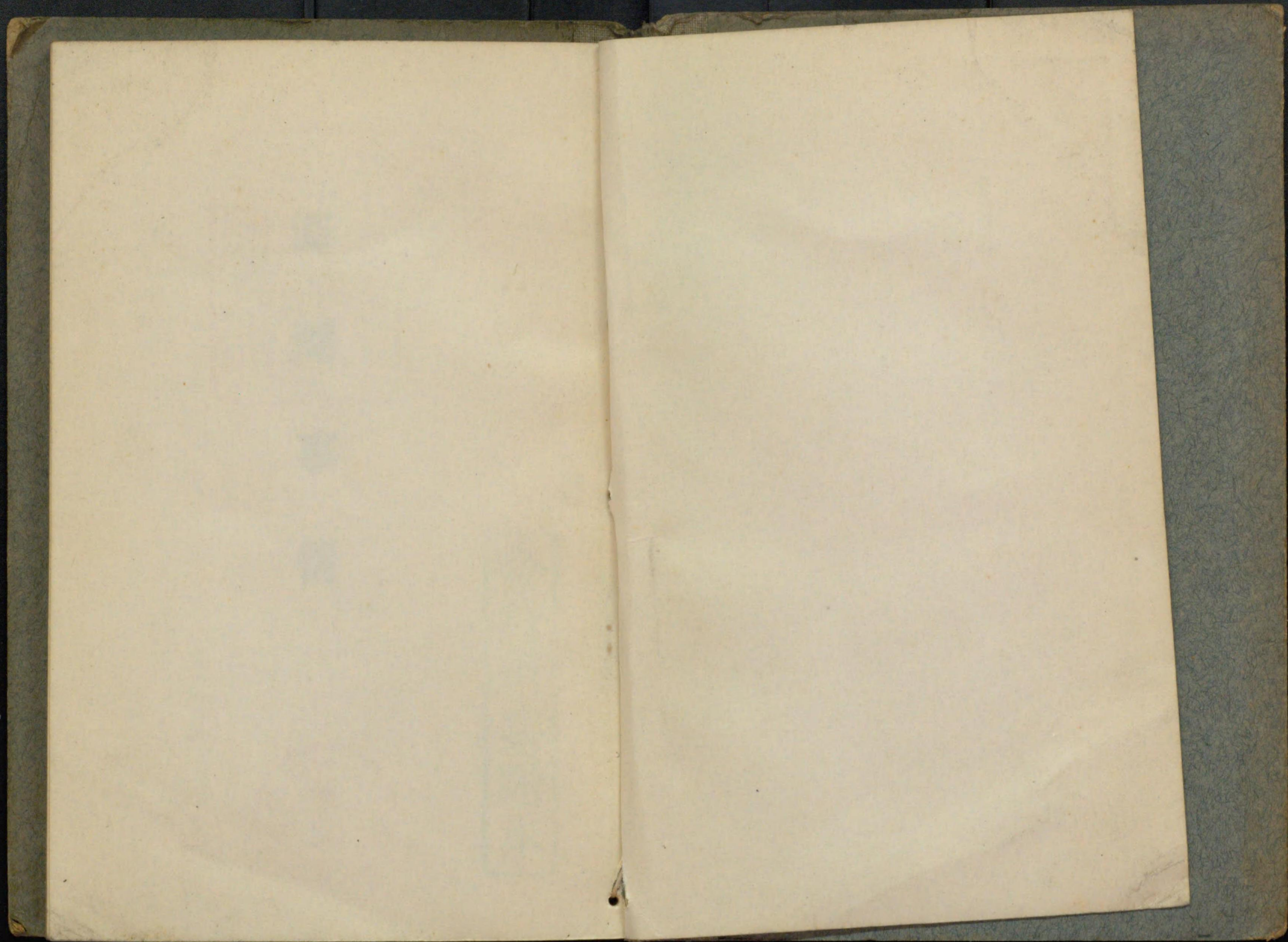




澎湖

事情







事

情



發行所寄贈本

發行所寄贈本

澎湖島の歌

本間善庫作

扶桑の南西の涯
 暖潮跳る荒海に
 六十三の島の群
 國の固めと浮ぶかな
 振りさけ見れば日の出づる
 海の彼方の山脈に
 紫包ふ新高や
 月入る海に漁火か
 世界航路の船の數

サウザンクロス北斗星

昔龍宮名もしるく

今澎湖廳統ぶ所

陸には幸の薄くとも

海に無限の寶あり

季節の風は荒ぶとも

人に不撓の力あり

砦の守り堅くして

艦浮城と猛ければ

寄する仇浪繁くとも

國民眠安からむ

國民眠安からむ

澎湖事情 目次

第一 地理氣象……………一

位置……………地勢……………地質……………氣象

第二 面積及戸口……………五

面積……………戸口……………人口密度……………馬公市街……………島外出稼者

第三 行政機關……………二

沿革……………行政機關

第四 財政……………三

一、廳財政……………三

歳入及負擔……………歳出決算……………廳地方費豫算

二、街庄財政……………一八

財政狀態……………歲入歲出決算

第五 警 察……………三

民情……………犯罪……………保甲

第六 衛 生……………二四

一般衛生狀態……………醫療機關……………一般傳染病……………マラリア病

保健衛生調査……………長壽者と盲目者

飲料水

(一) 從來の飲料水……………(二) 上總掘鑿井……………馬公水道……………下水

阿片吸食特許者

第七 社寺宗教……………三六

神社……………宗教

第八 教 育……………三六

一、學校教育……………三六

小學校……………公學校……………實業補習學校……………幼稚園……………書房

二、社會教育……………三三

澎湖圖書館……………青年會……………馬公海洋少年團……………國語普及

第九 社會事業……………三六

澎湖普濟院……………澎湖窮民籌濟會……………臺灣社會事業協會澎

湖廳支部……………日本赤十字社澎湖廳委員部

愛國婦人會澎湖廳幹事部

(一) 離島民慰安事業……………(二) 離島巡回診療……………(三) 澎湖社境內

休憩所建設……………(四) 兵器献金……………(五) 施藥救急函備付

第一〇 産 業

一、農 業 五

地味.....農業戸口.....耕地

農業施設計畫

(一)氣象上の障害を防止すること.....(二)主作物の耕種方法

を改良すること.....(三)適作物の發見耕作物の淘汰を圖る

こと.....(四)其他農業上の改善を行ふこと

重要農産額.....蔬菜.....マスクメロン

廳農會

二、畜 産 六

農家主要収入.....養豚.....養鶏.....畜牛.....山羊.....

牛乳.....家畜傳染病

三、林 業 七

領臺前後の狀況.....領臺後の造林指導.....現今の狀況.....

.....保安林.....一般造林.....耕地防風林.....基本防風林

.....苗圃.....名木由緒木.....造林地.....適樹

四、水 産 八

水産の寶庫.....其他.....澎湖廳水産會.....漁業組合.....

.....漁獲高.....水産製造高.....水産施設計畫

五、工 業 九

工業原料.....落花生油製造.....水産製造

六、礦 産 九

文石.....砒砒石.....亞炭

七、商 業 六

商業……………港津
貿易
市場 (一)臺灣本島……………(二)外國貿易……………(三)内地貿易

第一一、交通通信……………九

道路……………海上交通……………船舶數……………通信……………航路標識

第一二、金 融……………一〇三

銀行……………産業組合……………講習其の他

第一三、民事調停……………一〇五

第一四、官公署會社……………一〇七

官公署……………會社

第一五、名勝舊蹟……………一二三

媽宮城址……………媽祖宮……………施將軍廟……………觀音亭……………クール

べ中將碑……………千人塚……………澎湖社……………文石書院……………紅木埕

城址……………嘉蔭亭……………萬歲井……………萬軍井……………田中井……………松

島艦遭難記念碑松島記念館及公園……………廣丙號遭難記念碑

……………第十六號水雷艇遭難記念碑……………奈良丸遭難記念碑

……………辨天岬海水浴場……………萬人塚……………上陸記念碑……………通梁

の榕樹……………ボクハラ遭難記念碑……………七美人墓……………北島燈

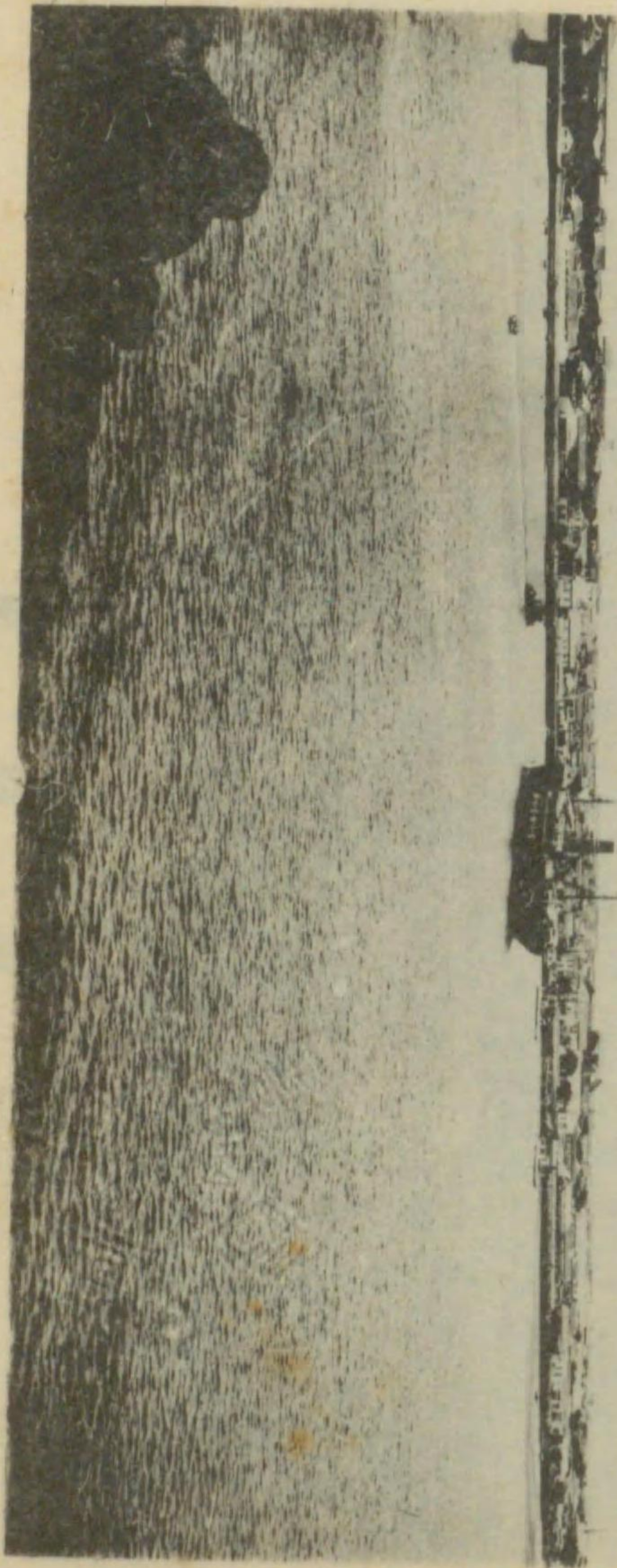
臺……………漁翁島燈臺……………西嶼落霞

第一六、澎湖の歴史……………一二九

澎湖の地名の由來……………龍宮の傳説と澎湖……………倭寇と澎湖

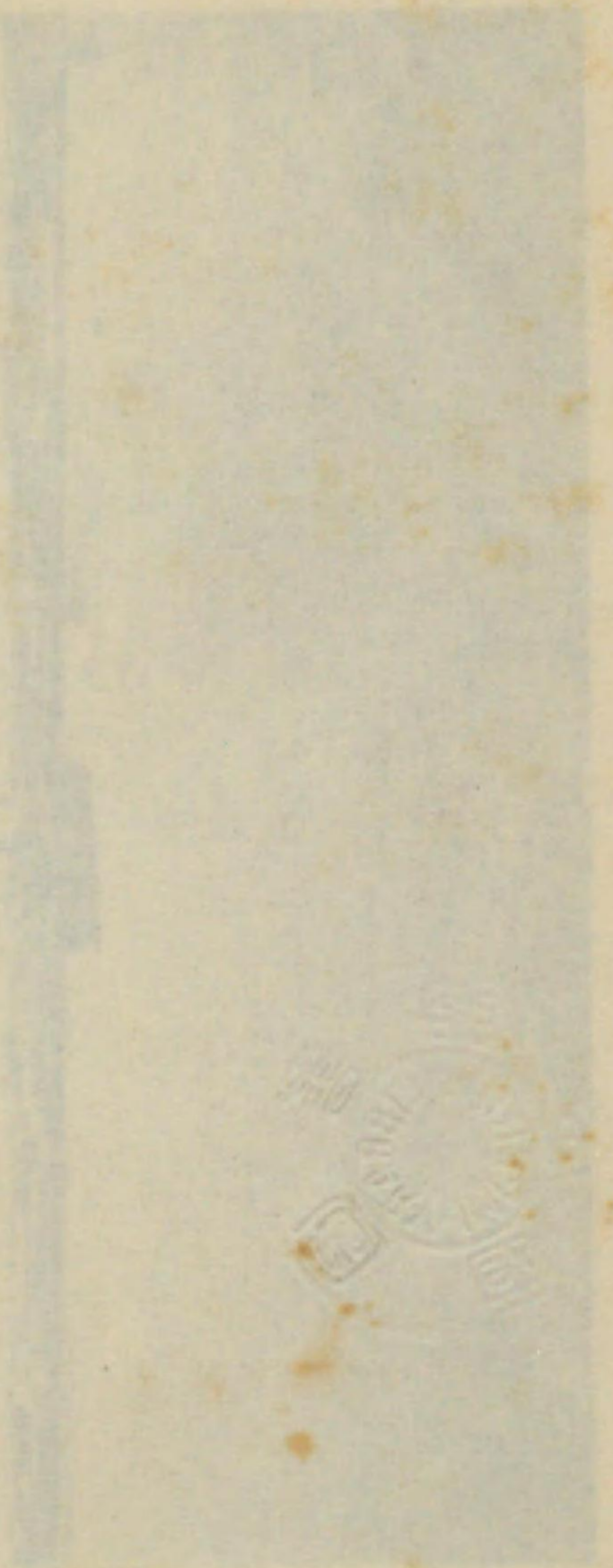
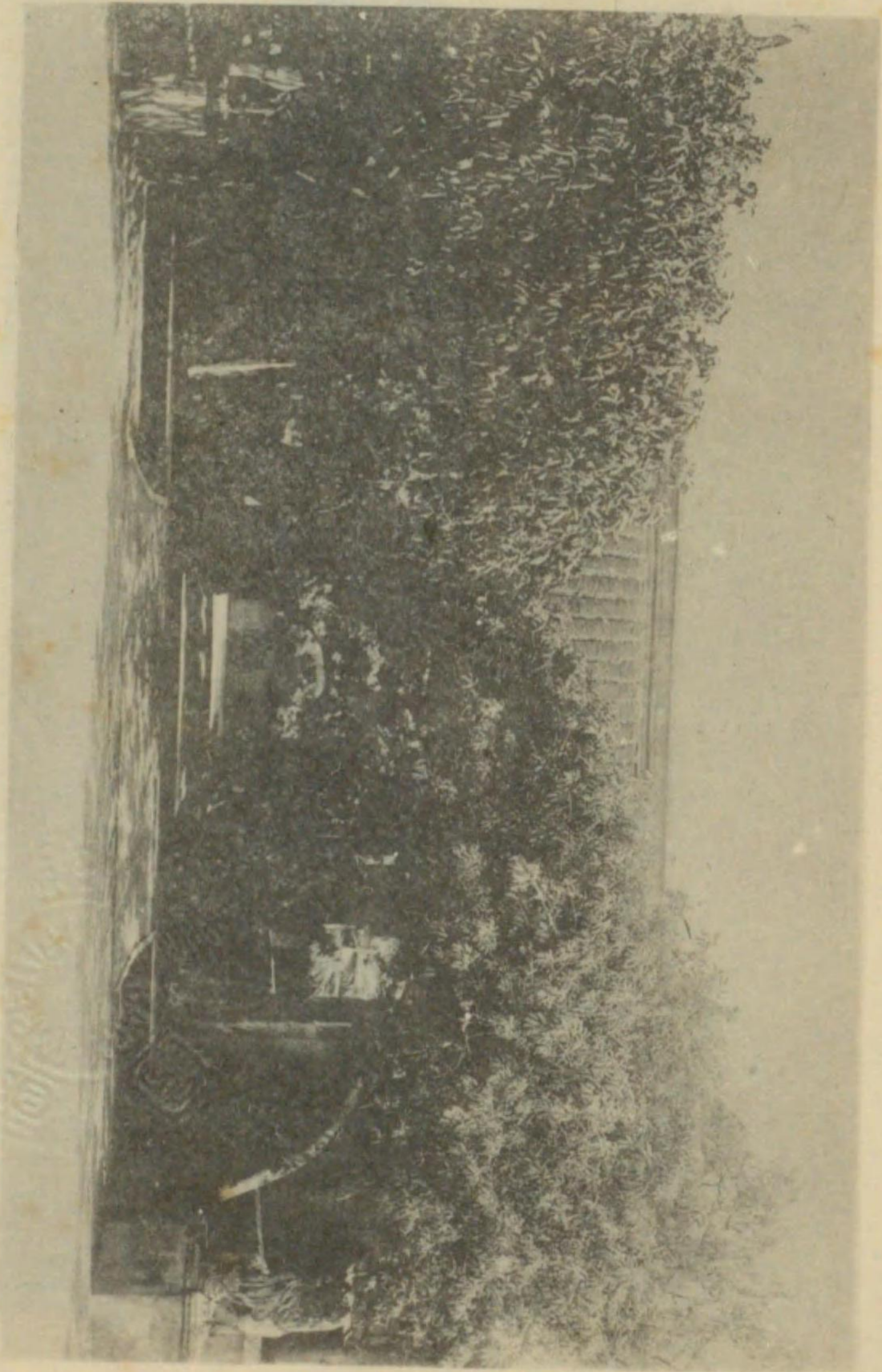
附圖

……………日本甲螺と澎湖……………紅毛と澎湖……………鄭氏時代の澎湖……………清朝時代の澎湖……………清佛戦役と澎湖……………日清戦役と澎湖

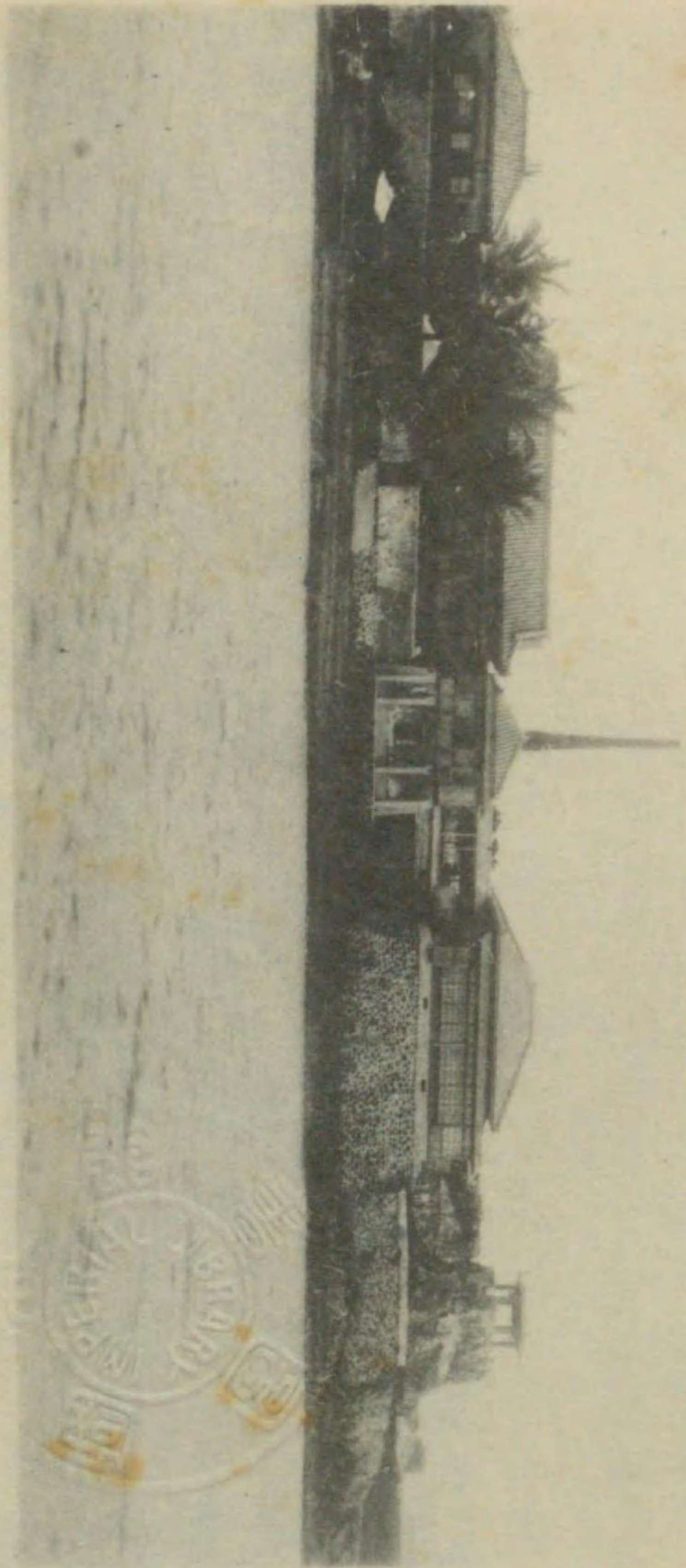


馬公港

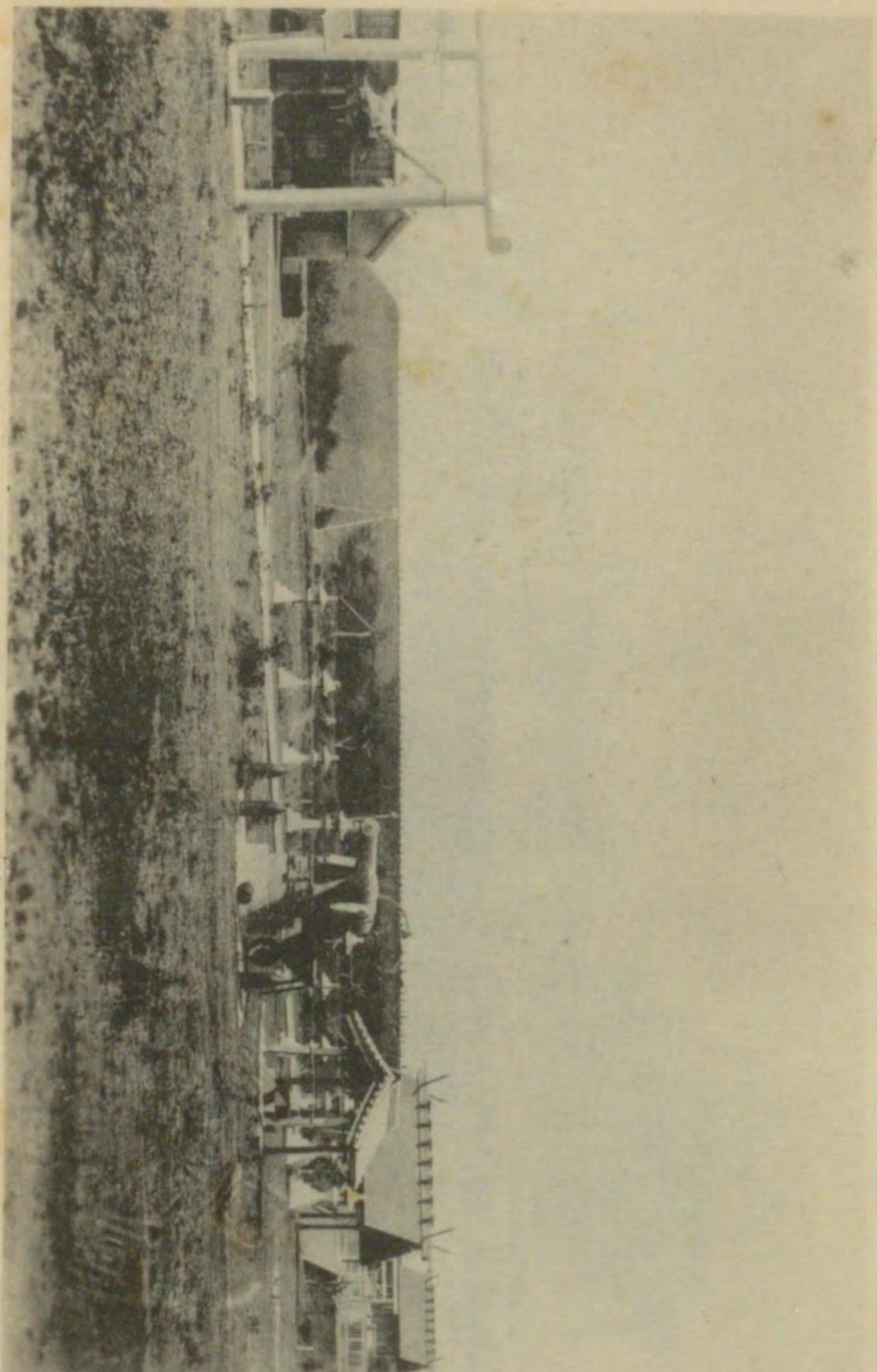
澎湖廳

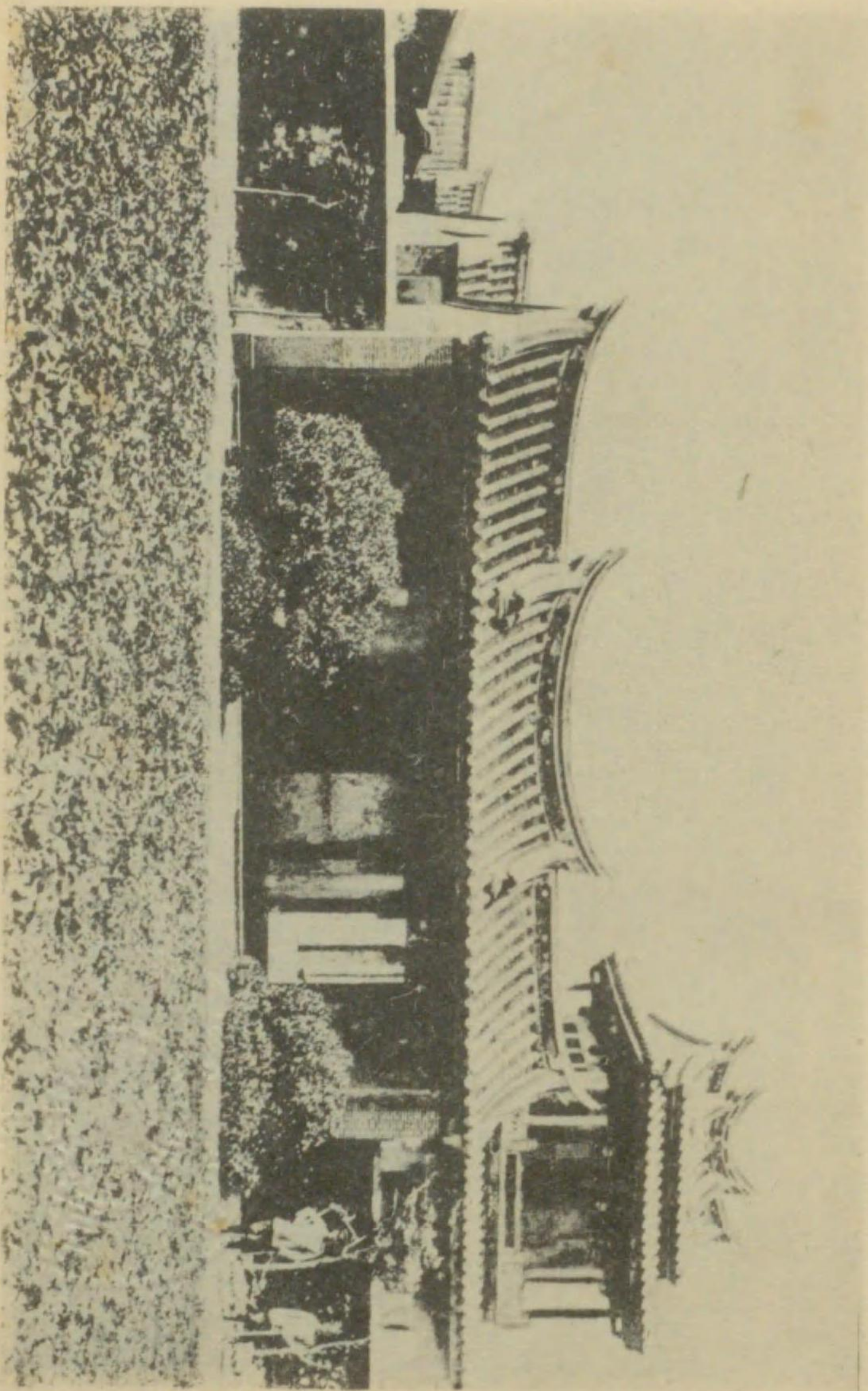


松島記念館及記念碑



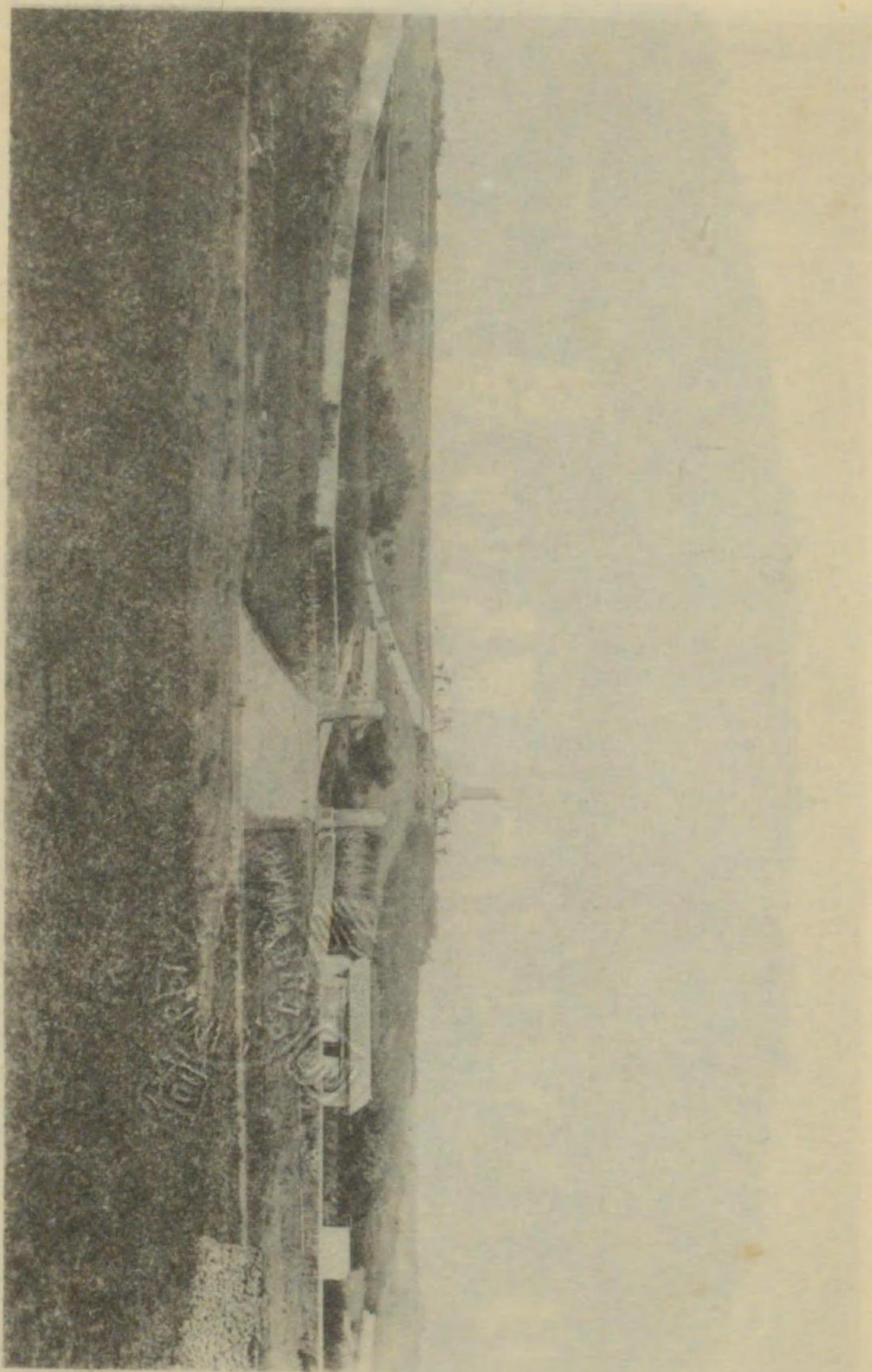
彭湖神社





院書石文

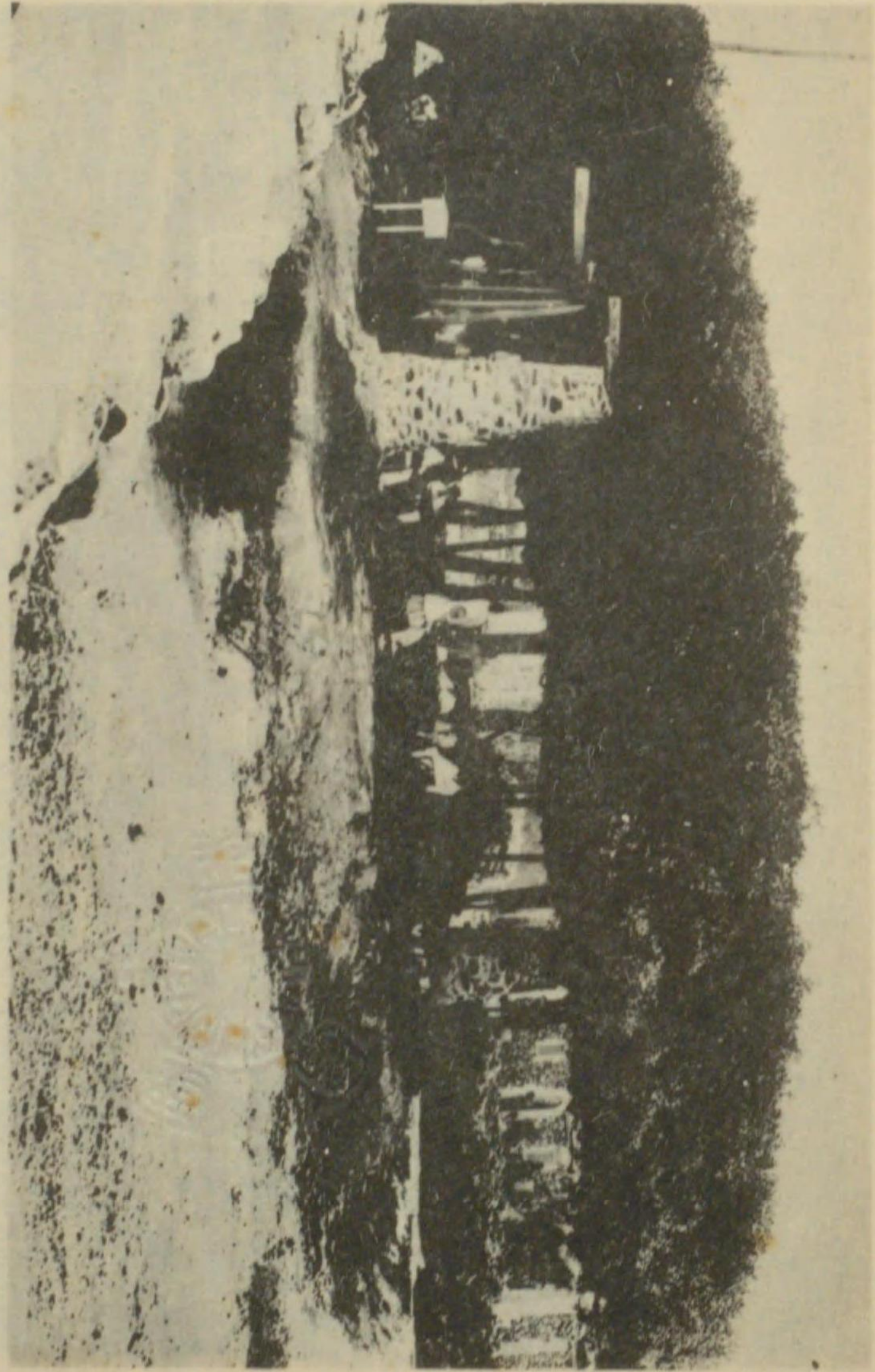




(塚人千)地墓軍陸

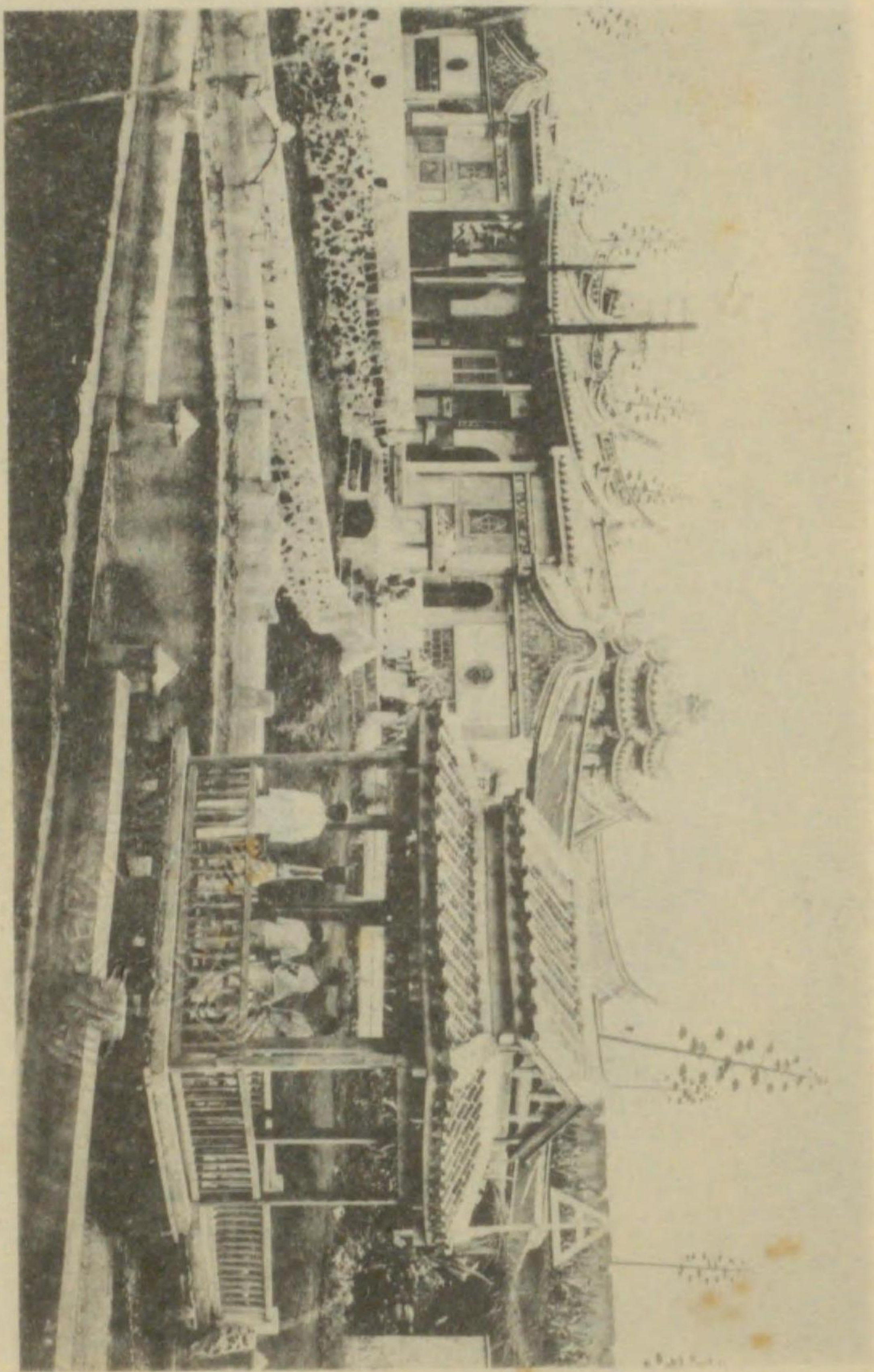


樹格の梁通

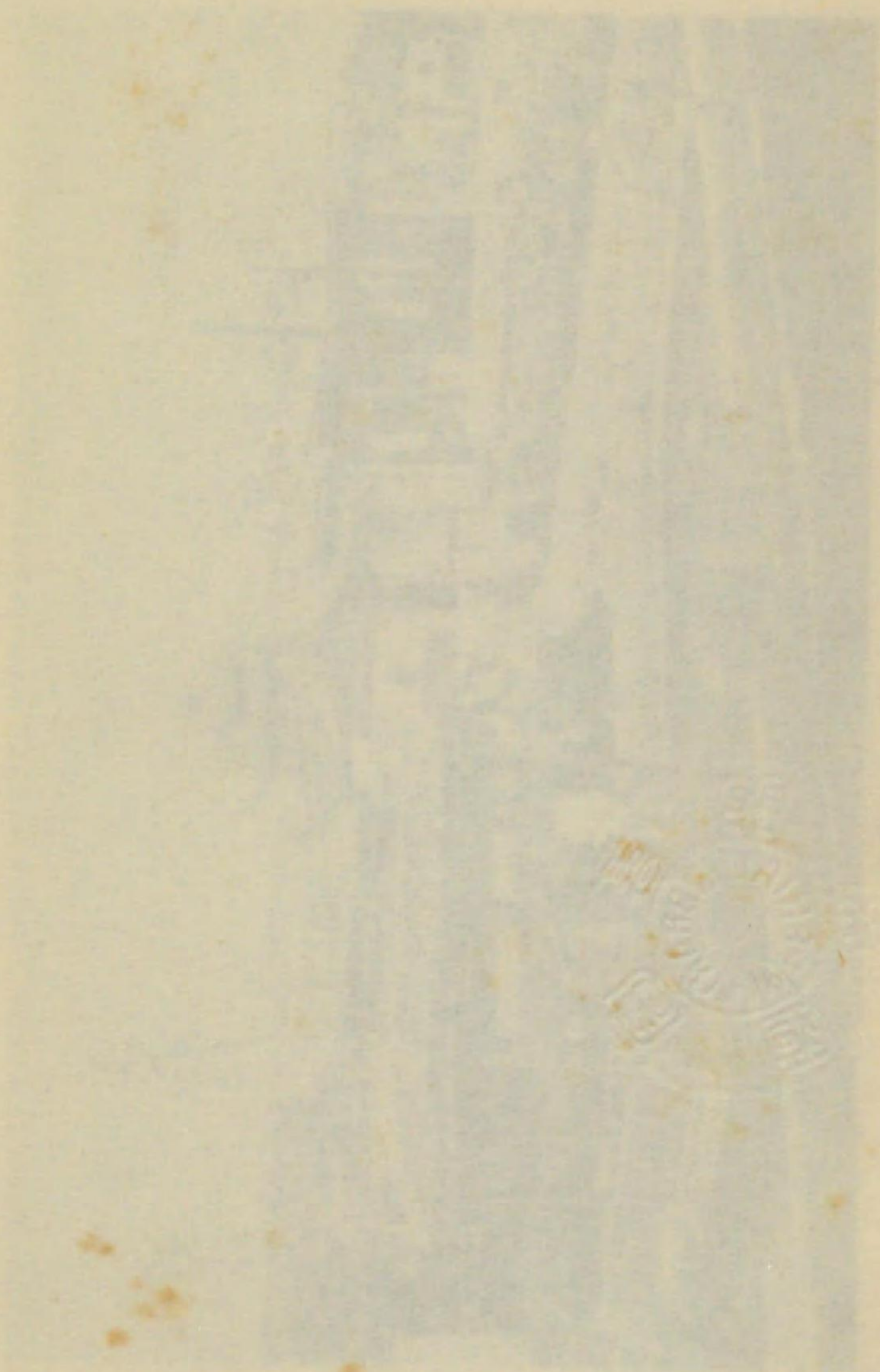
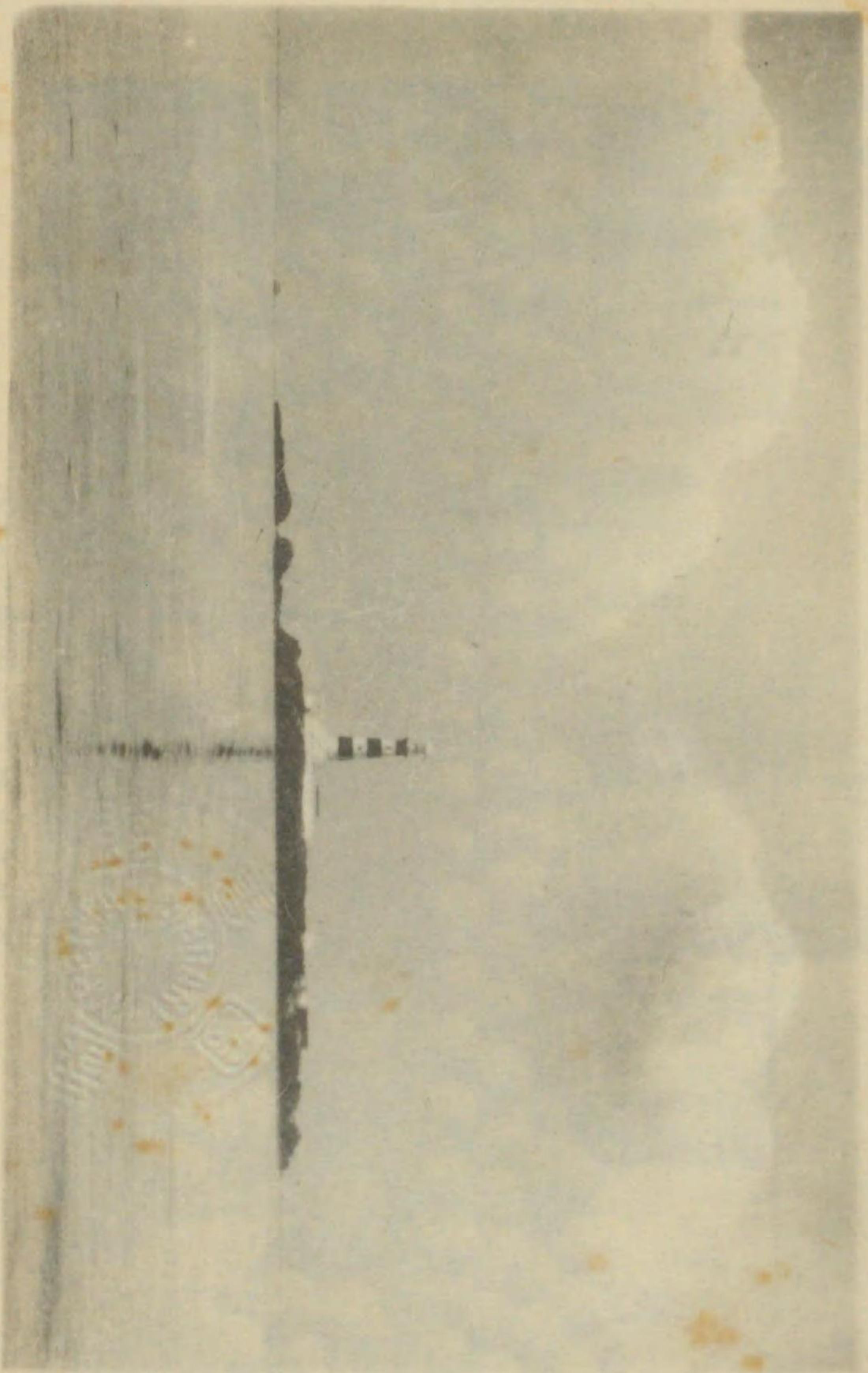


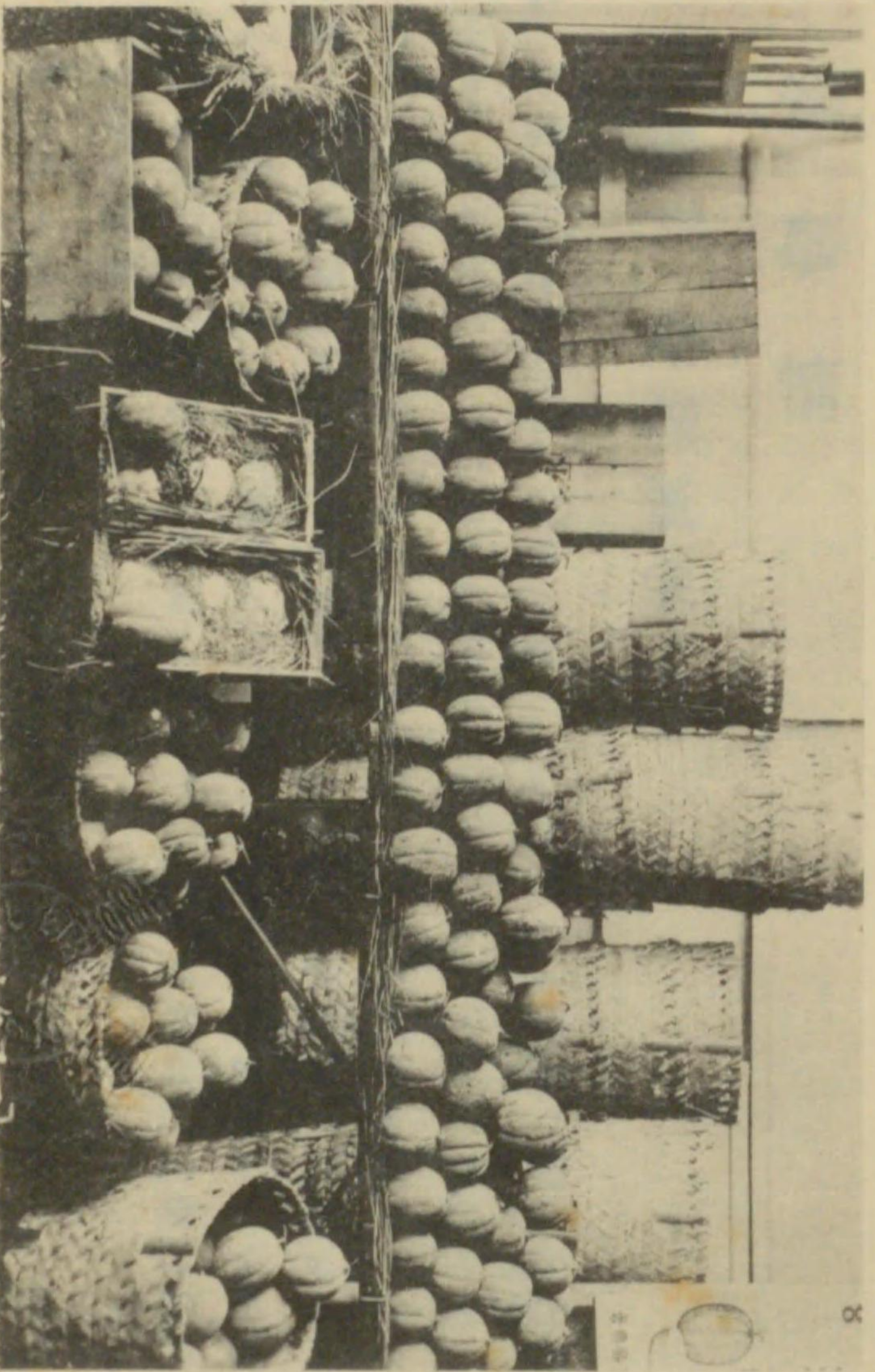
樹格の梁通

亭音觀



北 島 燈 臺





況狀出搬果生シロメクスマ

8

澎湖事情

第一地理氣象

位置 澎湖廳は臺灣海峽の南部東經一一九度一八分(位置は望安庄花嶼の西端にして帝國の極西に)より一一九度四三分に至り北緯二三度一〇分より二三度四六分に至る間に碁布する澎湖列島大小六三の島嶼即二〇の有人島と四三の無人島を管轄し、東は澎湖水道を挟みて臺灣本土に對し最短距離二四哩(馬公より高雄へ七四哩、安平へ五二哩、基隆へ一九五哩)西は臺灣海峽を隔て、中華民國福建省に對し最短距離七五哩(馬公より廈門へ九五哩)北回歸線は澎湖列島の略中央を横斷してゐる。

叙上の如く應下は帝國の極西に位すると共に又極南にも近く之を帝國の

領土的關係より見れば南はバシ、バタンの兩海峽を隔て、近く米領フィリッピン諸島及南洋諸島に臨み西南は南支那海を隔て、南支及佛領印度支那方面に對峙し軍事上帝國防備の鎖鑰たるべき頗る樞要なる地點に衝つてゐるので既に馬公には海軍として要港部を配置せられ防備隊及常備艦數隻を配備されてゐると共に一方陸軍は要塞司令部の所在地として重砲兵大隊が駐屯してゐる。

右の如き關係から澎湖本島は勿論附近一帶の島嶼は殆んど要帶に屬してゐる。

地勢 澎湖諸島の地勢は各島大同小異で概して平坦地床頗る低く平均海拔五〇尺乃至六〇尺に過ぎない、特に山岳と稱すべきものなく、高地は望安庄猫島の二四〇尺を最高とし、大嶼の二三三尺、東嶼坪の二〇〇尺之に次ぐ、馬公街は一四一尺、湖西庄は一五一尺、白沙庄は一二四尺、西嶼庄は一七八尺

を最高とする。又溪川と稱すべきものなく僅に一縷の水の低窪を選びて流るゝを見るのみである。海岸は概ね北及び西は多く懸崖を成し、一帶に屈曲參差して附近に暗礁が多い、地貌斯の如く山なく谷なく平坦であるから遠く海上より之を望めば一大平盤を水面に泛べたるが如く眞に異趣の感がある。

地質 澎湖諸島の地質は第四紀洪積層に屬し、玄武岩を以て被覆せらるゝ砂層であつて、粗面岩、石英粗面岩、輝石閃綠岩等の存在によりて察するに太古處々に數度の噴火があつたものゝ如くである。要するに澎湖諸島は玄武岩の崩壊せる岩座であつて、昔時玄武岩の低臺地が海濤の爲めに浸蝕せられ島嶼を形成したるものであらう。土壤は砂質壤土であるが樹草が少い爲め乾燥甚しく且半歳に亘る猛烈な季節風の爲めに表土を吹き飛ばされ確の地が多い。

氣象 澎湖廳下は海洋と季節風の影響を稟け春秋と見るべき季節が短く一年を通じて殆んど冬と夏との連続の如くである。毎年四月より八月迄は涼風絶間なく暑さを知らない有様であるが、九月から翌年三月迄は季節風猛威を振り各島間の交通の杜絶數旬に及ぶことが稀でない。氣温亦低下して稍寒さを覚える。雨量は一年を通じて極めて尠ない、之等の原因で樹木の繁茂阻碍せられ爲めに森林と見るべきものがない。

氣 壓	氣 温	風 力	濕 度	雨 量	年 平 均	
					攝氏	攝氏
年總量	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏
一、〇八六三	七六〇・四	二二九	六二	八三%	最高(月)	最低(月)
月最多	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏
三四六九(七月)	七六五・二(一月)	二八二(七月)	九九(一月)	八八%(五月)	攝氏	攝氏
月最少	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏
一・四(十月)	七五二・〇(七月)	一四二(一月)	三〇(八月)	七四%(十月)	攝氏	攝氏

第二 面積及戸口

面積 澎湖廳は六三の島嶼より成り(内無人島四三)總面積八方里二三で澎湖本島の四方里一七を最大とし、漁翁島の一方里一八之に次ぎ、其の他は何れも一方里未滿である。之を街庄別面積にすれば、馬公街二方里一三、湖西庄二方里二四、白沙庄一方里三〇、西嶼庄一方里二一、望安庄一方里三五である。島の周圍は澎湖本島二九・〇六里、屬島五四・〇三里計八三・〇七里である、廳下總面積八方里餘即一、三〇〇甲中、有租地は畑七、六六六甲建物敷地二六六甲計七、九三二甲で無租地は三、〇三一甲(官有畑三一甲建物敷地六一甲原野一、七四八甲墳墓地一、一九一甲其の他)である。

戸口 昭和六年末戸數一一、一八一戸人口六三、九九七人で此の中本島戸數一〇、四五三戸人口六一、四五九人で總て福建系である。内地人は一七〇戸

二、四七七人、朝鮮人一人外國人は中華民國人一八戸六〇人である。

街庄別戸數人口

(昭和六年十二月末)

街庄別	戸		數		人口	
	内地人	本島人	計	内地人	本島人	計
馬公街	六四二	三、一一〇	一七	二、三〇三	一九八六九	二、三二九
湖西庄	一五	二、一〇〇	一	二、〇九九	二、〇九九	一
白沙庄	一八	一、七三三	一	一、七四〇	一、八三七	一
西嶼庄	一八	一、六四三	一	一、六六一	八、七四五	一
望安庄	一七	一、八六八	一	一、八八五	一〇、九五七	一
計	七二〇	一〇、四五三	一八	一一、二八一	六一、四五九	一〇、九九四

備考 △は朝鮮人とす。

尙更に島嶼別に之を示せば左の通りである。

街庄別	面積 方里	戸		數		人口	
		内地人	本島人	計	内地人	本島人	計
澎湖本島	四二七〇〇	六五七	五、〇五七	一八	五、七三三	二、三五五	三〇、七六〇
馬公街	〇・一四〇〇	一	一、二六	一	一、二六	八〇六	八〇六
公馬街	〇・〇三三三	一	三七	一	三七	三五四	三五四
西嶼庄	一・一八〇〇	一八	一、六二八	一	一、六四六	八、五七九	八、六三四
小漁翁門島	〇・〇三三三	一	一五	一	一五	一六六	一六六
白沙庄	〇・九二〇〇	一〇	一、一七四	一	一、一八四	六、九二二	六、九四三
白鳥嶼	〇・〇一〇〇	一	七〇	一	七〇	四三三	四三三
員貝倉	〇・〇一八〇	一	二八	一	二八	二二六	二二六
沙大倉	〇・〇一〇〇	一	三三	一	三三	一九一	一九一

計	望 安 庄							庄			
	將軍澳	大嶼	西嶼坪	東嶼坪	花嶼	西吉嶼	東吉嶼	八罩島	吉貝	目斗	中屯
八二二六七	〇・一〇〇〇	〇・四五〇〇	〇・〇三三五	〇・〇三〇〇	〇・一〇〇〇	〇・〇五〇〇	〇・一〇〇〇	〇・四七〇〇	〇・二〇〇〇	〇・〇〇〇七	〇・〇九〇〇
七二〇	一	四					二		八		
一〇、四五三	一八七	六一五	七二	九〇	六六	一七九	六五九		三三〇		一〇七
一八											
一一、二八一	一八八	六一九	七二	九〇	六六	一八〇	六七〇		三二八		一〇七
△ 二、四七七 一	二	八				二	一五		九		
六一、四五九	一一五〇	三七九〇	三八五	五一六	三五〇	一、〇〇一	三七六五		一、三九二		六七五
六〇											一
△ 六三、九九六 一	一一五二	三七九八	三八五	五一六	三五〇	一、〇〇三	三七九〇		一、四〇一		六七六

備考一 △は朝鮮人とす。

二 目斗、吉貝、東嶼坪、西嶼坪に於ける戸口の合併は各兩嶼間交互に居住し居る關係に依るものとす。

人口密度 人口の密度は一方里平均七、七七六人で其の稠密すること臺灣第一であつて、全國府縣中に於ても東京府、大阪府に次ぎ第三位に在る。出生死亡の狀況は昭和五年中出生二、四八九人死亡一、一五六人差引一、三三三人の増加であつて、人口千に付二〇人強の増加率を示しておる。

澎湖廳下總面積八方里中に八〇字(馬公街二四字、湖西庄二四字、白沙庄一四字、西嶼庄九字、望安庄九字)ある。其の内人口千人以上の部落が二〇、五百人以上の部落が二七ある。

馬公市街 馬公街戸數人口中馬公街字馬公即ち馬公市街の戸數人口は内地人四七九戸一、七六七人、本島人八七〇戸四、九八一一人外に中華民國人一五

戸四六人である。尙馬公には此の外に陸海軍隊あり又軍艦乗組兵員のあることを知らねばならぬ。

島外出稼者 廳下は前述の如く人口の密度高く増加率も大なるに拘らず産業の見るべきものないが爲めに人口過剰の結果を來し惹いて生活難を訴ふるに至つたので、之が調節策として從來島外出稼を奨勵した。其の結果廳下より臺灣本島に出稼する者が年々其の數を増加して居る。昭和六年中島外出稼者男一二、二四四人女六、五六八人計一八、八一二人である。昭和六年中現金送付高六九、六三二圓送付物品換算高七一、九七五圓計一四一、六〇七圓である。勿論此の金額は正確にわかつて居るものゝみであるから此の外に尙多額の送金あること疑ひない所である。島外出稼は已むを得ないことであるが、之が爲め島内では従順な人間であつたものが他郷に於て渡り者扱ひさるゝ爲め自然荒み行くのであらうか之が、毎年二回の歸省に依りて

島内の淳朴の氣風を破壊すること少くないのは遺憾に堪へない。

第三 行政機關

沿革 明治二十八年四月十七日締結の下關係約に依り臺灣は帝國の領土となつた。下關係約第二條には(一)臺灣全島及び其の附屬諸島と(二)澎湖列島と列記されて居る。其の後久しい間總督府官制には臺灣總督は臺灣及び澎湖列島を管轄すとあつた。明治二十八年六月地方官假官制で臺灣本島に三縣六支廳を置かれたとき澎湖には別に島廳を置かれ、同年八月總督府條例で二民政支部、四支廳、九出張所を置かれたときも亦澎湖には島廳を置かれ、二十九年三月臺灣總督府地方官官制を制定し三縣一廳を置かれたとき澎湖には廳を置かれた。其の後三十年五月官制改正に依り六縣三廳を置かれた時も、三十一年六月三縣三廳を置かれた時も、三十四年十一月縣を廢して

二十廳とされた時も、四十二年十月改めて十二廳とされたときも澎湖は依然として廳を置かれ總督に直隸して居つた。然るに大正九年九月制度改正に依り臺灣が五州二廳三市四七郡となつたとき澎湖廳を廢せられて澎湖郡となり、高雄州の一郡となつた。次で十月街庄制施行せらるゝや從來の廳下一三區は廢せられ新に郡下に一街(馬公)四庄(湖西、白沙、西嶼、望安)が置かれた。然るに大正十五年七月一日再び廳を置かれ澎湖廳として總督に直隸することゝなり現在に至つたのである。

歴代の廳長又は郡守は左の通りである。

島司—宮内盛高(至明治二八年九月)伊集院兼良(至三〇年十一月)廳長—富田禎次郎(至三二年二月)高聿愼(至三三年一二月)淺田知定(至三四年六月)小林三郎(至三九年四月)脇本彭(至四一年五月)横澤次郎(一三日間)山田寅之助(至四二年一〇月)横山虎次(至大正三年一月)澤井瀨平(至五年二月)相川茂郷(至八年五

月)川中子安次郎(至九年九月)郡守—竹下康之(至一二年一二月)清水喜七(至一三年一二月)杉山靖憲(至一五年七月)廳長—増永吉次郎(至昭和三年九月)兒玉魯一(至四年九月)大竹勇(至六年五月)本間善庫(自六年五月)

行政機關 廳に庶務課、警務課、稅務課の三課がある。廳の下に支廳二(馬公、望安)街役場一(馬公)庄役場四(湖西、白沙、西嶼、望安)公立小學校一、公立公學校一○其分教場七、婦人病院一等がある。支廳の下に警察官吏派出所が二〇ある。廳長の下に庶務課長は地方理事官、警務課長は地方警視を以て充て、支廳長は地方警視又は警部を以て之に任じて居る。

第四 財 政

(一) 廳 財 政

1. 歳入及負擔

昭和五年度澎湖廳の歳入決算は直接國稅一二、六〇七圓、地方稅五九、二四四圓、街庄稅は四九、五九二圓である。之を一戸當にすると直接國稅一圓一四、地方稅五圓三六、街庄稅四圓四八七計一〇圓九八七の負擔となる。今之を内地の一戸當一二八圓七三七、臺灣各州廳の三五圓三〇八に比すれば負擔に非常なる懸隔があるが廳下の總生産額二、八〇〇、三六〇圓、一戸當二五三圓なるに徴すれば右の負擔は決して小なりと謂ふを得ない。

2. 歳出決算

昭和五年度に於ける澎湖廳の歳出決算は國庫二〇四、二三〇圓六〇錢、廳地方費三一、四六四圓五九錢計五一、六六九五圓一九錢である。其の内譯を示せば國庫に於て庶務、稅務關係五九、〇七九圓五一錢、警察費一四五、一五一圓〇九錢(經常部一三五、七二三圓〇六錢、臨時部九、四二八圓〇三錢)廳地方費に於て經常部二一〇、八八一圓六〇錢、臨時部九九、五八二圓九九錢

である。

3. 廳地方費豫算

昭和六年度に於ける本廳地方費歳入歳出配賦豫算を示せば歳入合計五三、〇八二圓、歳出合計二八五、六九九圓で歳入に於ては廳地方費稅其の九割を占め雜收入は僅かに其の一割に過ぎない。歳出の主なるものは教育費の一二〇、七四四圓(歳出の四二%)勸業費の(臨時部を含み)四四、五〇五圓(同一〇%)補助費の三〇、五九九圓、地方廳費の二九、九一二圓共に(同一%)營繕及土木費の一七、六六二圓(同六%)であつて廳地方費稅取扱費、雜支出及社會事業費等が之に亞いで居る。今昭和四年度以降の廳配賦豫算を示せば左の通りである。

歳入

科目	歳出		
	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度
應地方費稅	四七、三二五 円	五二、八六四 円	五七、一九三 円
雜收入	五、七五七	五、五四二	六、六四一
合計	五三、〇八二	五八、四〇六	六三、八三四

科目	歳出		
	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度
地方廳費	二九九、一二 円	三〇、八〇一 円	三〇、八〇一 円
教育費	一一〇、七四四	一一四、二五七	一〇三、七二二
衛生費	一一〇、六九一	一七、七二七	一七、六二六
勸業費	四三、二五六	三九、一五	三八、二六三

科目	歳出		
	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度
社會事業費	三、〇四五	三、一二四	二、九八四
應地方費稅取扱費	七、二五〇	七、五九四	七、五三九
財產管理費	四三	四三	
詰支出金	五、二五九	五、三四四	五、三九三
經常部計	一一〇、一一〇	一一八、〇〇五	一一〇、三三七
營繕及土木費	一七、六六二	一、五八四	一七、五七一
衛生費	一九四五	二、一七〇	二、一七〇
勸業費	五、一九八	五、五九〇	五、一九〇
補助費	三〇、五九四	四二、八三二	二九、二四六
臨時部計	五五、三九九	五一、九七六	五四、一七七
合計	二八五、五九九	二六九、九八一	二六四、五〇四

(二) 街庄財政

1. 財政状態

各街庄に於ける財力は極めて貧弱で毎年督府の補助を仰ぎ辛ふして歳入の缺陷を補ひつゝある状態であつて未だ自營の域に達しないのは甚だ遺憾とする所である。之が對策としては地方産業の開發振作に俟つの外一面街庄自體の經濟確立の必要上年々基本財産の積立をなさしめて居るが其の額は微々たるもので未だ之を以て街庄主要の財源とする事が出事ない状態である。就中馬公街に在つては街の維持發展上水道及公共住宅等設置の爲めに現在勸銀又は臺銀等から約一〇一、〇〇〇圓の借入金をして居る状態であるが水道施設の如き一旦工事完成後の成績が豫期に反し肝心の給水は當初計畫量の三分の一にも達しないので水道

使用料に大減收を來たし、爲めに借入金の償還も初期の履行を爲す事が出来ない様な窮狀にある。以上の次第で馬公街の街債償還や各街庄財政の確立に關しては特に指導監督を要する次第である。

2. 歳入歳出決算

廳下各街庄の昭和五年度歳入歳出の總決算額(馬公街の水道特別會計を除き)は一、二七、六二四圓一〇錢であつて歳入の主なるものは街庄税の四九、五九二圓六三錢(歳入の三九%)、使用料及手數料の二九、七七八圓五一錢(歳入の二三%)、及督府補助金一〇〇、六一七圓五二錢(歳入の八%)、其の他雑収入の七、一一七圓五七錢等に亞ぎ歳出の主なるものは役場費の三六、七四六圓六四錢(歳出の二五%)を首位とし教育費の二四、二九〇圓二一錢(歳出の一九%)、衛生費九、九二三圓四八錢、市場費の九、九〇八圓一九錢共に(歳出の八%)、公債費の四、〇〇一圓三四錢、雑支出の三、〇〇二圓八〇錢、勸業

費二、八一四圓一〇錢等之に亞ぐのである、今各街庄に於ける決算の大體を示せば左の如くである。

街庄名	歳入		歳出		翌年度へ繰越金
	計	入	計	出	
馬公街	三〇、九四二・一八	九七〇、九三五・七三	八九、二二〇・九五	八九、一五二・五八	六八・三七
湖西庄	五、九五六・七四	一、六二二・三二	六一、〇三〇・七五	二八、一二・八三	一・六一
白沙庄	四、六三二・四五	四、二二二・一七	八八七〇・三八	二四〇〇・〇〇	一〇、〇三三・二七
西嶼庄	四、四三二・四五	二、一四八・七五	九七九三・二七	二四〇〇・〇〇	一、三三九・〇二
望安庄	三、六三八・八一	二、一二二・四五	八七一六・九七	二四〇〇・〇〇	六九五・九九
計	四九、五九二・六三	一〇、六一七・五二	二二七、六二四・一〇	一二四、六八二・七七	二、九四一・三三

即ち本表に示す督府補助金は前述せし如く自給自足が出来ない爲めであつて結局歳計の八歩三厘の補助を受けて居る譯である、尙其の補助の

内容は左の通りである。

街庄別	一般補助		事業補助		計
	計	入	計	出	
馬公街	—	—	九七〇・九三	—	九七〇・九三
湖西庄	八〇一・〇〇	—	三六一・二二	—	一、六一二・二二
白沙庄	三、八三六・〇〇	—	三七七・一七	—	四、二一三・一七
西嶼庄	一、七六八・〇〇	—	三四九・七三	—	二、一一七・七三
望安庄	一、七九四・〇〇	—	三二八・四五	—	二、一一三・四五
計	八、一九九・〇〇	—	二、四一八・五二	—	一〇、六一七・五二

右の外馬公街には水道特別會計に三、〇〇〇圓の補助を受けて居るが同街水道特別會計昭和五年決算は歳入總額一四、五四二圓五二錢歳出總額一四、五三二圓七一錢翌年度繰越金九圓八一錢である。

第五 警察

民情 廳下住民の大多數たる本島人は全く福建種族で其生活状態は産業の項に述べし如く天恵薄く且つ各離島は交通不便を極め従つて生活難の爲め臺灣本土に出稼する者年々總人口の三分の一に及び尙打續く財界不況の爲め求職意の如くならず困難を加へつゝあり、文化の程度は生活及交通難に相伴ふて進まず、近來獎學の風稍興り教育、産業、交通に漸く覺醒し民度の向上多少見るべきものありと雖、一般に之を普及徹底せしむるには尙幾多の歲月と努力を要す、一般民情は他より刺戟を受くること尠く概して淳朴で内臺人の融和は他に見ない親密を致し至極圓滿である、由來一般漁村の常として男性は漁撈に専従し農耕は女性の業務に委せらるゝの風あり、廳下は漁家に比し農家著しく多きに不拘、男子は出稼を爲す關係上農事は婦女子の專業とせられ男子は夏季農繁期に歸郷するも多くは農耕を顧

みず、婦女子も亦男子を農事に勞するを恥辱とし自然男子を遊墮に陥らしむるの風ありて一家竝に地方勞力の經濟上遺憾であるから男子に對して農耕勤勞の美風を馴致し擧げて之が實踐を期せしむべく不斷深甚の注意を拂つて居る次第である。

犯罪 澎湖は四面環海交通不便なのと犯罪を敢行するも逃走證據埋滅等の機會が少くない關係上廳下に於ては犯罪少く又増加の傾向も見られない且つ土地柄思想犯、智能犯等は至つて稀である。犯罪の種類は賭博を第一とし竊盜、傷害、姦通等であつて其の中法院送致事件々數は一箇年百件内外に過ぎない、行政諸規則、臺灣違警例違犯等に對する即決處分件數も一箇年七百三十件内外に過ぎない狀況で極めて平穩無事である。然し近時出稼者の増加と出稼先に於ける環境の刺戟誘惑に因る思想性行の惡化の爲め出稼先臺灣本島に於ける當廳下出身者の犯罪行爲は逐年増加の趨勢を示して居る。現在廳下に於ける犯罪前科者中賭博犯の如き其の三分の二以上は臺

灣本島へ出稼中犯したものである。

保甲 島民一般に保甲制度に對する理解不十分なやうではあるが保正、壯丁團長に對しては充分尊敬を拂ひ保正、壯丁團長も亦之を名譽として克く其の職務に盡瘁し、道路補修、犯罪捜査、防疫、遭難船救助、街庄事務補助等に貢獻する處尠くない。而して保甲の指導には警察官吏之に當り派出所毎に保甲聯合會を組織して居る。壯丁團も亦警察官吏之が訓練教養を怠らず、協力一致有事の場合に處するに遺憾なきやうにして居る。昭和六年末現在保數百七、甲數九百九十七、壯丁團數二十、壯丁五百三十八名である。

第六 衛 生

一般衛生状態 由來澎湖の地は健康地として知られて居る。應民の衛生状態は概して良好で、人口増加率が高く、長壽者が著しく多い。法定傳染病の如

き夏季に於て腸チフス、アメーバ赤痢の發生を見るが別に流行と謂ふ程度には至らない。地方病、風土病の如きも亦認められない。マラリアは例年出稼歸來者の原蟲携帯に依つて時に流行状態を來すこともあるが由來當廳下は溪流、池沼なく土地乾燥し、蚊族の棲息に適しない爲め著しき傳播を見るに至らないで殆んど自然的終熄を告ぐるを例として居る。唯冬季間季節風猛烈で砂塵飛來すると用水の不自由とに基く洗面の不充分とに依つて眼疾に罹り、盲目者の多いことは好ましからざる特徴であつて洵に遺憾とする所である、故に之が豫防及治療に關しては専門家をして調査考究をなさしめてゐる。

醫療機關 馬公街は概して醫療上の不自由を感じないが離島は地理の關係上醫療機關の普及未だ充分でないのは甚だ遺憾である。昭和六年末に於ける其の分布状態は馬公街に官立醫院一、官衙奉職醫師三、開業醫師三、齒科

醫師二、産婆八、藥種商一二其の他地方に公醫六、産婆七、藥種商二八である。此の外に海軍陸軍に夫々醫院のあることは勿論である。

一般傳染病 廳下は大正十年以降特に悪疫の流行を見たことがない、然し年々多少の傳染病の發生は免れないのであるから之が防止に就ては上下水の完成や醫療機關の充實を圖ると共に衛生思想の普及に努め漸を以て之が絶滅を期して居る。昭和元年以降に於ける傳染病の發生狀況は左の通りである。

年別	腸チフス		赤痢		チフテリア		猩紅熱		流脳炎		痘瘡		パラチフス		計
	發生	死亡	發生	死亡	發生	死亡	發生	死亡	發生	死亡	發生	死亡	發生	死亡	
昭和元年	一四	一	一七	五	四	二									三八
昭和二年	六	三	六四	四	五	一									七五
昭和三年	一八	一	三八	二	六	三									六三
昭和四年	一五	四	二九	二	五	一									五四
															六六
															七九
															六六

昭 和 五 年	昭 和 六 年
一八	三四
一	四
二八	四二
一	一
九	一〇
二	四
一	一
一	一
一	一
一	一
一	一
二	六
一	一
五七	九二
三	八

マラリヤ病 廳下に於けるマラリアは明治三十八年中臺灣本島から熱帯性の病毒を移入し、同八月から十一月迄四箇月間に十九部落に八千九百六十二人の患者と九百六十三人の死亡者を出し、同四十二年に至りて漸く終熄を告げた歴史を有して居る。其の後大正四年頃より再び流行を見るに至り、患者治療を本位とする防遏方法を實施したが同九年地方制度改正と共に廢止された。由來廳下のマラリア病毒は何れも出稼歸來者が臺灣本島から原蟲を携帶して來るに因るのであるから右の防遏法廢止後又々發生を見るに至つた。爲めに昭和三年八月から先づ望安庄大嶼に防遏法を實施し、續いて十二月から湖西庄の一部にも之を實施し今日に至つたのである。

が目下の防遏法施行地域は湖西庄湖西、湖東、南寮、林投及馬公街東衛の五部落であつて、毎月一回定期検査を爲し原蟲保有者に對しては直ちに服薬を命じ又保甲人夫等を使役し瀦水、水溜、溪流の整理を爲さしむると共に食子魚の飼養、蚊帳、蚊燻の使用を奨励し蚊族發生の餘地のない様に極力防遏に努めて居る。昭和五年度の防遏成績を擧ぐれば延人口五六、六三五人檢血延人員三九、〇七九人原蟲保有者一〇〇人檢血人員に對する原蟲保有者〇・二六%である。

保健衛生調査 應下第一回保健衛生調査は昭和四年度に湖西庄管内の七部落に實施し、第二回は昭和五年度に於て白沙庄管内の七部落に施行第三回は昭和六年度に於て西嶼庄管内の五部落に施行した。第一回及第二回の調査成績概況左の通りである。

種別	第一回	第二回
飲料水一リットルに對し鹽分含有量	七二〇—七五〇 ミリグラム	六六〇—六九〇 ミリグラム
盲目者(一萬人に對する數)	三三六四八 人	三三〇九二 人
五歳未満の死亡	五〇七五 %	四八二二 %
主食調	菜食 一・三〇% 其他 一八・二八%	菜食 一・八〇% 其他 二六・〇〇%
寄生蟲保有者	甘藷食 八〇七〇 %	甘藷食 七三二〇 %
	九六五〇 %	九一八〇 %

長壽者と盲目者 澎湖諸島に長壽者の多いことは人口の割合から謂ふと恐らく臺灣全島に於ても當應の右に出づるものはあるまい、昭和五年末の現在では即ち七十歳以上一、六一五人八十歳以上四八〇人九十歳以上二七人を算して居る。然し餘り有難くないことであるが前に述べた様に盲目者の多いことも亦有名なものであるが即ち前表にも示す如く盲目者の數は

前後二回の調査を通し人口千に付三二・八七の割合となるのである。

飲料水 (一) 従來の飲料水 澎湖諸島は絶海の孤島なると樹木繁茂せず降雨が少ない關係上良好なる飲料水を得ること至難であるのみならず「クロール」の含有量が多く、殊に乾燥期になれば少量の汚水をも使用するの已むを得ざる状態で、年々井戸増設の必要に迫られて居るが、地層が岩盤である爲め多大の経費を要し個人の手では出来ないのと、水質の良い井戸を掘り當てる事が困難である等の爲めに年々街庄へ補助金を交付して二、三箇所宛施設して居る様な状態である。現在馬公街にある總掘鑿井を除くの外は皆在來の掘井であつて之を街庄別に區分すれば左の通りである。

街庄別	掘設		井計
	公	私	
馬公街	一四三	七一	二一四
湖西庄	四八	二七五	三二三

街庄別	掘設		井計
	公	私	
白沙嶼庄	四五	一六八	二一三
西安庄	五五	二一六	一七一
望安庄	五三	九五	一四七
計	三三三	七二五	一〇六八

(二) 上總掘鑿井 大正元年八月以降大正八年十一月に至る間に於て元公共衛生費の事業として馬公に五箇所及昭和二年度に補助金を得て一箇所の上總掘鑿井を施設したが内二箇所は悪水侵入の爲め廢井とするに至り現在四箇所の井戸を以て馬公街民の飲料水用に供して居る。此の湧水量は一時間一箇所平均一二石で一日の湧水量四箇所で一、五二〇石である。之を當時の馬公五千の人口に割當てるときは一人に付二斗三升餘に相當し別に不足はなかつたが一朝有事の際一時に人口の激増する様な場合を考慮すると甚だ不安である、其の結果多年の懸案として馬公水道の急施が叫ばれる

に至り遂に水道施設の實現を見るに至つた次第である。今上總掘鑿井に要したる費用を擧ぐれば左の通りである。

井名	始工年月日	作業日數	深度	噴水量	工費	摘要
第一大正井	大正元 年 月 日 九 九 六	三六九 日	四〇五 尺	二〇 石	三、一六〇 円	現在廢井
第二大正井	大正 年 月 日 三 九 〇	二二三 日	四〇四 尺	一〇 石	二、二五七 円	同
龍宮井	大正 年 月 日 四 三 六	五三六 日	三八一 尺	一〇 石	三、七八三 円	
市場井	大正 年 月 日 七 五 一	二四九 日	四四八 尺	一九 石	五、〇一〇 円	
埔子尾井	大正 年 月 日 八 二 一	五九一 日	四〇〇 尺	七 石	七、一〇四 円	
役場前井	昭和 年 月 日 三 三 一	四八六 日	四四〇 尺	一四 石	八、八〇〇 円	

馬公水道 馬公水道は昭和二年六月起工し、昭和五年十月竣工し同年末よ

り給水を見るに至つたのである。工事費は國庫補助二二三、二〇〇圓應地方費補助五二、二六五圓街費七八、三〇九圓總計三三三、七七四圓を要し、馬公街は條例を設け給水料を徴し之を維持經營して居る。水源は馬公及び紅木埕の海岸線に沿ひ鑽井六本(各深さ四五〇尺)を掘鑿し、之等の鑽井を連絡するに隧道を以てし、鑽井より湧出する水を此の隧道内に誘導貯留せしめる、隧道は幅四尺、高五尺五寸あつて地下約三五尺の位置の硬岩層中を掘鑿し延長四六六間である。而して隧道内に貯留した水は隧道の中間に設けた唧筒井を経て之より約一二〇尺高い貯水塔(高さ六〇尺容量約二一、六〇〇立方尺)に送出鐵管を通じて揚水し、此の貯水塔から更に八吋鐵管の配水幹線を通じて市内に適宜給水せらるゝのである。最初水道の給水豫定能力は最大二五、〇〇〇立方尺最小一八、〇〇〇立方尺平均二〇、〇〇〇立方尺、給水人口豫定七、〇〇〇人(現在五、八〇〇人)一日一人當最大消費水量三・五立方尺平均

消費水量二・九立方尺であつたが湧水量が少い爲め終日給水を爲す事が出来ず極めて短時間の給水に制限して居るが尙ほ水量漸減の傾向があるので將來の對策に就ては目下調査研究中である。此の外要港部に於ては別に水道を有して居るが同部の水道は極めて成績良好である。

下水 下水及排水溝の設備は傳染病の豫防上は勿論道路の保全上緊急要事であつて、馬公街馬公では大正十年以降督府の補助を仰ぎ之が施設を爲し來つたが今後尙之が改良完成を要するものが多いので漸次施設の歩を進めて居る。昭和七年度には督府に補助金四、二九〇圓を要求し五七〇間を施設の豫定である、今從來に於ける費用と施設間数を擧ぐれば次の通りである。

年 度	補助金額	街費	計	施設間數	摘 要
-----	------	----	---	------	-----

自大正十年	一九、〇三〇〇	—	一九、〇三〇〇	一、六一	大中小の下水及排水溝完成
至昭和二年	—	—	—	—	
昭和三年度	五、〇八〇〇	—	五、〇八〇〇	六三四	
同 四年度	—	—	—	—	同
同 五年度	—	一一、五四〇	一一、五四〇	二八二	

阿片吸食特許者 阿片吸食特許者は逐年其の數を減じ漸次制度の趣旨に副ひつゝあるが密吸食の結果既に癮に陥つた者が尠くないので之等密吸食者一掃の對策として昭和六年中特許すべき昭和四年十二月十六日督府通達の方針に基き各機關を通じて其の趣旨を徹底せしめ出願者に對しては嚴密なる檢診を行つた結果左の通り決定した。

特 許	矯 正	戒 告	計
三	一〇八	一八	一二七

此の結果現在に於ける該特許者總數は左の通りである。

支應別	男	女	計	備考
馬公支應	一六三	二七	一九〇	中華民國人特許者なし
望安支應	九五	一	九六	

第七 社寺宗教

神社 神社としては馬公街に澎湖神社がある。澎湖の鎮護且つ御即位大禮記念として廳下官民の熱望に因り、昭和三年二月十一日建立許可を受け、馬公街文澳に地を相し同年二月十一日起工、同年十一月八日遷座式を挙げたもので大國魂命、大己貴命、少彥名命を一柱とし及び能久親王を一柱とし奉祀して居る。

宗教 (一) 佛教には馬公に眞宗本願寺派及び臨濟宗妙心寺派の布教所各一あつて何れも内地人布教師が一人居る。信者は本願寺派(昭和六年末)内地人六〇〇人本島人二〇人計六二〇人、妙心寺派内地人、六五〇人である。

(二) 基督教には蘇格蘭長老教の説教所が馬公街馬公、白沙庄瓦硯、望安庄大嶼に各一箇所あつて各所に布教師が一人居つて布教に従事して居る、信者は馬公街(昭和六年末)七〇人、望安庄一三四人、白沙庄四七人、西嶼庄二二人である。

(三) 本島人の舊慣に依る寺廟は(昭和六年末)一五一、齋堂は三、神明會は三二四ある。唯舊慣に依り祭祀を爲すの外特に教化上の効果も認め得ない。廳下本島人は概して民度低く、保守固陋の弊ある爲めか、寺廟には非常に熱心である。一般に公共心乏しく又資産貧弱なるに拘らず寺廟の新營の爲めには盛に金品を喜捨する。従つて到る處寺廟は輪奐の美を呈して居る。

第八 教 育

一 學校教育

小學校 馬公街馬公に馬公尋常高等小學校がある。廳下唯一の小學校で明治三十一年十月國語傳習所内に附設せられ同三十三年十月一日小學校と爲つたものである。昭和六年末現在學級數七、兒童數男一六六名女一四九名計三一五名で此の内本島人共學兒童男七名女一名計八名ある。馬公街は内地人比較的多いのみならず要港部、要塞司令部もあり、軍人軍屬多數である關係上官民とも小學校教育には頗る重きを措き極めて熱心である。國家の爲めに西陲遠隔の離島に勤務する人々の子弟の爲め出来るだけの施設を爲し教育上遺憾なからしむることは國家としても閑却すべからざること

であるから色々工夫考慮を拂つて居る。尙小學校には離島其他交通不便なる地方に勤務する官公吏、公學校教員等の子弟の爲めに寄宿舎を設けてそれ等の兒童を收容し、小學校訓導舎監事務を擔任し、外に炊事婦を置き萬端の世話をさせて居るが昭和六年末の寄宿生は五名であつて其の内譯は湖西庄二名、西嶼庄一名、望安庄二名である。

公學校 廳下は大小二十の有人島が大洋に散在して居る關係から教育機關の分布が頗る困難であつて小學校一の外公學校本校一〇、分教場七あるも尙全く學校なき島嶼一四、更に書房さへない島嶼もあり之等は何等教育を受くるの途なく甚だ遺憾に堪へない次第であつて教育機關の普及の急を要する實情にある、今廳下に於ける學齡兒童數と學校學級及入學兒童數等を表示せば次の通りである。

學齡兒童 (昭和五年度)

種別	學齡兒童總數		就學平均	
	男	女	男	女
内地人	一七二	一五五	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
本島人	五、六四五	五、一六三	五〇、五〇〇	七、八三三
計	五、八一七	五、三一〇	六〇、五〇〇	一七、八三三

學校學級教員兒童 (昭和六年五月末日現在)

種別	學校數	學級數	體性		教員		兒童數	
			男	女	訓導	准訓導	内地人	本島人
小學校	一	七	二六	一	一	一	一八一	一八八
公學校	〇	五九	三三	一	一	一	一六二	一七
分校	七	二〇	一四	二八	二	二	二〇	一六三
計	八	二六六	五三	三〇	四	四	三二	三六八

備考 此の内高等科を併置して居るは小學校と馬公第一公學校だけで
 修業年限は何れも六箇年である。

實業補習教育 馬公に澎湖水産補習學校がある。本校は將來漁村に於ける
 指導者とも中堅人物となり、無盡藏の寶庫と見らるゝ澎湖水産業の開發の
 先驅者となるべき人物の養成を目的として大正十一年四月馬公街立馬公
 水産補習學校として設立せられたものであるが街立では經費貧弱で充分
 の施設が出来ない爲め昭和五年四月に廳地方費に移管せられ現在の如く
 變更されたものである、修業年限二箇年昭和六年四月現在生徒三六名で昭
 和五年度迄に卒業生九二名を出してゐる。學科としては普通學の外漁撈、航
 海氣象等の専門的學科を授け漁撈、製造、機關、操縦等の實習を課して居る。殊

に製造の實習は本校の特色であつて鯛田鉄、鯉節、鯛味噌罐詰等の製品は精巧なるもので内地斯業者の壘を摩する程で殊に銳意内容の充實改善を計りつゝあるので大に面目を一新し益々世人に重視される様になつた。

幼稚園 馬公に私立幼稚園がある、大正十四年一月の設立で小學校内に設置してある、昭和六年四月現在内地人園兒男一九名女二三名計四二名を收容し二人の保姆之が保育に當つて居る。

書房 書房は各街庄を通し四九箇所ある。兒童數は(昭和六年四月現在)一、〇一七名であつて公學校在學者又は卒業者が大部分を占め、主として漢文を授け其の中鳥嶼、員貝、將軍澳及び東吉の四島嶼は何れも彈丸黒子のやうな離島であつて到底公學校を設置することが出来ない、改良書房四箇所にしては廳地方費より補助を交付し國語に熟達せる教師をして簡易な作法及び國語算術等を授けてゐる。

二 社會教育

澎湖圖書館 昭和七年七月十二日の開設である未だ圖書館としての完全なる設備なく實質は巡回書庫常設閱覽所で總督府圖書館の多大なる援助の下に同館の巡回書籍を閲覽せしめてゐるわけであるが僻遠の地に在り他に娛樂修養の機關なく而も多數の陸海軍人を擁し殊に冬期季節風の爲め有らゆる屋外の娛樂遊戯を封ぜらるゝ當廳下としては最も適切なる設備と云ふべきで將來は漸進的に設備の充實を圖り名實共に圖書館としての面目を保たしむる様向上發達せしむる必要がある。

青年會 修養機關として現在左の團體がある、本土を離れた特種地域にあるため一般に刺戟なく未だ成績の見るべきものはないが之が善導改革に意を用ひ、社會教化上有意義な團體たらしむべく計畫中である。

街庄別	團體名	昭和七年二月 團員數	設立年月日	摘要
馬公街	澎湖青年團	五二	昭和五年十一月二十三日	
同	馬公青年團	一〇五	大正十三年八月十五日	
同	馬公佛教女子青年團	二六	昭和五年二月十一日	
湖西庄	湖西青年團	六四	昭和六年六月二十五日	
望安庄	望安青年團	三九	昭和七年二月十一日	

馬公海洋少年團 本團は昭和三年十二月二日結團式を挙げ、昭和四年三月一日文部省内少年團日本聯盟規則第三條に依り原簿登録を受けたもので事務所を馬公尋常高等小學校内に置き、同校々長團長とし、副團長、班長其の他の指導任務には同校職員之に當り、澎湖廳長、馬公要港部司令官、澎湖島要塞司令官を顧問とし、文武官民二十名を評議員として居る。本團の目的は宣誓並に團のおきての趣旨に従ひ精神訓練をなし、觀察推理の主目標を海洋

に置き海事思想を養成し、兼ねて國防、運輸、交通、救護等國家公共に奉仕し、君の爲め人の爲め世の爲めに將來有爲の國民たるべき素質を啓培せしめんとするに在る。此の目的を達成するが爲めに團員に對し水泳、操艇、信號、救急、海圖其の他の技能、教育、天體、氣象、潮流、生物其の他の自然研究、救護、監視其の他の奉仕作業、幕營生活、航海其の他の體驗生活實習又は見學、記錄、講演、競技、點檢等を課する。而して團員は尋常小學校兒童中より選拔し地方適當の訓練を爲して居る。

國語普及 應下六萬餘の本島人中國語を解し得る者優に一萬を算することは誇とする所であるが將來益々普及せしめしが爲め、公學校教育上は勿論學校教育を受けない者の爲めに馬公街には常設の國語講習所を開設し、其の他各庄には農閑期を利用して國語普及夜學會、演習會等の施設を行つてゐる。之等の指導には學校教員、警察官吏、街庄吏員等が相提携して當つて

居る、近年男子よりも女子の會員が著しく多く而も夫等が熱心であることは國語普及上寔に喜ばしい現象である。

第九 社會事業

澎湖普濟院 昔時、地方民は女子の養育は失費多くして稼殖力に乏しいとて之を厭ひ、母胎を離るとともに之を壓殺する惡習があつて、官之を嚴禁するも因襲の久しき弊風仲々止まなかつた。そこで嬰孩保護救養の目的を以て清の光緒六年十二月澎湖水師副營蘇吉良、澎湖廳通判李郁階及び郡公祠の董事陳維新外二名相計り、官吏紳民の義捐金を募集し、郡公祠(副將軍郡連科を祀る)を改築して澎湖育嬰堂を設置した。翌年臺南道臺下附の金一千元を以て香油店數戸を建築し、其の賃貸料と毎年鹽料より下附さるゝ番銀五十兩とを以て本堂の經費に充當した、光緒十八年十二月以降女嬰兒三十五

名を限り救養することゝし帝國領臺當時に及んだ。明治三十二年九月兒玉總督の首唱に依り在來の育嬰堂を復興し貧民の幼兒を收容して救養した。が三十五年七月範圍を擴大し嬰兒救養に限らず偏ねく窮民を救濟することゝし、名稱も澎湖普濟院と改めたのである。明治三十七年總督府令第五十七號を以て臺北仁濟院、臺南慈惠院及び澎湖普濟院規則發布せられ、設立區域を澎湖廳管内と定め、廳長を院長とし、盲英堂所屬財産、英照皇太后大喪の際に於ける御下賜金二八二圓及び兒玉總督下附の金三〇〇圓を基本財産とし、其の利子を以て經費を支辨することゝなつた。大正十一年度より巡回診療を開始し總督府より囑託醫旅費として十一年度金一五〇圓、十二年度金四三〇圓の補助あり、大正十一年度より大正十五年度迄高雄州より年々金二〇〇圓、大正十五年度以降澎湖廳より年々金二〇〇圓の補助を受け、大正十二年十二月組織を變更して財團法人となし、大正十三年二月紀元節に

は社會事業獎勵の御思召を以て金四〇〇圓、十四年金三〇〇圓、十五年金三〇〇圓、昭和二年金三〇〇圓、昭和三年金四〇〇圓、昭和四年金四〇〇圓、同五年より七年迄各一〇〇圓を宮内省より下賜され、尙大正十五年十月三十日には恩賜財團明治救濟會より助成金三〇〇圓、同十五年十一月三日金一、〇〇〇圓、昭和四年一月四日に同五〇〇圓を交付された。而して昭和五年中の救養人員は一、一九一人、救養費二、九七七圓で巡回診療人員は三二四人、延人員二、〇五五人、診療費一、〇七七圓である。尙本院の資産額(昭和六年三月末日現在)は七、四七七圓七五六で昭和六年度豫算額は六、一一六圓である。

澎湖窮民籌濟會 應下農民は平常でさへ農産物に恵まれず、平常作でも七箇月を支ふる食料しか得られないのに一旦旱害あらんか、餓孚路に横たはる状態を現出するは免れざる所であるのみならず、兎角不作勝で生活難のあまり自暴的に怠惰の風を生じ、豊作時の收穫も凶荒に備ふる爲め貯ふる

ことをせず、悉く費消するの悪傾向を生ずるに至つた。依つて澎湖廳は之が救濟の目的を以て島民の備荒貯金を獎勵し明治三十五年籌濟會を起し、從來各街郷社區(今の街庄)にて共同貯金せるもの、殘餘を併せ一、七〇〇圓を積立て以て非常の難に備へ他の救助を受けない方策を樹てた。然るに凶作に繼ぐに凶作を以てし明治三十九年に至つては備荒資金は悉く支出しても追つ付かぬ窮境に陥つた。そこで臺灣日々新報社は奮つて之が救濟義金を募集し金一四、八一三圓七〇錢を得て之を總督府に提供した。此の時總督府に於ては既に罹災救助金を支出して救濟の途を講じた後であつたから内訓第七號を以て臺灣日々新報社募集澎湖島窮民救濟義金管理規則を制定し、本義金は澎湖廳長之を管理し、窮民の移住獎勵、生業扶助及び勞働紹介等島民の永久的救濟事業の資に供するものとし、又一時災害救助の爲め義金の四分の三以内を街庄に無利子で貸付けることが出来ることとした。大

正八年二月に至り備荒貯金組合の財産二五、〇二一圓と臺灣日々新報社募集の義捐金残額二四、〇一一圓とを合せて財団法人を設立し澎湖窮民籌濟會と稱し現在に至つたのである。本會の事業としては大正七年窮民家庭の副業として製帽業を奨励し、大正九年日本型漁船一隻を購入して窮民に漁撈法を傳授し、同十四年靴下編方を奨励し、其の他公共團體に低利を以て金融を計り又昭和二年末より馬公街の虎井、桶盤の窮民五十五名に生業補助の爲め低利で漁業資金を貸與し以て應下水産業の進展を助成し或は昭和四年には應下の大旱魃に依る窮民救助の爲め澎湖廳の計畫に係る道路擴張工事並に基本防風林事業に對し勞銀其の他の收入に依り廣く窮民を救助せらるゝに當り本會は該事業竣功の上勞銀の收入ある迄街庄窮民に對し寄附行爲第七條に基き一時救助の爲め即ち食糧購入資金として金二二、九二四圓の貸付を爲せる等相當の實績を收めつゝある。本會資産額(昭和六

年三月末日現在)は四二、三八五圓〇二三で昭和六年度豫算額は三、五三五圓である。

臺灣社會事業協會澎湖廳支部 昭和三年十月二十日御大典記念事業の一として總督府内に臺灣社會事業協會が設立されたので昭和四年一月九日當廳に同會の支部を設置し廳長支部長となり、當廳下社會事業の振興に努力しつゝある。

日本赤十字社澎湖廳委員部 昭和六年末現在特別社員一名、終身正社員八五名、正社員三六七名計四五三名である。

愛國婦人會澎湖廳幹事部 昭和六年末現在特別維持會員一名、特別終身會員二三名、特別年賦會員二九名、通常終身會員二二〇名、通常年賦會員三四四名計六一七名であるが當幹事部に於て昭和六年中に活動したる主なる事業は左の如くである。

(一) 離島民慰安事業

幹事諸氏の手に依りて婦人用文石入帶留約三五〇本を製作し之を臺北其の他に販賣して一、三〇〇圓を得其の利益金を以てラヂオ受信機五臺を購入し望安庄の望安、水安、將軍澳、大嶼及白沙庄吉貝嶼の各警察官吏派出所に寄贈設置して日々ニュースを送り一面之等離島勤務の警察、學校及庄役場等の職務上に資すると共に他面一般住民に慰安の途を講じた。

(二) 離島巡回診療

澎湖廳公醫三名を囑託して醫師醫生等の居住しない離島中の比較的人口の大きい望安庄將軍澳、嶼坪、花嶼及白沙庄吉貝の各離島を通じ毎月定期に巡回診療を行ふこととした。

(三) 澎湖神社境内休憩所建設

澎湖神社は建設後日尙淺き爲め境内に未だ休憩所の設備なく炎暑嚴寒

の候一般參詣者特に軍艦乗組兵員等上陸參拜等の場合不便を被むるところが多いので我幹事部は之が建設を企圖し幹事諸氏の非常なる努力を以て昭和六年十一月以來活動映寫會を舉行し其の得たる利益金と篤志家よりの寄附金合計六五〇圓を以て同境内眺望絶好の位置に建一二坪煉瓦造四阿式休憩所を建設することとし同年十二月二十五日工を起し七年一月二十八日竣功を告げ同二月十日奉納式を舉行し之を澎湖神社に奉納せり。

(四) 兵器献金

滿蒙事變に對する在郷軍人會の企圖を協賛し愛國婦人會員より募集したる金一三二圓三〇と幹事部より金一〇〇圓を支出し計二三二圓三〇を献金した。

(五) 施藥救急函備付

廳下離島民は傷病者あるも季節風其の他の事由に阻まれ醫藥を求むること難く空しく手を拱きて轉歸する者多數あるを恨事とし施藥救急函二箇を製作し各藥品及衛生材料六十點を收め昭和七年五月望安庄將軍澳及白沙庄吉貝警察官吏派出所内に備付け以上離島民に對する救濟の途を開けり。

第一〇 産 業

廳下の産業を大別すれば農業及水産業である、而して農業にありては廳下は至つて天恵に乏しく之を氣象上より見るときは大氣潮流の關係上冬期は猛烈なる季節風が間斷なく吹き荒み夏季に於ては屢々暴風の襲來を受け之を遮ぎる山岳がないので其の被害は一層甚だしい、且つ河川と見るべきものが無いから水利の便を受けることが出来ない、加ふるに降雨は一箇

年僅かに千耗内外に過ぎないので旱害を被ることが夥しく此の邊が臺灣本土と事情を異にしてゐるので従つて斯業の發達上に多大の影響を受け其の經營に於ても非常の困難を被むる次第である。

斯の如き状態であるから農産高に於ても直接食糧たるべきものとしては甘藷、高粱、粟、落花生、蔬菜等であつて其の糧僅かに半歳を支ふるに過ぎない。不足の半歳分は水産、畜産に依るの外出稼の收入に依りて米、切干藷、甘藷等を臺灣本土から供給を受け辛ふじて生活をする様の状態であるから從來深く此點に留意し極力食糧の増産方法を講じ之が自給自足を期せんとし昭和二年度から砂防造林、葦土堤防風壁、改良堆肥豚舎並に同三年度から木麻黄、銀合歡に依る耕地防風林及昭和四年度から基本防風林、甘藷共同苗圃等十箇年乃至十六箇年の繼續事業として施設經營の傍ら民業造林の奨勵等を爲し來つたのであるが更に殖樹に對しては官民協同一致して徹底

的其の實績を擧げんが爲め昭和六年度から街庄を單位とする愛樹組合を組織せしめ尙更に昭和七年度から毎年四月三日より一週間を期し廳下全般に亘り殖樹週間を設定して殖樹愛護の奨勵をなし着々實行しつゝあり又一面廳及廳農會施設の下に品種及耕種肥培の改善適應試験及優良品種の普及等に努め其の外重要農作物並に蔬菜類の增收競作品評會を開催し農産増殖上積極的に邁進し以て斯業の發達上大に力を致しつゝあるのである。

農業に於ては以上の次第で甚だ天恵に乏しいのに反し水産業に於ては天與の好位置を占めて居る。即ち本廳諸島はバタンベシー海峡を通過する黒潮の分岐流並に支那渤海から南下する海流の寒暖二流の交錯する所であつて附近に南北兩バンク、臺灣海峡等を擁し四圍皆好漁場であつて之等に棲息する水族は三百餘種の多きに及ぶのであるが、漁民の多くは舊慣を墨

守し加ふるに資力に乏しく漁船、漁具、漁法等在來の幼稚不完全なる域を脱せず沖合及遠洋漁業等の發達を見るに至らなかつたが、數年來廳及廳水産會に於て動力附漁船の使用を奨勵し來つた結果其の效果の優秀なのを認識して、斯種漁船を建造する機運に向ひ一面漁具漁法の指導改善と相俟ちて漸次生産を増加しつゝあり、今昭和五年中に於ける廳下の總生産額を示せば左の如くである。

種別	金額	百分率
農産	八八三、四八六	三九%
畜産	四二八、一七六	一八%
水産	五〇三、二三六	二〇%
工産	四六七、二三八	一九%
計	二、二八二、二三六	一〇〇%

一 農 業

地味 廳下の土壤は悉く玄武岩の霉爛に因りて成生した火山岩質の風化したもので磷酸肥料分に富み地味は至つて膏腴である。早田博士も如何なる植物にも適する饒土であると稱讚した程で世に傳ふる如く礫礫ではない。唯半歳に亙る季節風の害に因つて表土を吹き飛ばされ或は雨の爲めに流されて底の岩盤が露出した處や石礫交りの地表淺き處は勿論不毛であるがそれは一部分に過ぎない。又強風が海水を煽り鹹雨の害あることは困つたことであるがそれも常の現象ではない。要するに大體砂質土であつて川沼等の水利が皆無で雨量も平均千耗以下で臺灣本島(臺北二千五百耗、臺南二千耗)に比し遙に少なく唯夜露が滋く下りて幾らかの補ひをする状態であるが豫想外に地味肥沃で世間で謂ふが如く見捨てた土地ではない。

農業戸口 廳下總戸數一萬一千百八十一戸、總人口六萬三千九百九十七人の内七千八百二十九戸、四萬四千四百八十二人は農業を營んで居る、即ち全人口の約七割は農民である。

耕地 廳下には水利がなく水田が全くない。畑の總面積は七千七百六十甲餘で之を總人口に割り當てると一人當一分二厘一毛餘である。開墾し得る土地は殆んど開墾し盡されて最早この上開墾の餘地はないと謂つてよい。然るに人口の密度は一方里平均七千五百餘人もあつて而も人口増加率一・八%年々千百人以上も増加する趨勢を示して居る。今日でさへ平年作一年の收穫は七箇月餘しか支へ得ない有様であるから食料問題は大に考慮しなければならぬ重大事である、更らに農業施設計畫を部分的に示すならば、**農業施設計畫** 改隸前から燃料の必要上高粱を作り、家畜の餌料と地力の維持とを兼ねる必要上落花生を混作し、尙之と甘藷とを輪作したのである

が品種改良施肥等に就ては殆んど顧みず自然に放任した爲め著しく退化した。茲に於て明治四十三年澎湖廳農會が設立せらるゝや内地、臺灣本島各地より優良種子を取寄せ、先づ蔬菜の改良に着手し次で甘藷、落花生、高粱、粟と謂ふ順序に各品種適應試験を行ひ優良品種を選定して其の栽培普及を計り相當の成績を挙げ來つたのである。試に九箇年間と九箇年間の甲當平均收量を比較すると甘藷は三百斤落花生は二石の増收となり、更に之を後の九箇年間と自大正十四年至昭和六年七箇年間の夫れに比較すると（昭和四年は大旱害に付前年實績に依る）甘藷は三、六〇〇斤落花生は三石六斗の増收となつて居る。けれどもこんなことでは到底食料自給自足の問題は解決つくものでない。依つて次の如く農業上根本的の施設改善を行はなくてはならぬ、即ち次の事項を實行し以て食料問題を解決することゝなつたのである。

（一）氣象上の障害を防止すること

廳下は季節風の關係上九月より翌年三月に至る約半歳の間七千七百餘甲の耕地は休閑の止むなき状態であつて僅に三百餘甲の菜宅（防風設備を施し蔬菜を栽培せる地を謂ふ）にのみ冬期蔬菜類と甘藷種蔓の養成を行つて居る。然し之に對して防風設備を行ふ時は蔬菜類の栽培は勿論甘藷の二毛作を爲し得るのである。依て昭和二年度より繼續して萱土堤耕地防風壁（石又は礎砧石を以て幅三尺、高地上二尺五寸以上、地下一尺以上の壁を作りそれに萱を植付け風を防ぐ）を年々四千間以上を新設しつゝあるが土地柄寔に合理的方法で效果顯著なるものがあるから引續き之が獎勵を行ふと共に昭和三年度より十一箇年を期し更に計畫を擴大せる耕地防風林年々三百二十甲延九六、〇〇〇間づゝ耕地の畦畔に三尺乃至六尺幅に銀合歡及木麻黃の混淆林を造り以て防風を行ひ農産増殖に

資せむとし事業に著手して居る。之が完成すれば現在に於て冬期休閑せる土地に甘藷の二毛作を爲し得るのである。

(二) 主作物の耕種方法を改良すること

天恵薄きが爲め農作物も數種に制限栽培せられ且つ土地瘠薄なる爲め單位數量も至つて少ない。主作物は甘藷を第一とし落花生、高粱、蔬菜、粟、之に次ぐ、就中主食物たる甘藷の豊凶は直に農民の生活に關係を及ぼし延て廳下の經濟に影響すること甚大である。現在に於ては前述の如く平作に於ける年生産を食料に供せば僅に半歳を支ふるに過ぎずして、其の不足は米、甘藷、蕃薯、簽等年々多額を臺灣本島より搬入して居る状態である。依つて主作物たる甘藷増産を圖り其の搬入を防止するは實に緊要事項であるから甘藷共同苗圃を奨励して冬期甘藷作付を行ふと共に一面耕種の改善即ち主として種苗の養成方法を改良し、蔓出苗を驅逐し之に代

ゆるに薯出苗を以てし之に依つて現在の收量より二、三割の増産を計らむと努めつゝある。

(三) 適作物の發見耕種作物の淘汰を圖ること

現在作付の高梁、落花生等の如き作物は特殊事情に左右せられ餘儀なく耕種しつゝあるのである。依つて高粱の如き期間を長く要し地力を荒し而も燃料にしか値せぬやうな不生産的作物は耕作面積を漸減し主食物たる甘藷作の増加を圖ると共に短期間に次から次に收穫を重ねることが出來て而も實收を増し得べき蔬菜類の如き有利な作物を作り尙他に適作物の適應試査に依り之が發見をなすことが必要である。

(四) 其の他農業上の改善を行ふこと

現在廳下に於て將來開拓の見込あるは約三百甲であるが、之も國防上其の他の關係上制限を免れないから現在の七千七百餘甲の農耕地に就い

て將來耕種肥培の改良を圖り以て單位收量の増加を圖り、尙一年中の勞力を適當に按配すると共に漁業、畜産、家内副業等をうまく結び合せることが必要である。而して農業上の諸種の試験計畫等は廳で其の根本を示し廳農會及街庄を本位とする各種團體をして之が助長に努めしめ活動を促すことに指導して居る。

重要農産額 昭和五年度に於ける主なる農作物は左の通りである。

種類	作付面積	收穫高	生産額	一甲當收穫高
甘薯	二、六四二 ^甲	二九、九一六、五二九 ^斤	四七三、一五九 ^円	一、一三二、三五 ^斤
落花生	四、一〇九	七六、四〇九 ^石	二一五、八八九	一八、五九四 ^石
高粱	三、五八七	一〇、一九八	九四、四九七	二八四三
蜀黍	三二七	八四八	一〇、二四五	二五九一
粟	七〇〇	二二、三三九	一九、七一四	三一九八

蔬菜	收穫高	生産額	一甲當收穫高
蔬菜	一八八	二七四五、四九四 ^斤	六六、四九一
			一四、六〇三 ^斤

蔬菜 澎湖廳下は「さかな」よりも「なつば」が高いと世間で噂された時代があるが今やそれは昔日談となつた。即ち今日は大根、甘藍、莢豌豆、荳薯「トマト」葱、花椰菜、人參、菠薐草、春菊、蕪菁、甘藍、「パセリ」等は優良なものが澤山出來て値段も頗る安い。從來、南瓜、越瓜、糸瓜等在來種を少し許り自家用として作つて居たものも改良獎勵の結果臺灣本島のものに遜色なきに至つた。昭和五年の生産額は一〇四、〇〇〇餘圓で左の如くである。

種類	作付面積	收穫高	價格
南瓜	四四・〇三 ^甲	四二四、一〇四 ^斤	七、八〇三 ^円
甘藍	二五・八九	六四四、八三七	一四、五七七
越瓜	一七・六五	一三六、二九八	二、九〇五

大芥根	一八、八五	五三三、四〇一	一〇、七四九
大芥	八、〇九	三四七、一二八	三、五八一
芹菜	三、二八	四六、四四四	一、二三八
其他の果菜類	九、四五	七八、七八六	六、八〇〇
其他の根菜	五、三七	三七、一四〇	一、六六六
其他の莖菜	〇、六九	四、八三〇	一、四五
葫瓜	一、八四	三三、九六七	一、六九七
西瓜	六、四〇	三〇、〇九五	一、五一六
菜豆	三〇、七七	二〇五、一一六	五、九七四
其他の葉菜及花菜	三、一〇	四五、七八二	一、七二〇
葱	五、〇五	一一〇、一八	三、八九八
菘菜	三、三七	四七、八五〇	九、五八
冬瓜	一、四三	一〇、二九五	四五三
茄子	一、〇四	三、五一〇	一、七六

マスクメロン 清楚な舌ざわりのうちに何んとも言はれぬ芳香をこめたる眞に結構な「マスクメロン」が澎湖の島々に露地栽培で易々と栽培される。試賣で芳香は原産地のそれに劣らぬとの讃辭を受けたのである。昭和五年度も各街庄に奨勵して三甲五分五厘栽培することゝなつた。天候の激變さへなくば一畝二百匁内外のものが揃ひ(一畝は百匁以上八百匁内外)約三萬顆近く生産し得るのである。

麻農會

元澎湖應農會は大正九年制度改正に伴ひ高雄州農會に併合せられ同會

莢豆	一、〇七	二、四六一	四九二
莢菜	〇、一〇	一、八〇〇	二七
計	一八七、八八	二、七四五、四九四	六六、四九一

澎湖支會となつたが、大正十五年七月澎湖廳設置と共に高雄州農會より分離し澎湖廳農會として設立現在に至つたものであるが、應勸業施設と相俟ちて一般農産の發達に大に寄與しつゝあるのである。昭和六年度經費豫算は八、五四九圓で其の事業としては農産改良、綠肥、園藝、牧草、畜牛獸載及副業の各獎勵、萱苗養成、養豚、養鶏の改良、家畜保健、家畜救濟、品評會補助及功勞者表彰等である。

二 畜 産

農家主要收入 應下は廣大なる山野なく、溪流なく、放牧地に乏しく、殆んど畜産に對する天恵を有して居ないに拘らず畜産の總生産價格四二八、〇〇〇餘圓に達して居る。特に豚と鶏とは應下の需用に應じて餘剩あり、毎年一三〇、〇〇〇圓以上を臺灣本島に搬出し沿岸貿易の首位を占め、農家重なる

金融の手段となつて居るのは奇異なる現象と謂はねばならぬ。

養豚 應下の養豚は沿革太だ古く支那人の移住と同時に移入したもので、其の種類は支那豚の小形種であつて永い間の試練で應下の氣候風土に馴れ、至極強健で能く粗放的飼養に堪ゆるも體軀矮小、肥臙性に乏しいのが缺點である。明治四十三年元の澎湖廳農會設立後稍計畫的に之が改良に著手し、明治四十四年度以降六年間まで總督府より毎年五〇〇圓宛の種豚購入補助費を仰いで臺灣本島より優良種豚を購入して著々改良の歩を進め、昭和二年現在の澎湖廳農會が設置せられた機會に於て從來の改良種に依る改良は最早や完成の域に達したのみならず近親蕃殖の結果として却つて弊害を認むるに至つたので新に「バークシヤ」種を種豚として其の普及を圖ると共に管理法の改善、飼養法の向上を圖り及改良豚舎の築造を獎勵し、放飼に依る體質の消耗を防ぎ且つ豚肥の利用に依り農産の增收に貢獻する

ことゝした。今改良前後の成績を比較するに以前は屠殺豚一頭平均體重八〇斤三分強であつたが改良後の今日は一二〇斤七厘強となり、此の増量は時價約一五〇、〇〇〇圓の増額となつた。加之前は月四斤の發育量で八〇斤迄に育成するには約二箇年を要したが、今日では月九斤餘の發育量を示し九箇月にして八〇斤に達せしめることが出来るから以前に較べると飼養管理を約十五箇月短縮せしめたことゝなる。

昭和五年末現在飼養頭數二三、九四三頭で屠殺數五、五八七頭搬出數八、七二九頭、價格一〇三、八一圓である。

養鶏 臺灣本島では鶯の飼育が旺盛であるが廳下は地理的關係上之を飼養するものが尠い、其の代りに採卵を目的とする養鶏が盛であつて年産額六〇、〇〇〇圓に達して居る。然し在來種は起源が古いだけに強健で飛翔力に富み孵化育雛にも巧みであるが産卵數少く且つ小粒であつて資質の不

良のものが多いので、大正三年より種禽淡色ブラマ、バフコーチン、プリモースロック、ミノルカ白色レグホン等を以て改良を試みたれども氣候、風土、飼料等の關係上其の純粹種の直接蕃殖は思はしくなかつたが、之等純粹種と在來種との混血種が次第に殖えて體形は種々雜多であるが、以前に較ぶれば大に改良されて居る。大正九年よりモットルドアンコーナ種を昭和二年澎湖廳農會が出来て更にタンクレット系白色レグホン種と福州鶏とを種禽として現在改良を續行して居る。昭和五年末飼養羽數四三、〇三二(生後六箇月以上のもの)總産卵數三、二五〇、〇〇〇箇で約一、五〇〇、〇〇〇箇を廳外に搬出して居る。

畜牛 昭和五年末に於ける黄牛の飼養頭數は三、八二二頭價格一五八、八〇〇餘圓である。然し體格矮少資質不良のものが多いので農耕其の他に畜力の不足を訴へつゝある現狀に鑑み大正十二年度より種牡牛を各適所に設

置して個體の改良を計つてゐる。

廳下には水田なく溪流や沼池が少ない關係上水牛が居なかつたが大正十年始めて臺南州下から二頭を移入した當時廳下の婦女子中には水牛を見たことのない者が多かつたので辨當持ちで遠隔の地から見物に出掛けて來たと云ふ話がある。現在水牛頭數は一頭である。

山羊 山羊は單に冠婚葬祭の用に供せらるゝに止まり未だ經濟的價値を認められて居ない、従つて其の飼養頭數も昭和五年末五〇五頭、價格一、六〇〇圓に過ぎない。

牛乳 牛乳の搾取販賣は明治三十四年以來大正十一年迄一個人の經營であつたが大正十二年より澎湖畜産株式會社に於て行ふことゝなつた。本會社は資本金一五、〇〇〇圓で年々の收支豫算額は三、五〇〇圓内外の所である。會社は設立以來牛乳の精撰、販路擴張並に會社の維持經營に努め來つた

のであるが土地柄其の需用が少いので年々缺損を繰返し愈々經營難に陥つて居る。然し當地方は陸海軍の駐屯地でもある以上牛乳は必需品であるから會社の維持經營の點に付ては街は勿論廳に於ても大に對策を講じつゝある所である。

家畜傳染病 廳下の家畜傳染病は常在性はないが大正四年豚コレラ、牛疫大正八年牛疫、大正十四年炭疽、大正十五年豚コレラ、昭和三年家禽コレラの發生あり。其の都度無毒地だけに相當の損害を蒙つてゐる。

三 林 業

領臺前後の狀況 澎湖島には木が無いと謂つて、從來澎湖島と謂ふと直に木が無いことを聯想する位、澎湖廳下は無木荒廢の地であつたことは争はれぬ事實であつた。然し澎湖廳下は昔から樹木が無かつたかと謂ふに「明史」

外國傳和蘭の條に蘭人の澎湖占據の狀を起して「伐木築舍爲久居計」とあり、又和蘭宣教師ダレンクインの著書(西紀一七二六年)中蘭人澎湖上陸の圖に島中樹木發生の狀が描いてある。其の他種々の記録に依り澎湖に相當の樹木が繁茂して居た事は想像するに難くないが、澎湖島は戰禍に逢ふ事屢々であつた爲め、占領度毎に濫伐せられ、加ふるに季節風を中心に當り濫伐後幼樹の生育を許さぬ爲め禿土と化したことゝ想像される。

領臺後の造林指導 領臺當時臺灣林業界の權威者田代安定氏は比志島混成枝隊に従屬して澎湖各島各地を巡歴し地勢を視察し本島造林事業に關する將來の指針を示して居る(檢察報文第一綴明治二十八年六月三十日)其の後明治三十五年前後伊藤眞次郎氏の調査により澎湖造林説が生れ、明治四十四年六月十五日より同年九月五日迄の間に林務課長賀田技師、伊藤太右衛門氏、古川良雄氏等全島を跋渉し土地及地形を查察し、山崎、中村、西、稻村

技師等澎湖の造林を發表して陸海軍を初め官民協力一致して堅忍不拔植樹造林に努めた、其の苦心の尋常一様でなかつたことは當時の造林の跡を見ても首肯し得る所である。

現今の狀況 其の後年一年と植樹造林に力を盡しつゝあるので今日は面目一新し、馬公港に來る者到る處に樹木の鬱蒼たる光景を望見するときは想像を裏切るに足るものがあらう。澎湖應下は何故植樹造林が困難であるかと謂ふに數百年來不毛に委して顧みられなかつた結果表土は風雨の爲め流失して土地荒廢し降雨に益々減少し、又應下に砂風潮雨の衝擊を防止し得る高山なく平盤低卑の礁礫であるが故に夏期に於て相當生育し得たる樹木も冬期半歳に跨る強風鹹雨の衝擊の爲めに生育機能を破壊せらるゝに因るのである。故に澎湖應下の植樹造林に就いては風雨の衝擊に對する抵抗力に富む樹木を選ぶ事が第一條件である、次に必ず密植して植物の

相互扶助を助長せしむることが第二條件である。

保安林 保安林造林の如きも右の意味に於て指定保安林一三箇所一八七甲六七七一の内第一期即ち大正二年度より同六年度迄に六箇所此の甲數六〇餘甲を完成し残り七箇所一二六甲八九一六に對しては第二期計畫として昭和二年より昭和二十九年度迄年額五、〇〇〇圓を投じ二十八箇年を要することに實行して來たが昭和六年より經費三、五五三圓に減額せられたので從て本事業は昭和七年より昭和三十五年迄の二十九箇年完成に變更し既に事業に著手して來たが如斯長期完成は地方産業の開發に影響するは勿論國防上にも軍部方面の期待に副はないものがあるので施業年數を短縮して速に事業完成の要あるを認め、更に施業方法を改め既定計畫に十二箇年を短縮し昭和七年度より同二十二年度迄の十六箇年にて完成する様變更した、其の短縮による事業完成の方法は從來多額の費用を要した

防風砦砧壁又は石積に代るに北面風位と直角に萱及草扉の植栽並に銀合歡種播を徹底的に施し且つ其の内部に木麻黃、ビルマネム、欖仁、想思樹等の造林を行ひ外部に人畜加害防止の爲めに龍舌草を密植せんとするもので即ち之が爲めに二十八箇年計畫に比ぶれば年期に於ては十二箇年を短縮し總經費に於ては四二、六三六圓を節約することを得て、而も事業成績に於てはより克き効果を擧げんとするものである。

一般造林 一般民行造林としては從來民林獎勵監督苗圃を設け路傍樹の植付、學校、廟宇の庭園樹の植栽に努めて來たが、前に述べた様な次第で單栽單木主義は其の成績見るべきものなく従つて其の効果も至つて不良であるから殖樹に對しては前に述べた如く官民協同一致して其の實を擧げむが爲に昭和七年度より毎年四月三日より一週間を期して廳下全般に亘り殖樹週間を設定し殖樹愛護を獎勵し着々實行しつゝあるのである。

殖樹奨励の歌

木間善庫作詞
一條愼三郎作曲

樹を植えませう 殖しませう 力協せて 赤島を
緑の島に 致しませう 欖仁 銀合歡 木麻黄
道に 宅地に 野に 山に

樹木殖れば 水が湧く 土も流れず 魚が寄る
木蔭涼しく 風よけて 作は豊かに 薪足り
人も 家畜も 嬉しかろ

耕地防風林 澎湖多年の懸案である島民食糧自給自足問題と林業的施設と相俟ちて解決せむとするもので曩に農業の項で述べた通りである。即ち

耕地防風林組合を各街庄單位に新設せしめて昭和四年度より十箇年計畫で年額一二、〇〇〇圓の補助により毎年三二〇甲の耕地に對し幅三尺、長さ九六、〇〇〇間の耕地防風林を新植せしめ、之に要する木麻黄苗木は毎年一、六〇〇、〇〇〇本で坪當り三三本、一甲歩の植栽本數は三〇〇間、一五〇坪に付五、〇〇〇本である。尙乾燥と砂熱防止とを兼ねて同一面積に對して銀合歡一坪二勺六宛三二〇甲に對し二四石を播種せんとする絶對密植の方法を採つたのである。而して最も風當りの強い一方には一、二〇〇間高さ六尺の防風壁を新設し來たのであるが、基本防風林と併せ行ふの有効なる爲め昭和六年度より銀合歡播種を廢し一年度の行程面積八〇甲に減じ防風壁を二〇〇間に縮少せり。因に銀合歡を廢したのは銀合歡と木麻黄の混植は木麻黄の發育を阻害するからである。

基本防風林 本事業は昭和五年の創業にして耕地防風林の施業と相俟ち

て其の効果を發揮せしむると共に一は緑化を目的とし耕地の要所を撰定し、其の北端に季節風に直角幅四尺、高さ四尺の葦土堤防風壁を設け、其の内側八尺幅に木麻黄を坪四二本の割に密植し、強烈なる季節風を防かむとするものであつて昭和四年に於ける旱害凶作救済事業として督府の補助金三九、三〇〇圓を以て總延長八、五〇〇間を一街三庄に新設した。更に昭和六年度より十箇年計畫を以て總延長三六、七〇〇間此の所要面積七三、四〇〇坪を毎年度豫算一三、〇〇〇圓を計上三、五〇〇間宛新設する計畫であつたが同年度中間に於て豫算六、九八〇圓に減ぜられし爲め防風壁は一、五〇〇間に縮少することにした、従つて計畫年數は夫れ丈け延長する次第である。

苗圃 苗圃として從來の民林獎勵監督苗圃を耕地防風林苗圃に改め昭和二年度より海岸砂防造林苗圃及保安林苗圃を加へ約一〇、〇〇〇坪の苗圃を湖西庄湖西に設置し年々樹苗約一、三〇〇、〇〇〇本を養生しつゝあり、此

の外前述の防風林事業の爲め苗圃増加の必要を認め西嶼庄に大菓葉耕地防風林苗圃七、〇〇〇坪の民有耕地を借上げ昭和三年十月より毎年九〇〇、〇〇〇本の木麻黄苗木を養成して來たが昭和四年度は湖西及大菓葉苗圃に耕地防風林樹苗一、六〇〇、〇〇〇本を尙湖西苗圃の一部に海岸砂防造林用樹苗五〇〇、〇〇〇本及白沙庄瓦硯苗圃に基本防風林所要苗木四〇〇、〇〇〇本を養成し造林事業に支障のない様に努めて居る。

名木由緒木 澎湖廳下はもと無木禿露であつたに相違ないがそれでもよく調べて見ると樹齡百年以上のものが二二本ある、其の内二百年以上のが通梁の神木榕樹を筆頭に三本あつて通梁の神木の如きは樹齡二百五十年樹冠面積三〇〇坪以上に達する榕樹で日本の名木として數へられて居る。之等の樹種は主として榕樹であるが其の他桑、黄槿、荊桐、一葉萩などもある。

造林地 造林地の主なるものに風櫃尾保安林、海軍水源地、天南造林地、文澳

造林地、菓葉保安林、小赤坂保甲林等がある。耕地防風林としては現在湖西苗圃内の約一〇、〇〇〇坪に對し實行を試みたに過ぎないが昭和四年度及五年度に於ては一團地八〇甲を已に實施し昭和六年度以降に於ては毎年二〇甲宛實施の計畫であるから靜かな海上に綠林の影浮ぶことも近き將來である。

適樹 澎湖島では當初海岸砂防造林の第一期造林として蔓荊、萱、イボタクサキ、ハマナタ豆、龍舌草、クサトベラ等を実行したが現在では萱、銀合歡、クサトベラ、ハマナタ豆位に留め、第二期造林として榕樹、欖仁、ダルベルギアシツソ、木麻黃等に更新しつゝある。薪炭林としては銀合歡、木麻黃、ビルマネム等で之等は一般民行造林として奨励して居る。耕地防風林事業に於ては木麻黃を主木として銀合歡を混合した二重造林とすること前述の通りである。

四 水 産

水産の寶庫 澎湖群島はバシー及ボタン海峡を經過して來る黒潮の分岐流と支那渤海から南下する寒暖二流とに洗はれて居る。南は鯛の常棲場として名高いフォルモサバンク(南淺)を擁し、西は南支那の好漁區を控へ、又北島燈臺以北は南淺に對して北淺と呼ばれ最深四十尋以内の碯砧盤淺處である。南淺は大嶼を距る南々西約三十哩で六尋乃至二〇尋の一大魚礁である。西海即ち臺灣海峡には二〇尋内外で對岸支那沿岸に及ぶ一帯の淺灘がある。澎湖沿岸は無數の暗礁が散在する爲め古來險處とせられ吃水深き大船の航行は非常に困難であるが、此の暗礁あるが爲めに自然的魚礁即ち合ひ潮が出来又蔭影と餌料とが多いので魚類の之に著くものが多い。此の海流の影響と岩礁の點在との二つの理由に因り洄游性の魚族も非常に多

く、其の種類は三百餘種に上り、饒多なることは澎湖の富源であり、誇りである。

斯くの如き水産の寶庫がありながら澎湖の漁民は一般に資力甚だ貧弱で大規模の漁業を經營することが出來ず、短小なる支那型船で簡易な漁具を使用する程度である結果、漁場も沿岸に限られ、沖合漁業を爲すことが出來なかつた。春から秋の末迄半歳の間は海波起らず薰風南よりそよ吹く時節で漁業上最盛期に屬するが後の半年の間は北東信風の季節で強風怒濤を巻き起し小型漁船では沖合又は遠洋に出漁し得ない、従つて漁獲高も見ればきものがない有様であつた。然しながら之を以て直に澎湖の漁民は眠れり、又は怯懦なりと謂ふことは出來ない、其の證據には高雄を根據とする發動機船漁業に於て内地人漁夫以外の半數は澎湖島民を以て占めて居る。此の事は多年四面環海の孤島に生育した島民が不知不識の中に海に慣れ海

に親しみ、天性、漁業に對して豊富な素質を有するに至つたものと見るべきであらう。要するに澎湖の水産の振はないのは島民が資本を有せざるが故に被傭者となつて其の生れた土地を離れて働くの已むを得ざるに至つた結果である。然し此の無盡藏の寶庫を擁し而も漁業今尙幼稚なるだけに澎湖の水産業は前途有望である。現在漁業者の數一四、四七三人、漁船の數支那型船一、三〇二隻、發動機船八〇隻である。

其の他 石滬漁業は廳下の一特色である。北部臺灣にもあるが微々言ふに足らぬ、廳下の如き多島海では潮の干満の差大(六尺乃至十二尺)で地方の遠淺の所では干満を利用して一種の築仕掛で漁撈を營むことは半農半漁で生活を營む者に取つては最も重寶且つ適當な副業と謂はねばならぬ。年産額多き時は一五、〇〇〇圓以上に上ることもあるから農家副業として立派な存在價值がある。次に漁翁島(西嶼)では男は海に女は陸にと仕事の分擔が

判然と定まつて居る。海がしけて漁撈に出られぬ事が何日續こうと男は決して農業を手傳はぬ牛を使ふも畑を耕すも陸の仕事は必ず女手でし男は家にごろ／＼してゐる。澎湖本島の鎖管港の漁村では半歳に亘る季節風を利用して帆船打瀬網漁業に従事してゐる。而もかなり古い歴史を有し日本に於ける此種漁業の起因をなしたものであると謂はれてゐる。

澎湖廳水産會 昭和二年一月設置せられたもので現在會員三、一〇〇人を有して居る。本會は明治四十三年設置せられたる澎湖水産會に創まり、大正十三年高雄州水産會澎湖支部となり、更に澎湖廳水産會となつたものである。曩に澎湖に於ける沖合漁業開發の目的を以て總督府より大正九年度に五、〇〇〇圓、次の年度より四箇年間毎年一三、〇〇〇圓の補助を受け日本型及發動機附漁船の普及獎勵を行つて來た、即ち漁船を建造して之を當業者に貸付け、而して月賦償却の方法で回収したる償却金を利用して更に漁船

を建造し隻數の増加を圖つたのである。現在のやうに臺灣本島の漁夫に澎湖近海の漁場を荒される儘に放任して置くことは忍び難き所である。是等を驅逐するには唯澎湖漁民の沖合漁業を發達せしむるの外はない。

昭和七年度の豫算は二九、八一〇圓の少額ではあるが事業としては漁業試験、製造養殖試験、漁撈製造養殖及販路の獎勵、魚市經營、講習講話會、遭難救恤、仲介斡旋等を實施中である。

漁業組合 澎湖廳水産會以外廳下水産業の團體としては主要漁村たる鎖管港、將軍澳、水坂、内坂の四箇所に漁業組合がある。將軍澳漁業組合は大正十四年鎖管港、水坂は翌十五年内坂は昭和五年の設立に係り、何れも漁獲物及製品の共同販賣を主とし其の他に漁業獎勵、遭難救恤、資金貸付、共同購買等の事業を爲して居る。(内坂漁業組合は目下事業中止中)創設以來日淺いが役職員が組合事務に熱心なものと、組合員が大部分は組合存立の趣旨を了解

せる爲め良好なる成績を擧げて居る。今後漁村の維持發達は組合の活動に待つこと愈々大なるものがある次第なるを以て廳に於ても極力之が指導に努め遺漏なきを期して居る。

漁獲高 廳下海産物の生産高は昭和六年度の統計表に現はれたのは四九五、〇〇〇圓であるが實際は之より二、三十萬は多いと思はれる。それにしても此の寶庫を擁しながら餘りに貧弱と謂はねばならぬ。其の統計の内譯に依ると鯛の一〇三、〇〇〇餘圓が首位を占め、滋味に富む食用又は鰹釣餌料となる鰹の二〇九、〇〇〇餘圓、鰯の一五、〇〇〇餘圓、惣田鰹の一、〇〇〇餘圓、マナカツオ鰯の一四、〇〇〇餘圓、鱧の一、〇〇〇餘圓、鰻の一四、〇〇〇餘圓、鰻の一、〇〇〇餘圓、口美鯛の四一、〇〇〇餘圓、鰯の一、〇〇〇餘圓等一〇、〇〇〇圓以上の漁獲あるもの十種を算す。

水産製造高 煮干鰹の二六、〇〇〇餘圓を首位とし、鯛田麩一一、〇〇〇餘圓

剥蝦の一〇、〇〇〇餘圓、其の他蒲鉾、鯛の花、鰻、鱧、鰯、鯛味噌、乾海苔等の順位で此の外介細工等を合せて總額九九、〇〇〇餘圓に過ぎない、水産製造に就いては尙考究の餘地が多い、例へば本島に於て需要多き魚翅の如きも原料で南支那へ送り高い加工料と關稅と運賃とを課せられて廳下へ逆輸入する有様であるが之を廳下で製造すれば上述の不利を免かれるのみならずそれ丈け生業が多くなるわけである。

水産施設計畫 澎湖水産業の將來の發展を期するが爲には漁港の建設、鮮魚輸送貯藏の設備、水産指導試験船の建造、漁具漁法の改良及び水産製造の奨励等を急務とする。冬季季節風烈しき時又特に夏期南西の颱風の時之を避くるに適當なる港灣なく、且つ沿岸に無數の小島暗礁點在し、潮流亦急であつて航海や漁業の作業上危険甚だ多い、澎湖地方では漁船、運搬船等の避難出動及び漁獲物の運搬等に適當なる漁港又は避難港の設置の必要を痛

切に感ずる。差當り馬公に漁港を設け、大嶼に避難港を設ける事が急務である。而も之等の施設は比較的容易且有望なることは嘗て調査したる所に依り明かである。次に現産額に於てすら鮮魚輸送冷蔵設備の不備に基く販路狭少の爲めに馬公に於ける魚價は臺灣全島魚市場中の最低位に在る、即ち馬公に於ける一斤當り平均單價は一一錢九厘に過ぎない、最高の臺東廳とは七錢九厘以上全島平均價とは四厘の差がある。今後斯業の發展と共に生産額が増加するに伴ひ此の傾向一層顯著となり、鮮魚配給の關係上漁獲が制限されるに至るであらう。幸ひにして馬公に製氷工場を經營する者あるに至つた事は結構な事であるが將來完全なる冷蔵運搬船の就航と冷蔵庫の建設は是非共實現せねばならぬ。又有力な水産指導試験船を設備して漁場の發見、漁業の調査等に努むることも必要である。同時に漁具、漁法の改良も急務である。漁民亦之れを自覺して居るが、他州廳に比して漁民一般の資

力乏しきが爲めに實行不可能の状態に在るから之等の者に補助金を交付して奨励する方針である。又廳下沿海には鯛、鱈、蝦、烏賊等貴重魚類の漁獲多きに拘らず鮮魚としての需要少なく、前述の如く貯藏方法亦缺如し魚價が全島中最低位に在るが故に此點を利用して製造加工を奨励するの必要がある。現在に於ても相當に水産製造品あるも勿論大に改良の餘地があるの故に各種製造器具機械の購入又は新規製品を販賣せんとする者に對しては補助金を交付して其の發達を助長することとしてゐる。本廳には惣田鱈の漁獲が非常に多く將來漁船、漁具、漁法が改良せらるゝに従ひ益々産額の増加を見るのであるが、漁獲物の處理に就ては値段の安い在來式の鹽漬にするのが大部分であつて節として消費せられるのは全體の一割にも達しない、之れを節に製造する事は價格の昂上を計る許りでなく婦女子の副業としても効果がある譯であるから内地から現業教師を招聘して既に數回龜

節製造講習會を開催してゐるが尙繼續する必要がある。其の他近年南部海上に勃興して來た鯉漁業の餌料たる鱈は春夏の候に於ては當應下を除いてば南部沿海に漁獲が少ないので本應下の餌料供給の如何が鯉漁業の盛衰に重大なる影響を與ふべきことに著目し、之が供給の迅速と圓滑を期する爲めに蓄養試験を實施中であるが將來は相當の規模を有する蓄養池の建築が必要である。

五 工 業

工業原料 水産以外の原料に乏しく近時畜産、農産等に稍見るべきものあるに至つたが尙工業らしい工業のないのは遺憾である。

落花生油製造 落花生油工業は應下の重要農作物の一たる落花生を原料とするもので古い歴史を有して居る。澎湖の落花生は主として臺灣專賣局

煙草の調合作用とされ、油粕は全部支那に輸出され輸出品中重なるものとなつてゐる。落花生油は近時改良油槽の設置等に依り品質の向上に努力しつゝあるが故に價格も漸騰し製油業者も増加して製品の大部分は澎湖信用販賣組合が取扱つて居たが、近時對支貿易殆んど杜絶し滞貨に苦しみつゝあり、他に用途を發見すべく苦心中である。昭和五年中落花生油産額三七九、二八〇斤價格六三、七一九圓油粕五九六、五七七斤價格一三、二三八圓である。

水産製造 規模が小さく副業的のやうであるが將來は極めて有望なるものとして極力各種の施設獎勵を加へて居る。生産品としては鯛田麩、鯉節、鯛の花、鯛味噌、蒲鉾等で加工品を合して昭和五年中一五四、九七四圓である。其の他製菓三九、〇〇〇餘圓麵類三六、〇〇〇圓木製品一三、〇〇〇圓煉瓦其の他一〇、〇〇〇圓位のものである。

六 礦 産

文石 文石は廳下特産品で世界中伊太利と澎湖島とに産する珍石である。西京雜記に「漢弘成子、少時過異人、以文石如卵授之成子吞之遂聰悟爲一代名儒」とあるを見ても文石の發見既に數百年前に在る事がわかる。清朝時代には専ら宮庭貴紳の間に愛玩せられ清朝初期に在りては廣く世間に散布するを惜み官憲の手で採掘した程であつた。其の後清朝漸く多事なると共に産額も減少し、稀に得るものも零碎斷片に過ぎないやうになり、全く世間から忘れられてしまつて居たが、明治四十二年偶々内地人志太某が望安庄將軍澳嶼、東吉嶼其の他附近の岩礁中に此の石が含まれてゐるのを發見したのである。文石は玄武岩の中に介在してゐる石灰質のもので之を採掘して研磨すると絢爛鮮麗な彩紋が現はれ光澤も優秀であるから裝身具として

珍重せられる、近時採掘困難となり生産も減少したので價格騰貴して來た昭和五年の産額約一〇、〇〇〇圓である。

硃砧石 硃砧石は原名珊瑚石灰岩と稱し、硃砧蟲の死體が一種結晶したものである、段々大きくなつて年を経るに従ひ質も堅くなる、地質學上第三、四紀層に多いと謂ふことである。建築材料、防風、防波壁又は庭園、築山等に用ひられる。又風浪の爲めに小さく碎かれたものは道路の敷礫石灰の製造等に用ひられる等用途が甚だ多い。年二〇、〇〇〇、〇〇〇斤内外の産額あり殆んど無盡藏である。

亞炭 湖西庄虎頭山麓及び大倉嶼等に亞炭が出る齋藤理學士の「澎湖島地質調査報文」に「概して炭化未だ進まず中には明かに木理を存し年輪すら數へられるものがある、樹種は現在臺灣本島の中南部一帶に於て海拔一、〇〇〇尺以下の地に繁茂する茄苳(カタン)に類するが如し」とある。樹木の樹皮應

下に亞炭の出るのは過去の或る時代に鬱蒼たる森林のあつたことを想はせる。今は採掘してゐない。

七 商 業

商業 商業は商人に土著心が強いので一體に建實味があるが一面潑刺たる氣分に乏しいやうに思はれる。

港津 物資の集散地としては馬公、白猿坑、大赤崁、大菓葉、南滬港、潭門港の六港があるが馬公港が中樞たること勿論である。馬公港は特別開港場であるが外國貿易船は戎克船の外出入を許されない。馬公が相當商況殷賑である理由は(一)廳下は商域は狭いが人口が稠密であるから物資の需要も相當に多く而して其の大部分は馬公港に吞吐すること(二)要港部、要塞司令部其の他海陸軍隊軍艦の駐在地であること(三)臺灣沿岸西線定期船の寄港地であ

ること(四)高雄横濱航路の寄港地であるから直接に内地との取引があること(五)一衣帶水の對岸南支那と戎克船貿易が旺盛であること等に因るのである。

貿易 昭和六年の貿易狀況は概要左の通りである。

(一)臺灣本島 馬公港間の貿易搬出三〇五、一八四圓輸入一、二四〇、二九五圓計一、四四五、四七九圓で即ち八三五、一一一圓の搬入超過である。搬出の主なるものは落花生油二一、二八五圓鮮魚四七、三五七圓生豚八〇、二八一圓乾魚一八、二二六圓鹹魚三、五四九圓水産製造品三、五二〇圓等で搬入の主なるものは米二四五、八四一圓酒類一五〇、三三六圓切乾藷三二、九四五圓煙草七〇、〇四二圓砂糖一九、九三一圓薪炭一一、八〇六圓豆類一、二二九圓木材二五、一三四圓石油四三、八八五圓石炭一三、三八一圓セメント一一、七四一圓綿布二三、八二三圓食鹽一二、七六〇圓果物四〇、五八六圓野菜一〇、一〇九圓甘藷

九、一七〇圓等である。

(二) 外國貿易 外國貿易は支那貿易ばかりであつて厦門、汕頭、福州等を得意先として居る。昭和六年中の輸出四二、八二四圓輸入四二、九三五圓計八五、七五八圓で即ち輸入超過一一一圓である。輸出品は落花生油及び粕、水産物、空纜等を主とし、輸入品の主なるものは米、木材、煉瓦、陶磁器等である。昭和五年中の支那貿易は輸出三一、五〇二圓輸入五四、八七二圓計八六、三七四圓で即ち二三、三七〇圓の輸入超過であつた。

(三) 内地貿易 内地貿易は餘り振はないが年々増加しつゝある。移出は殆んどない。移入としては麥粉五二、一一〇圓麥酒一六、〇〇八圓燈油及輕油四、三四二圓罐詰一五、七二六圓醬油九、五〇六圓燐寸五、五八五圓石鹼九、二二八圓紙七、六八八圓砂糖八、三〇九圓菓子八、二三八圓吳服二八、〇九七圓其の他の日用必要品であつて總計四九五、三五二圓である。

市場 馬公街に街營に係る消費市場一及び廳水産會經營の魚市場一ある。昭和五年中に於ける消費市場の賣上高三三三、〇〇〇圓魚市場の鮮魚取扱數量一、三五六、二七九斤金額一五一、三八四圓である。尙鮮魚取引に就ては此の外に漁業組合經營の共同販賣所四あつて其の取扱數量四〇五、九九九斤金額三五、八一六圓である。

第一一 交通通信

道路 廳下の交通は地理的關係上主として海路に依らざるを得ざるも陸路としても道路延長四〇里ある。其の中馬公良文港間二里三二町、馬公通梁間四里三一町(途中湖西庄沙港と白沙庄との間に一二町餘の石堤あり干潮時に限り陸路として徒歩することを得)馬公風櫃尾間四里二九町を比較的長距離の區間とする。自動車は馬公、東衛、湖西、良文港間(三里一〇町)及び馬公、

東衛、沙港間(二里八町)は定期に馬公市街要港部間(一里八町)馬公、鷄母塢間(二里一七町)及び東衛、隘門、良文港間(一里三五町)は不定期に運轉して居る。昭和六年末現在牛車一、四七四臺、手挽車一〇八臺、人力車一臺、轎一臺、自轉車六七八臺である。

海上交通

(一)各離島間の交通は馬公より西嶼庄太菓葉と白沙庄瓦硯に毎日二回定期に其の他不定期に發動機船の往復あり、又多くの渡船便もあつて交通上の不便は尠いが、馬公、望安間(一八哩)望安東吉間(一二哩)望安、花嶼間(一二哩)望安、大嶼間(一一哩)等は交通不便で馬公より毎月三回定期に警邏船の往復があるの外不定期の發動機船又は戎克船に依るの外なき状況である。春夏の候に於ては交通に甚だしき支障はないが冬期に在りては季節風の烈しいのと小型船なるとに因り往々月餘に亙り交通杜絶することがある。(二)廳外との交通は沿岸西線定期航路に當り總督府の命令船開城丸(二、〇

三〇噸)が馬公より高雄に八往復、基隆に二往復の定期航海を爲して居たが、昭和七年四月一日より壹岐丸(約一、八〇〇噸)に変更し從來の馬公基隆間の航路は廢せられ馬公高雄間のみ月十五往復に改められ各奇數日毎に馬公着發のことゝなつた、即ち午前十時高雄發午後五時馬公着、同日午後九時馬公發翌日午前六時高雄着である、壹岐丸は開城丸より噸數に於て劣るけれども共速力及設備に於ては優る所多く馬公高雄間七四哩を開城丸の七時間であつたのを六時間で着くのである。其の他大阪商船の高雄横濱線汽船恒春丸(四、二七一噸)マドロス丸(三、八〇二噸)聖光丸(三、〇九八噸)高雄丸(四、二八二噸)高知丸(二、九一〇噸)の五隻は交る替る月三回基隆より(一九五哩)馬公に寄港し安平(馬公より五二哩)高雄へ行つてゐる。此の外石油發動機船は頻繁に高雄安平へ往復して旅客貨物の運搬を爲しつゝある。又戎克船も臺灣本島及び廈門(九五哩)汕頭(一五六哩)等南支那方面へ航行して物資運輸上多大の力

を致してゐる。

船舶數 廳下在籍船舶數は昭和五年末に於て汽船二隻四九噸、發動機船九四隻一、四九四噸外に支那形船一、四九二隻餘あり大多數漁船なることは勿論である。汽船の二隻は澎湖廳警邏船村雨號(三七噸)及び郵便局所屬通信丸(二一噸)である、因に廳警邏船として尙石油發動機船媽宮號(三八噸)もある。

此の外に海軍陸軍所屬交通船たる汽船多數あることは勿論である。

昭和五年中馬公港出入港船舶は出港汽船三三九隻三九一、六一〇噸、帆船其の他三、二二〇隻四九、七三三噸計四四一、三四三噸で入港船舶も略同様である。

通信 郵便局は馬公に澎湖郵便局(二等郵便局)があるのみである。通信は無線電信の設備もあり、又臺灣本島との間に海底電信線を通じてゐる外に海軍無線電信があり、又市中にラジオを設置せるものあつて臺北、内地、上海、フ

イリツピン等の放送を聴取することが出来る。

航路標識 大小六三の島嶼を有するのみならず近海は潮流、暗礁等で航海の難所とされてゐるから航路標識も燈臺四、立燈一あつて燈臺は北島、漁翁島、東吉嶼、查母嶼の四箇所に在る尙馬公に警報信號標の設がある。

第二二 金 融

銀行 銀行としては馬公に臺灣銀行澎湖島支店あるのみで明治三十二年十月に出張所として開設し昭和三年一月支店となつたもので廳下金融の元締である。昭和五年中に於ける貸出三、二八〇、三二八圓で同年末現在貸出四六五、六四六圓、貯金三九四、〇二二圓である。

産業組合 廳下のやうな住民一般に資力に乏しい地方では産業組合は寔

に重要な金融機関であつて現在七組合ある。即ち街庄に一組合以上の設立を見て居る譯で其の取扱金額も年々増加しつゝあり、其の廳下産業の開發に貢献しつゝある所頗る大である。昭和七年一月末現在の状況左の通である。

組 合 名	出 金 資	準 備 金		貸 付 金	借 入 金	貯 金
		其 他	積 立 金			
馬公融通信用組合	三三、三七五	四九、八五一	二〇一、〇四七	三五、〇〇〇	一一三、七四九	
澎湖共通信用組合	八二、四六〇	五一、九五八	二六六、五三四	七八、九七二	四九、三一七	
西嶼流通信用組合	二一、〇六〇	一六八七八	七六、四九七		四九、六〇六	
湖西庄信用組合	一四、九七〇	四、一〇三	二八、五五八		一一、二六六	
望安庄信用組合	三、九七〇	一、二六六	七、四九九		一一〇、三四	
白沙庄信用組合	七、九七〇	二、一四六	二、三八四一		一六、四八八	
澎湖信用販賣組合	八、〇四一	八、七四八	二八、九一四	一一、八〇〇	五六四	

合 計	一六九、八四六	一三五、〇五〇	六三二、八九〇	一一五、七七二	二四四、〇二四
-----	---------	---------	---------	---------	---------

講會其の他 民間の金融方法として講會(頼母子講)も亦年々増加する傾向がある。昭和五年末には一〇〇圓乃至五圓のもの四九講ある。一箇月の拂込總金額四二、三四四圓、昭和五年中の拂込總金額は三八二、一一三圓二〇錢である。質屋は民間に五あつて其の貸付金は一五、〇〇〇圓を上下して居る。郵便貯金は昭和六年度預入口數二三、九一八口金額二五一、六四二圓八八〇拂出口數五、七二六口金額一五六、九八七圓八九八である。

第一三 民事調停

廳下は遠く臺灣本土を離れた僻陬の地に在る爲め民事争訟調停の如きは

最も適切なる施設であり大いに之を利用せらるべき筈であるが、元來民度極めて低く本制度に對する理解に乏しき爲め從來出願者が非常に尠かつたのであるが、最近漸く此の制度を理解すると共に一面經濟界の不況に伴ふ此種争訟の激増に依り出願者も漸次増加の傾向にある。而して事件は金に依るものが多數を占め土地、人事が之に亞いでゐる、最近三箇年分を示せば左の通りである。(昭和六年)

種別	受理		既調		未濟	
	受	舊受	不調	取	其他	計
人事	1	9	3	5	1	3
土地	1	5	1	1	1	1
建物	1	2	2	6	1	2
金物	3	1	2	1	1	1
計	5	4	3	2	3	2

昭和五年	昭和四年
36	30
25	36
19	19
56	5
85	1
33	3
65	6

第一四 官公署會社

官公署 馬公に在る官公署は左の通りである。

- 澎湖廳
- 澎湖廳馬公支廳
- 馬公街役場
- 馬公要港部
- 馬公防備隊
- 澎湖島要塞司令部

馬公重砲兵大隊

澎湖島憲兵分隊

臺灣總督府澎湖醫院

澎湖郵便局

臺灣總督府稅關馬公支署

臺灣總督府專賣局澎湖出張所

臺南地方法院馬公出張所

澎湖測候所

會社 澎湖廳下に本支店を有する會社、組合其の他の實業團體は左の通りである。

(一)澎湖畜産株式會社 本社は馬公に在る。大正三年の創立で牛乳の搾取販賣を主要事業とし資本金一五、〇〇〇圓、内拂込濟金額一〇、五〇〇圓である

が未だ利益を見るに至らない。

(二)澎湖製氷株式會社 本社は馬公に在る。昭和二年七月の創立で氷の製造販賣を主要目的とし資本金一〇〇、〇〇〇圓内拂込濟五〇、〇〇〇圓にして設立日尙淺く未だ配當を見るに至らないが將來有望なものと思はれて居る。從來澎湖島には製氷者なく氷は臺灣本島より搬入して居た爲め非常に高價であつたが本社の設立に依つて飲食用、冷蔵用共に氷價の調節を見るに至つた。

(三)澎湖海運株式會社 本社は大正九年の創立で魚類仲買、運送業及び漁撈を主要目的とし資本金一〇〇、〇〇〇圓内拂込濟金額二五、〇〇〇圓であるが事業不振の爲め現在では休業の状態である。

(四)臺灣合同電氣株式會社澎湖營業所 本營業所は馬公に在る。前身は澎湖電燈株式會社で大正二年資本金五〇、〇〇〇圓を以て設立されたものであ

るが、大正九年八月臺灣合同電氣に合併し、爾來相當の成績を擧げてゐる。
(五) 臺灣銀行澎湖支店 馬公に在る。明治三十二年出張所として開設されたものが昭和三年一月支店となつたこと前述の通りである。

(六) 旭自動車商會 馬公に在る。昭和三年二月の設立に係り資本金六、〇〇〇圓で馬公、澎湖、良文港間及び馬公、沙港間の乗合自動車營業を經營し相當成績を擧げて居る。

(七) 馬公會館 馬公に在り。大正十年活動寫眞演劇興行場及び諸公會場に充つる目的を以て出資金六、〇〇〇圓其の他寄附金、借入金等計一〇、〇〇〇圓を以て設立され、もと馬公俱樂部と稱し大正十五年馬公會館と改稱したものである。

(八) 馬公融通信用組合 大正二年九月設立。
(九) 澎湖共通信用組合 大正八年五月設立。

(一〇) 澎湖信用販賣組合 大正二年九月設立。
(一) 西嶼流通信用組合 大正十三年五月設立。
(二) 望安信用組合 大正十四年七月設立。
(三) 湖西庄信用組合 昭和二和五月設立。
(四) 白沙庄信用組合 昭和二年十二月設立。
以上七産業組合の業務概況は金融の部に於て述べた通りである。其の中で澎湖信用販賣組合は信用組合業務の外、組合員の委託を受け其の生産したる落花生油及び落花生油糟を販賣する。尙馬公融通信用組合は主として内地人其の他の組合は本島人の組織せるものである。
(一五) 澎湖商工會 馬公に在る。前身は内地人協會にして大正九年十月澎湖商工會と改稱し現在會員五八名全部内地人であつて月々會費を徴し馬公商工業の改善發展を研究し、意見を發表する機關となつて居る。

(一六) 澎湖臺厦郊實業會 馬公に在る。前身を臺厦郊と稱し支那貿易船の寄附金を以て設立されたもので大正十四年澎湖臺厦郊實業會と改稱し、現在會員七〇名全部本島人であつて實業代表機關として活躍して居る。

第一五 名勝舊蹟

媽祖城址 澎湖の首都たる馬公の市街を圍繞せる城壁である、清國時代澎湖の行政官衙は巡檢司であつて暗澳郷(今の文澳)にあつた、清の雍正五年(皇紀二三八七年)巡檢を改めて通判を置き澎湖島廳を設くるや巡檢署に就き少しく式廓を加へて廳舎を建てた、澎湖廳誌に「澎湖遂成海外樂郊臺灣並稱東南保障矣」とあるは即ち之である、然し未だ廳城と稱すべきものではなかつたが清佛戰爭の際光緒十一年二月十五日媽宮は佛軍の占據する所となつた苦しい經驗から同年六月講和成立後廳署を媽宮に移轉し且つ築城の

議が起つた、光緒十三年十二月總兵吳宏洛は自ら工事を督し建城に着手し大に兵勇を發して助力せしめ、以て工費を補ひ同十五年十月竣工して廳署を城内に移した。城の周圍七八九丈二尺五寸、牆梁五七〇箇、牆身梁高さ一丈八尺根脚の地に入る三尺五寸、厚さ二丈四尺、東、西、南、北、小西、小南の六門を設け、東は朝陽門、西は順承門、南は即叙門、北は拱振門と號し何れも二層の樓門であつた。東南は即ち海に臨み、西は金龜頭に接し、北は護城の河(壕)一筋を掘り、總工費約二三、五三七兩餘、臺灣善後局の支出に係つた。當時に於ては大した金額である。帝國の領臺後も當時の廳署を使用し、今の澎湖廳舎も之を襲用して居る。今城壁は舊態を存し馬公市街の三面を環して居るが、城壁の一半及び城門は取壊された。

媽祖宮 馬公街馬公に在る。創建年詳ならざるも、明の萬曆三十一年蘭人據臺の日此の地既に漢族の肆を成せるより推及すれば、之より以前、即ち移住

の時と前後して創建せられたものであらう。清の康熙二十二年水師提督施琅が鄭氏を討ちて克つや、其の風波靜穩にして兵勇輜重共に安きを得たのは媽祖の神佑靈顯に頼ると爲し、諸加封天妃疏を上つた。清朝之を允し特に禮部郎中雅虎を此の地に派して祭典を行ひ、翌二十三年天后と加封するに至つた。媽祖宮を天后宮と爲すは之に基づく。雅虎の祭文は鑄額として今尙ほ廟内に掲げられて居る。本廟は媽祖廟として全臺灣最古のものであつて、北港の媽祖廟よりも臺南の天后宮が古いが、それよりも此の廟が總本山である、大正十二年内地人本島人官民相計り大に重修した。

施將軍廟 馬公城内にある。清の水師提督施琅を祀る施琅は福建の人琢公と號す。康熙二十一年水師提督に任じ翌年鄭氏を澎湖に伐ちて克ち、鄭克塽の降を容れて臺灣を清の版圖に收め功に依り靖海侯に封ぜらる。恩威並び行ひ「殘孽を撫し殺傷を卹み爲に鷄犬驚かず壺漿道に載す」と謳歌された人

で其の臺灣棄留の論は有名である。廟の創建は詳ならざるも清國領臺當時なりとの説がある。廟の正殿に施琅の衣冠束帶せる塑像を奉拜し、廟側に施琅建つる所の清臺碑記は現存して居る。

觀音亭 馬公城外にあり。清の康熙三十五年(皇紀二三五六年)遊擊薛奎の建つる所で、觀首佛祖を祀る。乾隆二十九年重修す。廟内に古代の十八羅漢及び鐘鼓等があつたが、清佛戰役の際佛兵の掠奪さる所と爲つたといふ澎湖廳誌に「四方煙波浩杳景頗幽曠」と其の景光を讚し臺灣府誌「廟前有井二甘美爲澎湖泉第一」と廟前の泉水を賞してゐる。昭和二年工費二〇、〇〇〇圓を投じて大改修を行ひ、庭内に噴水池を設け、植樹をなし、大に風致を加へた。今では馬公第二公園と稱してゐる。

クールベール中將碑 馬公城外火燒坪に在る。清の光緒十年清佛戰爭の時クールベール中將は東洋艦隊司令長官として澎湖に來攻し、媽宮城を占領せし

が將卒の瘡痍に冒されて死するもの極めて多く、中將亦病みて死致せるを以て此の地に葬る。墓地は前面長二三間四尺八寸、側面四間四尺四寸、高六尺、厚二尺の礎碁造の墻壁を長方形に圍らしクルベール中將ルイージュエン中尉及びルイードルト主計三人の墓標三基を建つ。墓標は皆方尖形を爲し中將墓碑の表面に刻せる碑銘左の如し。

A LA MEMOIRE

AEL' ADMIRAL COURET

ET DES BRAVES

MORTS POUR LA FRANCE

AUX PESCADORES

1885

墓は萬人塚と共にもと佛國よりの送金によりて墓の祭祀維持を爲して居

つたが、昭和三年十二月三十日臺灣總督府に移管されたものである。

千人塚 馬公街文澳にある。明治二十八年二月我比志島混成技隊南進して澎湖を占領するに當り、枝隊の軍人軍屬の戦死病歿する者九七二人、臼砲中隊一二六人、臺灣守備歩兵第十七聯隊第一中隊一五〇人合計一、二四八人の多きに達した。即ち同年六月二十五日第一號に二〇四人、第二號に七八人、第三號に二二〇人、第四號に六八人、第五號に一八一一人、第六號に一八一一人、第七號に四〇人、計九七二人(混成枝隊所屬)を合葬す。墓碑には混成陸軍軍人軍屬合葬之墓と刻してある俗に千人塚と稱す。

澎湖社 澎湖社は馬公市街の東方約十町の丘上に鎮座し、祭神として大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王の四柱を合祀されてある。又境内に別に琴平社がある。境内は馬公灣頭の高丘上廣濶なる地域を占め碧灣を俯瞰し眺望絶佳である、此の社の建立は澎湖六萬の官民が擧りて渴望して已まなか

つた所で、遂に御即位の大禮の記念として昭和三年二月十一日紀元節の佳辰を卜して地鎮祭を行ひ、同年九月二十九日上棟式を擧げ、十一月八日を以て遷坐祭を執行するに至つたものである。社の建立に當りては、官民男女海陸軍悉く金品の寄附に將又勞力の奉仕に一致協力し其の竣成を見るに至つたので、實に澎湖島の總鎮護である。

文石書院 清の乾隆三十一年(皇紀二四四六年)冬時の澎湖通判胡建偉が貢生許應元の申請を許し資を募つて建てたものである。地方人才養成が主たる目的で、士氣鼓舞の意も寓せられた。竣成後官立の書院とし、許應元を山長(院長)に任じ、儒生を教導せしめた。毎月一回乃至二回考試を行ひ二種に分ち官課は通判自ら行ひ、師課は院長之を行ひ、優良者に賞品賞狀を與へて獎勵した。又年一回全島の有志を招募して考試を行ひて入學を許した。儒生は院内の耳舎に寄宿し、院長に就きて教を受け毎年一回選拔された者は臺南の

科名考試に應募した。重に詩文を研鑽したもので、多くの書籍も備付けられて居たが清佛戰役の際兵燹に罹つて亡失した。現に文石書院は文昌帝君の像を中央に孔子の像を左に祀り、傍に胡建偉等功勞者を祀つて居る。始め文昌帝君を祀つたものであつたが、帝國の占領當時一時我軍の避病院に當てられた際、一軍人が董事に孔子を祀つて居るのかと聞いたところ、言葉が通ぜぬため首肯いたすのでばつを合はす爲め急に文昌帝君の像の右側に孔子の神位を祿位として祀つた。爾來孔子廟と呼ぶに至つたさうである。因に文石書院の名稱に就ては、文石は澎湖特産の寶石で五彩の光澤麗はしく石中に輝いてゐる所から、書院の養成人物も亦此の如かれとの心に出でたもので、入口の聯にも「文章闡道德石室蒞光輝」とあるやうに往時廳下教育の淵藪であつた。

紅木埕城址 馬公城外東北十餘町紅木埕に在る。皇紀二二八二年(明の天啓

二年)和蘭人が澎湖占領の再舉を企てた時カイツエルツーン中將が在住支那人及漁船六〇〇餘隻を徵發使役し、土石を運搬せしめて築城したものである。故に後人之を紅毛城と稱した「澎湖廳誌」に「砲樓堅緻如鐵」周圍百二十丈等とあるを見ても和蘭人の永久の計が想はれる。城は明の天啓四年巡撫南居益來り攻め交戦八箇月に互りしも陥落しなかつたが、既にして臺灣占領を認め互市を許すといふ交換條件で和蘭人が撤退したものである。紅毛城シヤと呼びなせしもの轉訛して紅木埕となり今も地名に残つて居る。

嘉蔭亭 嘉蔭亭(五里亭)は馬公街紅木埕に在る、清の乾隆四年(皇紀二三九九年)澎湖通判胡格が島内樹木生長せず、路傍一の嘉蔭なく、炎日行人の休憩する所なきを憂ひて建てたる所、因て嘉蔭亭の名あり。此の地は舊廳署所在地たる文澳より馬公に至る道路の中央、恰も五清里の地にあるを以て俗に五里亭とも稱す。亭内中央に文武兩帝を祀り左に三官神右に龍王神を配す。亭

は久しく傾地せしが乾隆二十九年里人重修す。

萬歲井 馬公城内に在る。明治二十八年三月比志島混成枝隊の澎湖島を占領するや、我兵の炎熱に苦しみ瘴癘に冒されたもの甚だ多かつた。而も島中良水に乏しく大に困つたが、獨り此の井滾々として湧き水質また悪しからず、士卒即ち之を飲用に供し勇氣爲に振つたといふことである。之を記念して萬歲井の名を命し、井頭に一碑を立て萬歲井の詩を勒した。

萬軍井 馬公城内にある。一に師泉井又は媽宮大井といふ「澎湖廳誌」に據れば靖海侯施琅が水師提督として鄭氏を討つ時、先づ澎湖を略して兵萬餘を駐せしに、水泉乏しくて兵は大に苦しんだから施琅之を媽祖に祈つた所、甘泉立所に湧き汲めども汲めども滾々として竭きなかつたといふので萬軍井と名くと、之れ陳昂の詩に「仰伏威靈涉險來地轉海嶮生淡水」の句ある所以である。

田中井 馬公街西衛の郊引に在る。明治二十八年我澎湖島占領の當初媽宮城内疫癘甚しきにより、一時廳署を西衛に移せし時、飲料水の缺乏を憂ひ、時の司令官陸軍少將田中綱常、工を起して井を鑿つたものである。田中井の名此に出づ。井頭に碑を立て由來を記す。

松島艦遭難記念碑松島記念館及公園 馬公々園に在る。明治四十一年四月三十日午前四時八分帝國軍艦松島は馬公港碇泊中艦内の火薬庫爆發し空しく港底に沈没した。事急にして施すに術なく乗組員四六〇餘名中難に死する者實に二二三名に及び候補生はその大半を失つた。松島艦は姉妹艦たる巖島、橋立と共に練習艦隊司令官吉松少將に率ゐられ、少尉候補生一七〇餘名を各艦に分乗せしめ、前年十二月二十五日横須賀を抜錨し南洋各地を巡航すること九十餘日、鵬程九、五八〇餘里を蹴破し、歸朝の途次此の地に於て奇禍に遭つたのである。依て明治四十四年同艦二十八珊瑚砲身を利用して

碑を鑄造建設し以て記念したものである。碑銘は海軍大將伊東祐亨伯の揮毫である。傍に松島記念館がある。大正元年右記念碑建築基金の餘財を以て建築したものである。昭和三年五月更に工費一五、〇〇〇圓を投じて貴賓用として瀟洒たる日本建平家六〇坪を増築した。松島記念碑附近は馬公々園である。舊砲壘あり、グラウンドあり、音楽堂あり、又劇場馬公會館も此處にある。

廣丙號遭難記念碑 馬公港口順承門外高地に在る。軍艦廣丙號は明治二十八年十二月二十一日我占領の當時八罩島に遁走せる敵兵を追撃して倉島に到り、颱風遽かに起りし爲め暗礁に擱座した。其の乗組將士三八名の殉難を記念したものである。

第十六號水雷艇遭難記念碑 廣丙號記念碑の側に在る。明治二十八年五月十一日我占領の當時、海面搜索作業中馬公港外に於て沈没した同艇乗組將

校一名士卒一三名の殉難を記念したものである。

奈良丸遭難記念碑 廣丙號記念碑の側及び馬公城内元臺灣神社遙拜所構内に在る。明治三十年十二月二十四日北島(目斗嶼)に於て颱風のために遭難死歿した便乗者安田馬公水雷布設隊司令以下將士八名の殉難を記念したものである。

辨天岬海水浴場 海水浴場は馬公市街の西北方約三町にある。西北方に長く突出せる岩礁は自然の防波堤となりて風波を遮り一帯の砂汀、水清らかにして前に漁翁島眉の如く横はり左に觀音亭の輪奐影を清波に涵し、海水浴場としては理想的の場所である。近年夏季に至れば臺灣本島より學生其他の浴客漸次増加しつゝある狀況で、馬公街役場では無料休憩所、清水浴場等を設備して大いに浴客の便宜を圖つて居る。

海水浴行進曲

(本間善庫作詞)

○夏が來た來た 海水浴だ

我等の泳場 辨天岬だ

眺が佳うて 海遠淺で

水が清うて 砂濱白い

○立派な休場 便利な井戸場

涼し濱風 汗知りませぬ

綺麗な貝がら 元氣な小蟹

人も魚も 一所に泳げ

○貴方鯉よ 私は鯛よ

浪に踊れば 身も氣も軽い

夏は身體を 鍛へる時よ

海は心の 禊の場所よ (東京行進曲の譜)

萬人塚 馬公街の南方一哩、風櫃尾半島に在る。光緒十年清佛戦役の際、佛軍の上陸地點であつて、當時多數の戦病死者を出し之を埋葬した所であつて俗に萬人塚と呼ばれて居る、方尖形の碑があり左の碑銘が刻してある。

PESCADORES

1885

A LA MEMOIRE

DES MARINCE FRANCE

DE CEDESIA MAKUNGO

上陸記念碑 湖西庄良文港裏正角に在る。地は馬公を距る東方三里一六町で明治二十八年三月二十三日比志島混成枝隊が伊東司令長官の率ゆる聯合艦隊の掩護の下に上陸した地點である。碑は谷口要港部司令官、竹下澎湖郡守、上瀧街長其の他有志相圖り寄附金を以て大正十三年三月二十三日建

設したものである。

通梁の榕樹 白沙庄通梁の海濱、保生宮廟前に在る。もと戎克船に載せて來た鉢植の小さい榕樹を植ゑたものが段々成長して樹幹が擴がり幹の途中から下つた目通り直徑一尺餘の根幹が次から次へと殖えて今二十八本餘ある。幹枝二百坪に蟠り、樹下優に一箇大隊の兵を憩はしむるに足るといふ大榕樹である。本田靜六博士も大に之を奇とした日本名木の一で、三百年前澎湖に樹木が繁生して居たことを證すべき歴史樹である。

ボクハラ遭難記念碑 白沙庄姑婆嶼に在る。明治二十五年(清光緒十八年)ピ
ーオー汽船會社所屬ボクハラ號難破し死者尠なからず。依りて香港在留民の醸金に依り殉難者の爲めに此の記念碑を建設した、碑は花崗石で高一丈四寸、厚上方一尺、下二尺で上部一尺は尖狀を成してゐる。

七美人墓 望安庄大嶼に在る。往時海寇の侵掠の際七人の婦人は死を以て

操を守り井に投じて死んだ、其の跡に七株の木が生じたと言ひ傳ふ。井と云ふが今は水たまりの跡を止め、木は一葉萩で現存して居る。

北島燈臺 澎湖列島の最北端なる目斗嶼(白沙庄吉貝島の西北三哩、馬公を距る十八哩)に在る、目斗嶼は一に北島と謂ふ。此の附近一帶暗礁多く古來航海上の難所とせられ史に徴すべきものゝみにても爰に沈没せる船舶六〇隻を超えて居る。燈臺は改隸後明治三十二年四月建設に著手し、同三十五年六月に竣工したもので、工費二〇三、〇〇〇圓を要して居る。燈火の高さ水面上五〇米突燈器は折射器で二〇秒毎に一閃光を發し光力五〇萬燭光、其の光晴夜一九哩に達するもので東洋有数の燈臺であると謂はれて居る。

漁翁島燈臺 漁翁島の南西端なる吃仔尾(リナター角)丘上に在り。昔時臺灣廈門間を航行する船舶は皆本島を目標としたものであるが、一朝風濤高き時は之を認め難かつたから清の乾隆三十四年臺灣知府蔣元樞は澎湖通判

謝維祺と圖り、捐集して此の丘に下座約五丈石を鑿して浮圖七級と爲し高さ約七尺の標識を設けたが、後道光八年(皇紀二四八八年)改めて燈塔と爲し毎夜火を點じ西嶼燈塔と稱した。實に本島に於ける燈臺の濫觴である。光緒元年洋式に倣ひて燈臺としたが帝國領臺後更に改修を加へた。構造は鐵造圓形白色にして第四等不動白色、明弧は全度、燈高は基礎より二八尺水面より一五丈八尺、燭光數五〇〇光遠距離一五哩である。

西嶼落霞 西嶼(サイスウ)とは漁翁島を謂ふ。澎湖本島の西方に平行して横はれる島嶼であるから西嶼の名がある。臺灣郡中八景の一たる西嶼落霞は此處の景色を謂ふのである。

第一六 澎湖の歴史

澎湖の地名の由來 澎湖列島(ポンフー群島 Pong-hu Islands)は歐米人の所謂

ペスカドール Piscadore 群島で、此の名稱はもと和蘭人が漁人島の義にて Eylant
Piscadore と呼んだのに基づく。西暦紀元一七二六年和蘭人ヴァレンタインの
地圖には列島中に十數箇の和蘭名を附したのが載つて居る、即ち Pehno (澎
湖本島)・Groote Tafel (虎井嶼)・Vessers Eyl (漁翁島)・Kolyne Tafel (桶盤嶼)・t Rovers
Eyl (八罩島)・Linge Eyl (吉貝嶼)・Stik Grondt (目斗嶼)・Ooster Eyl (東吉嶼)等之であ
る。澎湖の名稱の起原は諸書多少の差異はあるが、要するに澎湖の形勝が港
外は波濤澎湃として荒れ狂ふけれども港内は湖水のやうに平穩である所
から取つたものである。別に彭蠡湖とか稱ふるは詩的に呼びなしたのであ
る。

龍宮の傳説と澎湖 昔、浦島太郎が龜に乗つて龍宮に渡り、乙姫様の恩寵深
く三年を暮したが故郷忘れがたく歸つて見るといつの間にか七千年も経
つて居て、玉手匣をあけたら俄に老衰したと謂ふ傳説は御伽話として人口

に膾炙されて居るが龜の背を龜の背の如き小舟、龍宮を遠く離れた都、海洋
中の別天地の義と解し、又乙姫様を海の幸サチを象徴する女神、其の恩寵を海産
物の豊漁七千年の齡を長壽者の多い健康地、玉手匣のことも歸國しても詰
らないとて土著を諷示したものといふやうに考察すれば必ずしも荒唐無
稽の話ではない。特に此の傳説はお伽話化された爲め史實としての價值が
減損せられて居るが此の事は今を去る千二百年前、元正の御宇、舍人親王等
の撰述せる日本書記にも載つて居る。即ち其のオホハツセツカクケ大泊瀬幼武天皇の二十二年
の條下に「丹波國余社郡管川人、水江浦島子、乘船釣、遂得大龜、便化爲女、於是浦
島子感以爲婦、相逐入海、到蓬萊山、トヨノクニ歷觀仙衆」とある。勿論上古史のことゝて幾
分神秘的に傳へられて居るが、トヨノクニと訓じてある蓬萊山は所謂龍
宮に當つて居て、常世の國と謂ひ蓬萊山と謂ひ龍宮と謂ひ意義に多少の差
異はあるが、大體に於て仙郷とか別世界とかいふやうな理想的な樂土を意

味するのであるから、浦島が渡つたといふ蓬萊山、常世の國を龍宮と傳へたからとて強ち誤謬とも謂はれぬであらう。浦島より以前、神代の時^{スナヒコナノ}少名彥名尊^{ミコト}や神武の御宇御毛沼命^{ミケヌノ}や垂仁天皇の九十年田道間守^{タヂマモリ}などが常世の國に渡つたことは地神本記、古事記、日本書記に載つて居る。又其の常世の國が何處であるかに就いても色々説が分れて居る。然し六十四の島嶼が海上に碁布せる澎湖の光景は正に蜃氣樓の觀を呈し、乙姫の使と謠はるゝ鯛や鮪や魚族の數が三百種も棲んで居る多島海、不老不死とまでは行かずとも長壽者の澤山ある健康地、又灣曲深き馬公灣から媽宮城や海岸に臨んだ馬公市街を眺めると、古來我國に傳へらるゝ龍宮は此處ならずやとも想はれるであらう。

倭寇と澎湖 臺灣は昔から支那人の固有の土地であるかの様に考へるものもあるが、實は臺灣に早く眼を著けたのは支那人でなく紅毛であつた。紅

毛よりも寧ろ日本人であつた。我南北朝時代から安土桃山時代に至る凡そ二百年間は日本の對外思想の最高潮に達した時代であつて、それは所謂倭寇に依つて痛快に表現せられた。倭寇とは日本の海賊を意味する支那人の稱呼で日本内地に志を得ざる者どもが圖南の鵬翼に駕し萬里封侯の雄志を伸べむと海上に立てこもり、朝鮮支那の海上に出没し、沿岸の港灣又は近海の船舶を襲つて財寶を剽掠したものである。彼等が舷頭に懸す八幡大菩薩の旗じるし、其の八幡の字音を以てハパン船と呼び又彼等が裸一貫に六尺の犢鼻褌を緊め輕快に敵陣に斬り入るさまの胡蝶の如きを見て胡蝶陣と稱へて泣く兒も聲を止めた程で支那東海岸紅蘇、浙江、福建、廣東諸省の如きは何れも當年倭寇の迹を印せざるはなかつた。而して其の倭寇が策源地とまでは行かずとも足掛りとして澎湖島に據つたことは地理上當然のことであつて、澎湖島の各所に當年海賊の據址と傳ふる遺跡がある。澎湖本島

の中央なる大城山には周圍二〇町に及び石塊を疊積して塞壁とした跡があり、虎井嶼にも波城の迹といふのが在るが之について「赤崁筆談」に洪武二十一年(皇紀二〇四八年足利義滿時代)に澎湖の島民を悉く他へ移住させたにも拘はらず間もなく不逞の輩が其處に潜みこみ倭奴が往來停泊して水を取る爲めに必ず立ち寄つたとある。又望安庄大嶼に七美人の墓といつて當年倭寇の侵掠に死を以て操を守つたと傳へらるゝ古跡がある。明の嘉靖四十二年(皇紀二二二三年足利義輝時代)倭寇の一隊は閩粵の境を侵したが、明將戚繼光に破られて臺灣に退却した。尋で同年倭寇は林道乾を嚮導として浙閩の邊海を衝いた。明の都督俞大猷は邀撃して之を破り、追ふて澎湖に至りしも倭寇の逃げ込んだ港内が紆迴深きことを偵知し大事を取つて進撃せず福師を澎湖に駐めて引揚げた。間もなく林道乾はボルネオへ遁げて行つた。斯くて倭寇も引揚げたので明も福師を引揚げて巡檢を置いたこと

「舊誌」「臺灣縣誌」に審かである。既にして紅毛及支那海賊の勢を得しと我が寛永の鎖國令とでさすがの倭寇も腹背に打撃を受け竟に南方經營を抛棄するの已むなきに至つた。

日本甲螺と澎湖 支那人でありながら倭寇の手先となり別働隊となつた日本甲螺ツブシカクレなるものがあつた。甲螺は蕃語ガビラ(掠奪者の義)の轉訛といふ説もあり、日本の頭カシラの轉訛であるといふ説もある。福建人顔思齊(字は振泉)なる者、海賊を率ゐて臺灣西部の北港に據り自ら日本甲螺と唱へ、内は本島の土蕃を撫馴し、外は福建、廣東の沿岸を侵掠して猛威を振ふた。國姓爺で名高い鄭成功の父鄭芝龍も之に加擔し、思齊の死後推されて首領となり、日本甲螺と稱へ、同志を糾合し臺灣本島移住を勧誘し大に開墾を計り、一面支那海を横行して掠奪を恣にし、終には臺灣海峡の霸權を掌握した。明は榮爵を授けて招撫したので芝龍も皇紀二二八八年降を約し福建沿岸防禦提督となつ

た。日本甲螺は此の外にも澤山ある。吳平、許朝光、曾一枝や彼の皇紀二三一年フロビデンシヤ城を襲つて蘭人を逐つた郭懷一等も其の一つであつた。

明の洪武五年(皇紀二〇三二年)信國公湯和が澎湖島民の叛服信じ難きに手古摺つて近廓に移し、同二十一年島民の全部を漳泉二府の間に移住させ、巡撫司も廢し栖住しないやうにしたが不逞の者は潜に聚り、其の中に倭寇が往來停泊し水を取る爲に此の地を經由し、嘉靖隆慶年間、海寇曾一本等屢々嘯聚して寇を爲すと「赤崁筆談」にもあるが此の澎湖島民と謂ふのは全然日本甲螺の手下でないまでも平素は住民に化けて生業を營むもいざといへば日本甲螺の下廻りを勤めたものと思はれる。

紅毛と澎湖 紅毛(アンムン)とは歐羅巴人を指す支那人の稱呼である。紅毛人の東洋經略は紀元二一六五年頃より始まる。十四世紀の末葉から十七世

初頭にかけて當年歐洲の先進國たる葡萄牙、西班牙、和蘭陀の三國は互に進取發展を競つた。西班牙人は皇紀二一七三年フィリッピンを占領し、同二二〇二年臺灣占領の目的を以てマニラから北征したるもバシイ海峡にて颶風に遭ひて果さず。同二二八六年五月船艦十二隻を派して再擧を計り、基隆の社寮島にサンサルバドル城及サンチシマ・トリニダット城を築き、更に滬尾(今の淡水)に轉じサンドミノ城を築き石炭、硫黃等の採礦を營み、傍ら布教撫蕃に従事した。葡萄牙人は皇紀二一七七年早くも明と通商を行ふた。始め葡萄牙人は香港灣(澳門)を租借して居たが後皇紀二二一七年媽港を占領し一時明の抗議により立ち退いたが二二二三年復之に占據した。二二四〇年西班牙に併合せられ後再び獨立したけれ共國威夕陽の傾くが如く次第に影が薄くなつて消え去つた。和蘭人が始めて東印度と通商したのは皇紀二二五八年で和蘭東印度會社を創立したのは同二二六二年であつた。和蘭人

は夙に葡萄牙人が澳門を租借地として支那の商權を獲得し、西班牙人が呂宋に割據して居るのを羨望し居たが遂に同二二六一年(明の萬曆二十九年)戰艦を率ゐて呂宋に迫つたけれども失敗し、轉じて澳門を圍んだが之亦不成功に終つた。

翌皇紀二二六二年七月和蘭人は戰艦二隻を率ゐて澎湖島に攻め寄せた。當時澎湖島は葡人も既に退き支那人も亦何等軍備を設けて居なかつたので容易に占領する事が出來た。和蘭人が澎湖島に攻め寄せたのは太泥バタニーに來て居る海澄の人李錦及姦商潘秀、郭震等から支那と通商するには漳州に優る所はない、漳州の南には澎湖島といふ離島がある、それを根據地とすれば通商は難くない、其所の稅使は高案といつて貪慾な性分のものであるから賄賂を澤山贈れば屹度成功すると聞かされ、和蘭人麻韋郎に乘氣となり、錦は太泥國王の書三通を作り潘秀、郭震をして一通は案に、一通は兵使副使に、一

通は守將陶拱聖に差出さしめた、拱聖は大に駭いて當事に告げて潘秀を獄に投じた。郭震は敢て上陸しなかつた。所が案は腹心の部下周光範を遣はし蘭人に對して三萬金をよこせば通商を許さうといふ話を持こませたので蘭人は喜んで之に應じ愈々通商を約することゝなつた。所が遇々總兵施德政がやつて來て部將沈有容をして撤退を要求せしめた。蘭人は寶の山に入りながら到底武力で争ひ難いところから居ること十日許にして恨を呑んで退去した。蘭人遺憾禁じ難く皇紀二二八二年(明天啓二年)カイツェルツン將軍は捲土重來船艦一七隻を掲げて澎湖を再征し、媽宮港(馬公)に上陸し當時在住漢族の漁船六〇〇隻を徵發し且漢族を工事に虐役して土石を運搬せしめ、馬公の東北一〇餘町の海岸今の紅木埕の地に城塞を築き、砲臺を各所の要害に設け、永久占領の計を立てた。而して此の城塞を擁護する爲め港口の南北の岬角風櫃尾の蛇頭と馬公半島の金龜頭と嵵裡灣嵵裡の丘上

及其の殆んど中央なる港口の四角嶼に於て、又澎湖本島と白沙島との水道を防禦する爲めに白沙島の東南なる瓦硯港の丘上即ち明の初年に築いた舊城址に於て又白沙島と漁翁島との間の水道を防禦する爲めに白沙島の北西なる瞭望山に於て、又八罩島の網坡(望安)南方丘上に於てそれら砲臺を設けた。

蘭人既に澎湖に要塞を築いて蟠據した以上目の敵たる葡萄牙人の東洋の商權を脅し將た蘭支貿易の根據地と爲すに足る。即ち支那の海賊李且と結び兵船八隻を出して出沒し廈門を侵すに至つたのである。是に於て福建巡撫南居益は總兵俞咨臯をして大に舟師を率ゐて蘭人を攻めしめた。明軍は瓦硯港砲臺の背後なる鎮海灣から上陸して和蘭渠師高文律等十二人を擒にし、尙交戰八箇月の久しきに互つたが勝敗容易に決せず、明朝は終に讓歩して和蘭は澎湖を撤退すること、和蘭の臺灣占領に異議を挾まざること、和

蘭人に支那との通商を許すことの三條件を以て講和することゝなつた。そこで蘭人は臺灣本島を經營することゝ爲り、此の年八月永久に澎湖から立ち去つてしまつた。

鄭氏時代の澎湖 今より千三百年以前隋の開皇年間虎陳稜を遣はして澎湖の地を略取したと「福建通志」「臺灣府誌」等にあるが之は「隋書」天業七年の條に陳稜が琉球を撃ち高華嶼、龜鼈嶼の二島に至つたことが載せてあるのを臺灣と琉球とを混淆して考へ、琉球を臺灣とし、二島を澎湖と推斷した誤謬らしい。同書大業三年の條に煬帝が羽騎尉朱寬をして海上の珍らしいものを採險させ朱寬は何蠻と一所に琉球に至つたとあるが之も琉球を臺灣と推定するは間違である「琉球國誌」に朱寬の攻めた記事があるのに徴しても其の琉球は今の琉球であることが分る。又唐宋時代に毘舍那(毘舍耶)と呼んだのを臺灣に擬する説もあるが宋の馬端臨の選「文獻通考」に「琉球國、在泉

州之東、有島曰澎湖、煙火相望、水行五日而至、旁有毘舍那」とあるに徴しても毘舍耶はフィリッピン群島中のピサヤ島の事で臺灣とするのは誤謬である。「元史」に依れば元の世祖の至元二十八年(皇紀一九五一年)海軍副萬戶、楊祥が六千の軍を率ゐ琉球を遠征する際澎湖に立寄つたとあるが信を措き難い。又元の末葉、巡檢司を澎湖に置いたと「臺灣府誌」にあるがそれは「漳州府誌」に萬曆二十年(皇紀二二五二年)澎湖遊兵を増す、同三十五年衝鋒遊兵を設け以て倭に備ふとあるのを指すのかも知れない。「蓉州文稿」「臺灣隨筆」等を按ずるに、宋元以來臺灣を知つた人は無い。又臺灣に支那人が入り込んだのは日本甲螺の顔書齊が始めとあり、又明の末年「東番記」中に始めて臺灣を臺員と記したとあるより推考して支那人の臺灣を知つたのは太監玉三保が此の島に漂着したといふ明の宣宗の時(皇紀二〇九〇年代)であつて、其の頃は倭寇が澎湖を根據として支那近海を荒しまけつた時であつた。倭寇の猖獗、日

本甲螺の跳梁、紅毛の跋扈、それらは支那人の痛く神經に病んだ所であつた。併し時恰も明朝の紀綱弛み切つた末期であつて鄭芝龍にさへ官位を餌にして漸く懐柔したやうな有様で臺灣や澎湖に信國公湯和とか都督俞咨臯とか總兵施德政とかが時にやつて來ないでも無かつたが、それは急場凌ぎの一時的のものであつて之を經略するといふやうな永久の計は認むることが出来なかつた。支那人が臺灣を經略したのは蘭人を逐ふて之に代つた鄭成功を始めとせねばならぬ。明の遺臣鄭成功は廈門に據つて屢々清軍と江南に戦つたが金陵の一敗地に塗れてより一轉機を劃すべく永曆十五年(皇紀二二二二年)二月一日軍卒四萬兵船三百五十艘を率ゐて廈門を發し、先づ澎湖に著し娘媽宮(今の馬公)に入り陳廣、林福、張在等を澎湖に駐め、七日皇天に禱つて旅を振り八月早朝發砲三聲澎湖を躡して臺灣を討ち蘭人の據守した赤崁城を圍むこと七箇月蘭軍終に敵せず十一月開城して降伏した、鄭

成功死後長子鄭經は自立して二世と號した。清の康熙三年(皇紀二三二四年)三月厦門に在りし鄭經は臺灣を平定せむと欲し自ら諸軍を督し周全斌を五軍總督とし陳永華を諮議參軍とし馮錫範を侍衛となし艋舺を連ねて出發し、先づ澎湖に抵り地理を踏査し、澎湖は臺灣の門戶、常に重鎮を設けて鎮守苟且にす可らざるべし、倘し他の占踞を彼らば臺灣以て手足を措き難からむと爲し、豫定の通臺灣平定後天興、萬年の二縣を臺灣南路、臺灣北路と改めると共に按撫司を澎湖に設け媽宮港に始て營壘を設置し、左右峙中(金龜頭上蛇頭)は烟墩砲臺を置き、守將は四月毎に交代することとし、薛進思、戴捷、林陞等を駐めて守備とした。時に清朝では鄭氏征伐論と招撫主義との二説に岐れ、征臺論主唱者は施琅で康熙四年(皇紀二二二五年)提督として征臺の師を發したが、外洋に於て颶風に遇ひ果さずして歸つた、そこで姚啓聖等の招撫主義の勝利となり、清國は「臺灣は絶海の孤島にして之が爲に國帑を

糜するの益なし」と爲し又敢て兵を出さず、康熙六年孔元章をして同八年三月興化縣知府慕天顏都督僉事季恮をして手をかへ品をかへ鄭經招撫の策を講じたが竟に不成功に終つた。斯うなると又征臺論が持ちあがることとなり、特に一時出でて泉州、厦門に勢威を盛りかへした鄭經も康熙十四年劉首昂の大軍南下するに及び臺灣に退却し意氣頓に衰へて遂に病死し死後百官和せず民心を失ふの情報が燕京に達したから廟議再び征臺に決し康熙二十二年(皇紀二三四三年)六月施琅は水師提督として兵二萬を率ゐて來り攻め、先づ澎湖を衝いたのである。鄭氏の總將劉國軒は自ら精兵二萬を督して澎湖に出動し林陞、立輝、江勝、陳起、王明龍、吳潛等の諸將に部署を定め鷓籠嶼を堅めさせ、澎湖、媽祖、臺嶼の上下砲城三座、風櫃尾一座、四角嶼砲臺一座、東西嶺砲臺一列四座、西南外塹、西嶼頭一列砲臺四座、牛心灣砲臺一座、都べて十五座の要塞を堅固にし、尙ほ沿岸に船の上陸が出来ぬやう矩檣を設け砲

石を置き、連続三〇餘里に互り兵船を羅星の如く警備せしめ清軍を待ち構へた。清將施琅は將士の姓名を各兵船に掲げさせて各將士の働きが見えるやうにして賞罰を正しうせんと督勵し、先づ藍理、曾誠等をして突進せしめた。然るに其の時南潮正に漲りて清の兵船が離れ離れになつたから國軒は此の機を外づさず攻勢に出で清軍は散々に打ちなされた。琅は直に駕船を馳せて應援したが理も琅も負傷して退去した。それより少時兩軍は睨みあひの有様であつたが琅は敵の勝ち誇つた油斷に乗じやうと其の夜舟を八單島に停め諸將を集めて總兵以下の失律罪と按じ功を立て、贖ふやう誓はせ進んで虎井嶼を取り、己は潜かに小舟に乗じて敵狀を隈なく探知して歸り、諸將を左師、右師、中堅の三つに手分けし、吳英、陳龍、陳昌等を右師として五十舟を牛心灣内外塹方向に朱天貴、陳賢、楊嘉瑞、羅士珍等を左師として五十舟を嵵裡、鷄籠嶼方向に向はしめ、中堅を八隊に別ち每隊七舟を三つに疊

み自ら中央に在つて指揮を執り、別に八十舟を後援に備へることに定め、旌旗海空を覆ひ舳艫相啣んで堂々と繰り出した。

國軒之を見て直に失火噴筒を亂射して防戦した、施琅は焔烟怒濤の中をくぐり奮戦突進し辰の刻より申の刻まで小時の絶間もなき激戦となり、清軍は左將朱天貴が戦死したただけであつたが、鄭軍は林陞、丘輝、江勝、陳起、明吳讚、王陞等陣歿し兵船の撃沈せらるゝもの二百餘艘の多きに及んだ。清軍勝に乗じて進み國軒勢支へ難く急を走舸を飛ばして吼門より遁走し。澎湖は清軍の手に歸した。臺灣本島の活殺與奪の鍵である澎湖を取つたことは臺灣を取つたも同然で施琅は馬公に泊まること二閱月、八月出軍、手に唾して臺灣を靖定し功に依り後に靖海侯に封ぜられた。

清朝時代の澎湖 和蘭人を逐ふた鄭氏の臺灣領有も三十八年間にして清朝の覆へす所と爲つた。當時浙閩總督巡撫其の他有志の多數は臺灣領有の

不利を説き、臺灣の地位海外に孤懸し賊藪と爲り易し、宜しく之を棄て、専ら澎湖を守るべし」と主張したが、凱施將軍施琅は之に對し、「天下東南の形勢は海に在りて陸にあらざる陸の患たる形あり、海の籠姦測る莫し。臺灣は一島なりと雖實に腹地數省の屏蔽なり。之を棄つる時は蕃に歸せざるも外國に歸せむ。且澎湖は不毛の地、臺灣の什一に反ばず。臺灣なくんば澎湖も守る能はず」と力説した。之は施琅の臺灣棄留の論とて有名な上疏の節録であるが之が容れられて臺灣は福建省の隸屬として閩浙總督の管轄とした。即ち閩浙總督の下に福建巡撫あり。其の下に臺灣府を設置し更に其の下に安平、鳳山、諸羅の三縣を置いた。而して此の時澎湖には巡檢が配置せられた巡檢は臺灣全島に五あつた。

康熙六十年(皇紀二三八一年)朱一貴が臺灣に亂を起し全臺一時悉く覆没した際は文武の官僚みな難を澎湖に避けた、而して澎湖は獨り安全であつた。

幾もなく總兵藍廷珍は水師提督施世驃を輔け澎湖を根據地として臺灣に討入り旬日を出でず、戡定したが、之と共に臺灣守り難しといふ弱音を吐き臺灣總兵鎮を澎湖に遷さうといふ議が起つた。其の弱音を吐くのも無理はなかつた、マラリアの猖獗は其の頃特に怖るべきもので鳳山、諸羅の知事の如きも敢て任地に就かなかつたほどであり、臺廈道臺も半年交代で兵士も一年交代であつた、加ふるに南支のあぶれもの、子孫たる彼等は、五年大反三年小反の諺通りに叛亂が好きであつて絶えず擾亂が繰り返され、それには分類械鬪といふ泉漳人間の鬪争やら蕃人出草やらで安き心地はしなかつたのであつた。時の巡撫藍鼎元は「臺灣は沃野千里にして山海の形勢は皆尋常にあらず、其の地福建一省に亞げり理を論ずれば尙當に兵を増すべし總兵に易ふるに提督を設け五營にして方に鎮壓するに足る、乃ち兵を増さずして反て減せむとするか臺地を棄つるは澎湖を棄て漳泉を棄て且率る

て閩浙江廣四省の紛擾を招く所以なり」と極力之に反對し、澎湖移轉論は沙汰止みと爲つた。而して雍正元年(皇紀二三八四年)四月彰化縣淡水廳の増置と共に澎湖には澎湖廳を設けられた。又軍備の方では總兵の統轄の下に鎮標三營、南路營、北路營、安平水師營、澎湖水師營の五警區と定めた。而して澎湖水師營には水師副將ありて之を統轄したのである。即ち副將は上は總兵を協幫し(故に協臺と謂ふ)下は左右二營を管轄して澎湖列島の海岸防禦、砲臺監守、出入船舶查察等を掌つたのである。

明治七年(清の同治十三年)牡丹社蕃人が邦人に危害を加へた事から端を發し西郷從道都督となつて臺灣を征伐した。臺灣征伐の役は澎湖には關係が薄かつたが臺灣としては一大刺戟を受けたのであつた。即ち曩に巡撫沈葆順は臺灣を福建省から獨立して一省を置くの奏議を爲したが用ひられず光緒十一年(皇紀二五四五年)巡撫劉銘傳の時臺灣は獨立の一省となり、從來

の臺灣府を臺南府と改め、臺中に一府を設けて臺灣府と爲し、尋で基隆、雲林、苗栗の三縣を増設し卑南廳を臺東直隸州に改正したときも澎湖は依然として廳であつた。翌光緒十三年我臺灣征伐戰後軍備を擴張し、湖澎守備の副水師將營を廢して澎湖水師總兵鎮を置き、吳宏洛を總兵に任じ宏軍四營(勇營)及練軍二營を督せしめた。光緒十三年吳は安軍四營の勇兵をして西嶼、金龜頭の砲臺を修築せしめ、次で遊擊一營、都司一營を増置して總兵の管轄とした。光緒十四年臺灣防禦費中より銀六十萬兩及び陸揚費として五千兩を投じ英國ジャデン、マデリン會社の手を経てアームストロング式後裝鋼砲三十一門及び附屬器具を購入し澎湖、基隆、淡水、高雄の砲臺が新造補修した。澎湖の砲臺は西嶼、金龜頭、大北山の三座であつた。明治二十八年參謀本部編纂の臺灣誌には澎湖の駐防兵は歩兵四營二、〇三六六人、砲臺砲兵一營五三八人、水師一營五〇九人であつたとある。

清佛戰役と澎湖 光緒九年(明治十六年)(皇紀二五四三年)佛國は安南を保護國とした時清國は安南が入貢受封の史的關係があるといふ理由でトンキンに出兵して抗拒したのが導火線となり順化條約のトンキン境界問題で爆裂し清佛戦争となつた。清國は安南に事端を醸した頃から沈葆楨の奏議に基づき臺灣を獨立の一省とし福建巡撫劉銘傳を擧げて防務總辦に任じ以て佛軍の臺灣攻撃に衝らしめた。劉銘傳は光緒十年(明治十七年)五月二十九日臺灣に著し、全島に團練の制を設け大に壯丁を招募し尙ほ本國より銘、功、建、字の諸軍の派遣をうけ以て臺灣の守備を嚴にし又上海に臺灣軍機糧餉總局を設け上海兵備道に委任して總辦とし以て兵器糧食の充足を計つた。澎湖に於ても此の戦争の際は媽宮港口の北角に穹窿砲臺の露天砲臺各一座を設け、金龜頭、風櫃尾、文澳、大城北、虎井嶼等に砲臺座敷を築き且つ鎖鏈を以て港口を防障した。

佛軍が福州を衝くに方り臺灣及澎湖列島との連絡を牽制するは豫定の計畫たり、即ち光緒十年(明治十七年)八月四日(清曆六月十五日)佛國東洋艦隊司令長官中將クルーベール中將は戰艦十五隻を率ゐて基隆及び淡水を攻撃し十月四日(清曆八月)水師提督レスベールは軍艦九隻を提げて基隆を攻撃占領し之を根據地として該島の北岸ドーム角より南岬(鶯鑿鼻)に至る西北の沿岸長さ凡そ三三九英里、幅五海里の間を取り卷いた。臺灣及澎湖列島の封鎖、壯は即ち壯であるが網の目が荒すぎて十一月英國汽船ウエーバレー號は清國の委託に應じ數度臺灣本島に來往し其の最後の航海に於てさへも清兵六五〇名を四時間内に輸送した、クルーベール中將は更に臺灣本島の封鎖線を澎湖近海に延長し益々嚴密にすべきを命じ、船艦を増派し、裝甲艦四、巡洋艦一六、砲艦七、通報船二、運送船二、水雷艇二總て三五隻を算した、それでも四月中旬英國汽船平安號は廈門より清兵五、六百名の

輸送を試みた。但し之は臺灣近海で拿捕されて澎湖に引致し、尋で該船長並に捕虜の清兵は西貢に押送されたが此の一事如何に封鎖が困難であつたかを語るものであらう。然し此の時佛本國に於ては非戰論盛んなりし爲め、佛軍は機宜を失し、而も基隆、淡水の兩港が風浪高く且つ氣候不良で病兵漸く多くなつた爲め氣を腐らしたクルーバー中將は澎湖に退いて本國の命を待つ決心を爲し光緒十一年(明治十八年)二月十三日船艦七隻を以て澎湖本島を攻撃して之を陥れ、風櫃尾半島の南方なる圓頂灣から上陸し媽宮を占領して之に據つた。既にして佛軍は惡疫の冒す所となり病死者續出し、クルーバー中將も亦媽宮に病歿した。尋で佛本國では内閣更迭し國論非戰に決した爲め五月八日講和が成立し臺灣の封鎖は全く解けてしまつた。

日清戰役と澎湖 明治二十七年(清の光緒二十年)八月、日清兩國が宣戰の布告を爲した時の臺灣巡撫は邱友廉で大に防備を嚴にした。當時澎湖の防備

を見るに宏字四營は周振邦を統領とし、砲隊一營は劉錫侯を管帶とした。同年九月邵巡撫は兩湖總督署理に昇任して臺灣を去り布政使唐景崧が後任と爲つた。北洋の來電は頻繁に警を傳へるので澎湖及淡水に防軍各五營を置き、劉永福は五千人を増募し、更に國防局を設け唐自ら之を統督し、臺北府知府管元善を局長に任じ、民軍を組織するやら義捐金を募集するやら防備おさおさ怠らなかつた。帝國は作戰第一期より作戰第二期に入り、明治二十八年三月二十三日伊東中將の率ゐる我第一艦隊は來りて陸軍の上陸を援護する爲め澎湖砲臺を砲撃して之を沈黙せしめ、而して比志島大佐の率ゐる混成旅團は三月二十日御用船鹿兒島丸、新發田丸等に乗つて八罩島の南岸に著し、二十三日澎湖本島の東方たる林投灣の裏正角より艦隊援護の下に敵前上陸を行ひ、即日進みて中央なる拱北砲臺を攻撃して清軍を破り、勢に乗じて媽宮城を占領した。實に帝國が臺灣受授を了するに先だつこと三

箇月餘であつた。帝國は降伏せる清兵を清國に送還し、尋で海軍少將田中綱常を澎湖列島行政廳長に任じ、先づ軍政を布きて島民を愛撫した。五月十日樺山海軍大將は初代の臺灣總督に任じ、五月二十一日樺山總督發程前、廣島に於て臺灣總督府假條例を制定した。之は民政局、陸軍局、海軍局の三より成る軍政時代であつて、翌六月地方官假官制發布せられ、臺北、臺灣、臺南の三縣と共に澎湖廳の一廳が設けられ、次で明治二十九年四月一日地方官官制が勅令を以て發布せられた頃からして眞の民政時代に入つたのである。

澎湖小唄

砦の守作

一 船の行手に霞かすんで浮ぶ

六十三の島の影

アレハ澎湖島 ホンニホラサノ

夢の島

二 水は美しくし月又また冴さえて

人の心は永久とこほの春

ソレハ平和の ホンニホラサノ

神の島

三 城は固いし港は深い

來れ醜しこくさ草國の仇あだ

指をさゝすな ホンニホラサノ

砦とりでの島しま

四 太郎様かや浦島様か

別れともない胸むねの裡うち

ソレハ乙姫 ホンニホラサノ

戀の島

五 船が出て行きや煙で曇くもる

馬公は村雨むらさめなみだあめ涙雨

ワスレしやんすな ホンニホラサノ

澎湖島

馬公情歌

天鷄作

一 浦島のむかしや龍宮、いま澎湖廳

陸にや要塞海には要港部

浮世はなれたヨコラ樂天地ヨ海のまた

寶は無盡藏

二

高砂たかさごや四海の浪も静まりて

契ちぎりましたよアノ龍宮の

わたしや乙姫ヨコラ浦島様とヨ二人また

秘密ひみつの玉手箱

三

北斗星サウザンクロスを二目に眺め
世界に名高いアノ名月が

照す馬公のヨコラ波の上ヨにくやまた

吹き出す季節風

四

季節風逆巻さかまく浪を事ともせず
飛電ひでん一度アノ來たる時

かわい妻子もヨコラ何んのそのヨ行くやまた

對岸警備たいがんけいびの任につく

五

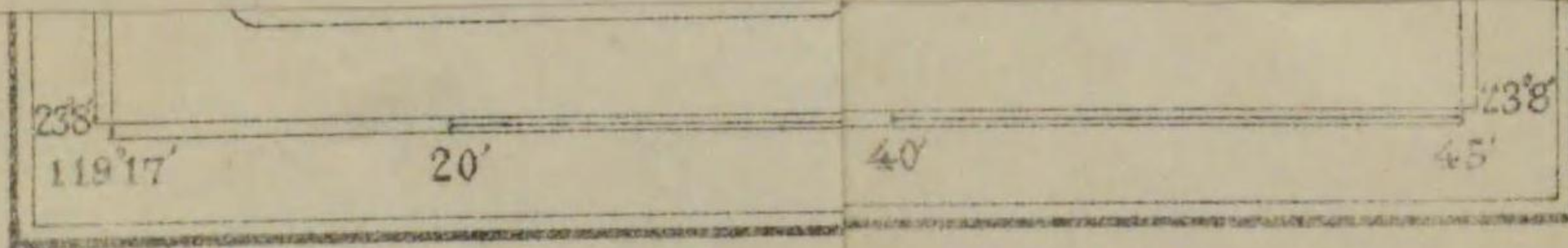
澎湖島の海より深い私の思ひ

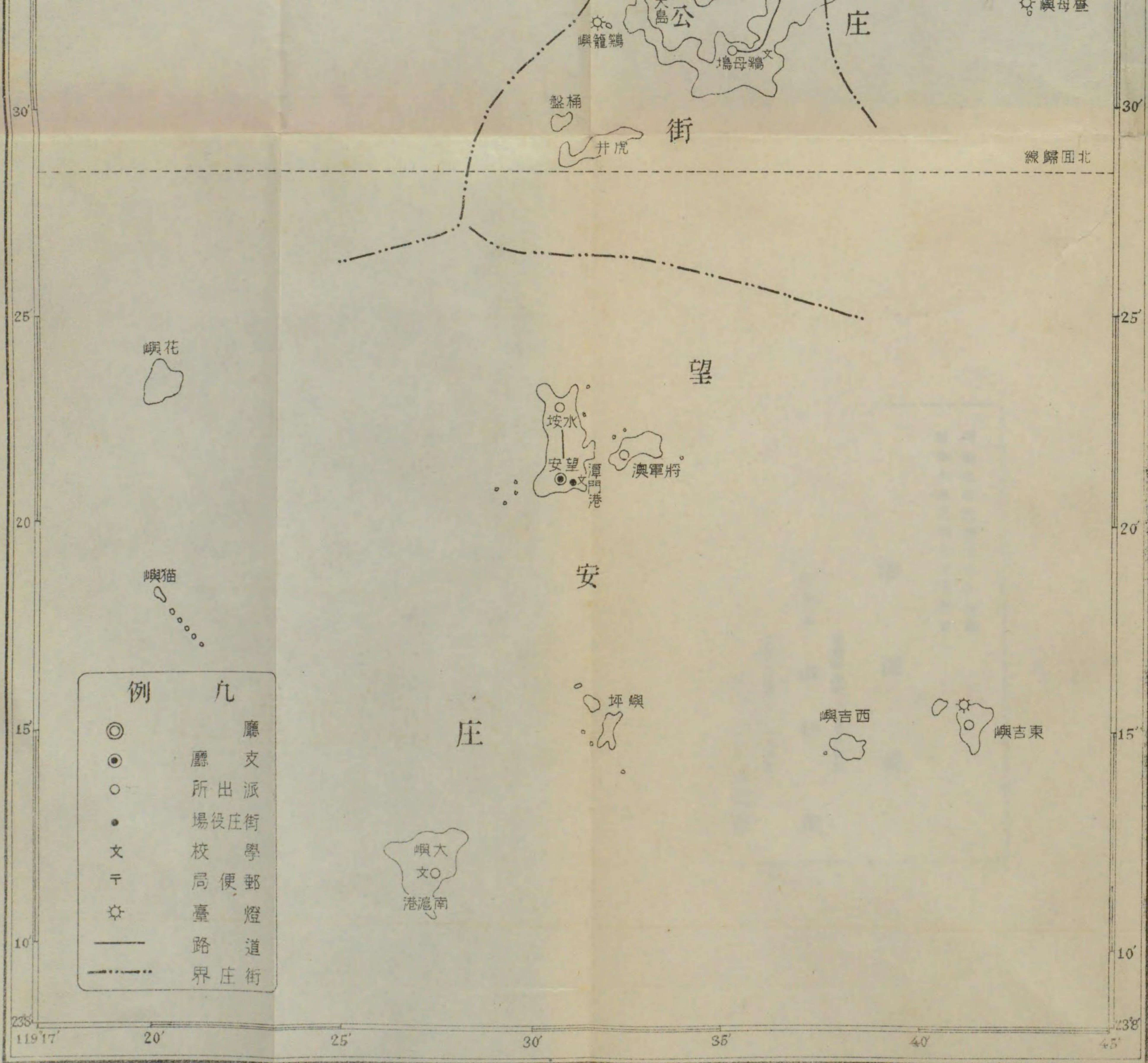
主ぬしは知つてかアノ知らないでか

千人塚のヨコラ月さえてヨ鐘かねの音また

身にしむ秋の風

(鴨綠江節)





例	凡
◎	廳
○	支
○	所出派
●	場役庄街
文	校學
〒	局便郵
☀	臺燈
—	路道
- - -	界庄街

二 高砂や四海の浪も静まりて
契りましたよアノ龍宮の
わたしや乙姫ヨコラ浦島様とヨ二人また
秘密の玉手箱

五 澎湖島の海より深い私の思ひ
主は知つてかアノ知らいでか
千人塚のヨコラ月さえてヨ鐘の音また
身にしむ秋の風
(鴨綠江節)

寶は無盡藏

對岸警備の任につく